

自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会
中間報告書

標準的な教育テキスト（中間案）

平成29年3月

自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会

- ・本冊子は、「自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会」において、平成 28 年度にまとめられた「中間案」である。
- ・今後、平成 29 年度検討会にて、さらに整備を図る予定である。

目 次

序 章 法令関係

第1節	石油コンビナート等災害防止法	1
-----	----------------	---

第1章 安全管理

第1節	安全管理の概説	6
第2節	防災活動に潜む危険を知る	8
第3節	防災活動における安全管理の基本	10
第4節	災害対応中における事故防止	13
第5節	緊急事態	16
第6節	安全教育	17

第2章 火災の性状

第1節	火災・爆発・燃焼の現象	20
第2節	タンク火災の基礎知識	22
第3節	高圧ガス火災の基礎知識	29

第3章 防災活動

第1節	火災の防災活動（各火災共通事項）	33
第2節	タンク火災の防災活動	36
第3節	プラント火災の防災活動	39
第4節	高圧ガス火災の防災活動	41
第5節	関係機関との連携	43
第6節	大容量泡放射システムの運用	46

第4章 消火及び毒劇物の除害方法

第1節	消火の理論	48
第2節	消火の方法	49
第3節	毒劇物の除害方法	50

第5章 施設地区

第1節	施設の配置	54
第2節	事業施設の基礎知識	56

第6章 特定防災施設

第1節	流出油等防止堤	63
第2節	消火用屋外給水施設	66
第3節	非常通報設備	70

第7章 防災資機材

第1節	消防用自動車	72
第2節	消防用自動車の操作訓練	74
第3節	個人防護装備（PPE）	76
第4節	個人防護装備の着装訓練	81
第5節	可搬式放水銃等	85
第6節	空気呼吸器	87
第7節	空気呼吸器の操作訓練	88
第8節	消火設備	93
第9節	消防ホース	96
第10節	泡消火薬剤	101
第11節	オイルフェンス	103
第12節	油回収船	106

第8章 防災活動要領

第1節	通報、情報収集、情報提供要領	108
第2節	現地指揮本部の設置要領	111
第3節	漏えい・流出時の防災活動要領	114
第4節	自然災害時の防災活動要領	116
第5節	防災資機材の調達要領	119
第6節	災害広報要領	121
第7節	応急救護要領	123
第8節	海洋汚染事故対応要領	125

第9章 災害想定訓練

第1節	図上訓練	130
第2節	泡消火の基本訓練	133
第3節	建物火災の想定訓練	135
第4節	タンク火災の想定訓練	137
第5節	プラント火災の想定訓練	140
第6節	高圧ガス火災の想定訓練	143
第7節	熱及び煙の体験訓練（事例紹介）	146

第10章 災害事例の検証

第1節	火災	149
第2節	爆発	158
第3節	流出	166
第4節	浮き屋根の沈降	174
第5節	内部浮き蓋の異常	177
第6節	その他	181

参考文献	183
------	-----

第1節 石油コンビナート等災害防止法



（昭和39年 新潟地震 危険物タンク群の火災状況）

1 石油コンビナートの防災対策

石油コンビナートとは、原油、揮発油等の石油類をはじめとする多くの可燃性液体、エチレン、プロパン等の可燃性高圧ガスや、その他危険性物品を大量に貯蔵し、又は取扱う地帯とそれを構成する企業のことをいいます。

この石油コンビナートにおいて、ひとたび災害が発生すれば、極めて大規模な災害に拡大するおそれがあります。また、石油や高圧ガスを海上輸送する大型タンカーの衝突、座礁及び栈橋における受払時の事故により、油等の流出や海上火災が発生すれば、陸上施設への影響も考えられること、さらには、地震、津波、台風等の自然災害の発生に起因し、石油コンビナートに特有の二次災害に発展する可能性もあります。

そのため、石油コンビナート施設は、その用途によって、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法など様々な規制を受けています。

石油コンビナートの災害に対応するためには、事業所の施設や設備の設計思想や運転条件の根拠等を理解し、異常が発生した場合に迅速かつ的確に対応できるよう日頃から教育訓練を行っておく必要があります。



(昭和 49 年、水島コンビナートの重油流出事故 提供：倉敷市消防局)

2 石油コンビナート等災害防止法の制定

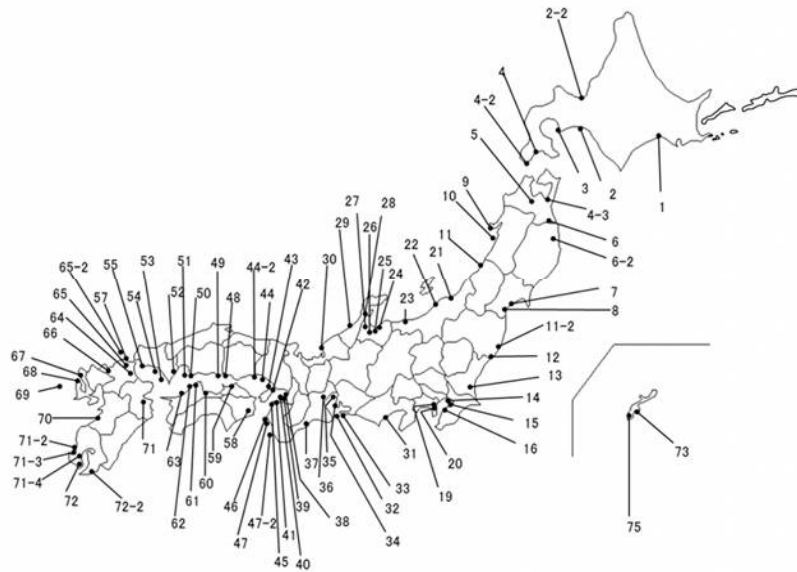
昭和 49 年、岡山県倉敷市の三菱石油（株）水島製油所が保有する屋外貯蔵タンク（48,000kl）底部の一部が破損したため、大量の重油が広範囲にわたって瀬戸内海に流出し、地域住民に甚大な被害をもたらした事故が発生しました。

この事故は、防災上幾多の教訓を残し、総合的な防災対策を早急に構ずる必要性が認識され、検討の結果、「石油コンビナート等災害防止法」（以下「石災法」という。）が昭和 50 年 12 月 17 日制定、昭和 51 年 6 月 1 日施行されました。

石災法施行以前から石油コンビナート地帯では、大量の石油や高圧ガスが貯蔵、取り扱われており、危険物施設からの災害の発生防止に必要な規制を行っている「消防法」、高圧ガスを製造する事業所における災害の発生防止について必要な規制を行っている「高圧ガス保安法」、災害一般について国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じた防災体制の確立を図っている「災害対策基本法」等、各種法令によって防災対策が講じられていた。

これらの関係法令による規制を前提としながら、なお不十分であると考えられる事項を検討し、規制の強化を図るとともに、石油コンビナート地帯の総合的かつ一体的な防災体制を確立することを目的に石災法が制定されました。

【序章 法令関係】



番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域
1	釧路	9	男鹿	22	新潟西港	34	衣浦	45	和歌山北部臨海北部	57	六連島	68	相浦
2	苫小牧	10	秋田	23	直江津	35	名古屋港臨海	46	和歌山北部臨海中部	58	阿南	69	上五島
2-2	石狩	11	酒田	24	富山	36	四日市臨海	47	和歌山北部臨海南部	59	番の州	70	八代
3	室蘭	11-2	広野	25	婦中	37	尾鷲	47-2	御坊	60	新居浜	71	大分
4	北斗	12	いわき	26	新湊	38	大阪北港	48	水島臨海	61	波方	71-2	川内
4-2	知内	13	鹿島臨海	27	伏木	39	堺東北臨海	49	福山・笠岡	62	菊間	71-3	串木野
4-3	むつ小川原	14	京葉臨海北部	28	七尾港三室	40	関西国際空港	50	江田島	63	松山	71-4	鹿児島
5	青森	15	京葉臨海中部	29	金沢港北	41	岬	51	能美	64	豊前	72	喜入
6	八戸	16	京葉臨海南部	30	福井臨海	42	神戸	52	岩国・大竹	65	北九州	72-2	志布志
6-2	久慈	19	京浜臨海	31	清水	43	東播磨	53	下松	65-2	白島	73	平安座
7	塩釜	20	根岸臨海	32	瀬美	44	姫路臨海	54	周南	66	福岡	75	小那覇
8	仙台	21	新潟東港	33	田原	44-2	赤穂	55	宇部・小野田	67	福島		

※ 83区域

(石油コンビナート等特別防災区域の指定状況 平成 28 年 4 月 1 日現在)

3 石油コンビナート等災害防止法の概要

(1) 石油コンビナート等特別防災区域

石災法の第 2 条において、大量の石油又は高圧ガスが取り扱われている区域を「石油コンビナート等特別防災区域」（以下「特別防災区域」という。）と定義し、当該区域の災害の特殊性に鑑み、その災害の防止に関する基本的な事項を定めることにより、消防法、高圧ガス保安法、災害対策基本法等と相まって、特別防災区域における総合的な防災対策の推進を図っています。

特別防災区域は、他の地域以上に規制を強化するとともに、国・地方公共団体・事業者の三者による総合的な防災体制の整備強化を図り、その区域に係る災害から住民の生命・財産を保護することを目的とし、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令により現在、32 道府県の 83 区域が指定されています。

(2) 特別防災区域の防災組織

特定事業者は特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務（以下「防災業務」という。）を行う自衛防災組織の設置を義務付けられています。

また、自衛防災組織に化学消防自動車等の防災資機材を備え付けなければならない場合には、保有する防災資機材等ごとに政令で定める人数の防災要員を置かなければなりません。なお、自衛防災組織に防災資機材等を備え付ける必要がない場合においても2人以上の防災要員を置かなければなりません。

さらに、特定事業者は、自衛防災組織が行うべき防災業務に関する事項について防災規程を定め、市町村長に届け出なければなりません。これは、平常時における災害発生の防止のための措置、災害発生時の災害応急措置等について、必要な事項をできる限り詳細に定めるとともに、平素より防災要員はもとより、すべての職員に徹底する必要があるからです。

一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務の一部を行わせるための共同防災組織を設置することができます。

これは、特別防災区域に係る防災は、当該区域ぐるみの問題であり、当該区域の特定事業所相互の特殊な関係から、運命共同体的な側面を持つことを鑑み、当該区域の特定事業所が共同して防災体制を確立することが極めて有効かつ適切であると考えられるためです。

二以上の特別防災区域にわたる区域であって、地理的条件等を勘案して政令で定めるものに所在する特定事業所の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務のうち、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等を用いた防災活動をおこなうための広域的な共同防災組織を設置することができます。

4 防災規程（石災法第18条）

特定事業者が防災規程を定めなければならないことは前述したとおりですが、そもそも石災法や政令、省令に様々な基準が定められているのに、更に事業者が個々に規程を定めなければならないのはなぜでしょうか？

(1) 防災規程

特定事業者には化学工業や石油製品製造業、鉄鋼業など業種が様々であり、設置している施設や設備も事業所ごとに異なることから、法令には一般的な基準を定めています。そのため、法令をベースとした事業所ごとのルールブック

【序章 法令関係】

(防災規程)を作成し、防災要員のみならず、職員全員がその内容を把握しておかなければなりません。

防災規程は、自衛防災組織が平時及び災害発生時に効率的に機能するように、事業所の特性に合わせて必要な事項をできる限り詳細に定める必要があります。この防災規程を熟知することが特定事業所における災害発生防止、災害を最小限に抑える近道ともいえます。

(2) 共同防災規程

共同防災組織を設置した場合にも防災規程と同様に共同防災規程を定めなければなりません。この規程には共同防災組織が行うべき業務や防災要員、防災資機材等に関する事項について定めることとなっています。ここで注意しておくべきことは、共同防災組織は「自衛防災組織の防災業務の一部」を行うものであるということです。共同防災組織が自衛防災組織の業務の全てを肩代わりするものでもなく、自衛防災組織と無関係な別の組織でもありません。各特定事業所の自衛防災組織と一体となって、その不足を補うためのものです。そのため、平時におけるパトロールなどの災害発生を防止する業務などは共同防災組織には向かないこと、災害が発生するおそれがあり、または発生した場合に直ちに応急措置を行うために必要最低限のものは、各特定事業所になければならないものです。

(3) 広域共同防災規程

共同防災組織とは別に、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等を使用し防災活動を行う場合には、広域共同防災組織を設置することができます。

では、これらの資機材がどこに保管されており、誰が災害発生事業所へ輸送するのか。平時における点検、整備、訓練体制は何に定められているのか。災害発生時の広域共同防災組織との連絡調整は誰がおこなうのか。自衛防災組織、共同防災組織との指揮命令系統はどのように定められているのか等、挙げればきりがありませんが、効率的に広域共同防災組織を運用するために定めるものが広域共同防災規程になります。当然のことながら、資機材の配置事業所のみならず、広域構成事業所全てが把握しておかなければならないものです。

第1節 安全管理の概説

1 ふたつの安全管理

特定事業所内で「安全第一」という標語をよく見かけます。

特定事業所では、事故や災害などにより、安定した生産や事業の存続を損なわれることがないように事故や災害を未然に防止するための諸活動や対策を講じています。この諸活動や対策のことを「安全管理」といいます。

また、石油コンビナートなどの特定事業所では、ひとたび事故が発生すると甚大な人的・経済的被害に発展する可能性が高く、特定事業所の防災を担う自衛防災組織等の防災要員は、災害発生時の初動対応や公設消防と連携した防災活動を行い、被害を最小限に抑えなければなりません。この防災活動を安全に行い防災活動による死傷者の発生などの二次災害を防ぐための対策も「安全管理」です。

「第1章 安全管理」では、後者の防災活動時における安全管理について述べていきます。



【第1章 安全管理】

2 自衛防災組織の防災要員は「安全管理」のエキスパート

石油コンビナート等災害防止法第16条では、特定事業所ごとに自衛防災組織の設置を義務付け、「災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務」を行うことを定めています。「災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務」とは、いわゆる防災に関する業務全般にわたることを意味し、災害発生前の防止対策及び災害の鎮圧等を含むものです。すなわち、防災要員は日常においては特定事業所における安全管理そのものを担当し、災害時には、安全管理に十分配慮した防災活動を行う「安全管理」のエキスパートでなければなりません。

3 事故は起こる…万が一は「0」ではない！

事業所で働く方は、事故を起こそうとしているわけではなく、また会社に損害を与え、社会に迷惑をかけようと考えているわけでもありません。だからこそ、日常から「安全管理」を徹底し、安全を心がけているはずですが、平成18年から平成27年の10年間の特定事業所での事故は年間平均200件を超え高水準で推移しています。また、事故は台風や地震などの自然災害などによって起こることがあります。

事故を起こさない努力は、当然必要ですが、逆に事故は起こるという意識がなければ、適切な防災活動は生まれません。

4 万が一における安全な防災活動は日常の「安心」となる

安全という言葉を辞書で調べると「危険がなく安心なこと」と書いてあります。危険がなく安心なこととは、安定した生産や事業の存続を損なわれる恐れがない状態が継続しているということです。しかし「万が一」でも事故や災害が起こるという前提で、この「万が一」の災害時における安全な防災活動にあたることができるという備えが、日常の作業における「安心」に繋がり、仕事に専念できる環境をつくることのできるのです。

5 防災活動における不安全は致命傷

安全第一を掲げ、日常の作業を行っている特定事業所での事故や災害は、まさに非常事態です。この非常事態において、防災要員の不安全な行動により死傷者を発生させたり被害を拡大させたりすることは、事業所にとって致命傷であり、本当の意味での危機事象といえるでしょう。

非常事態時に活動する防災要員は、まさに危険と隣り合わせです。日常と異なる状況下で、常に警戒しながら安全に防災活動にあたる必要があります。

第 2 節 防災活動に潜む危険を知る

特定事業所などで事故や災害が発生した場合、防災活動に従事する防災要員は、常に危険にさらされることになります。防災活動を安全に行うためには、災害現場に潜む危険を知り、身構える必要があります。

1 本質的に危険な環境での活動

石油コンビナート施設などで事故や災害が発生すると、危険物等の漏えいや施設の破壊現象が進行するなど、極めて不安定かつ危険な環境となります。

(1) 火災・爆発

火災・爆発は、熱、煙、燃焼生成ガスの発生に加え、施設や設備の破壊が伴うなど、物理的に不安定な状態です。危険物火災では、二次爆発、延焼拡大、ボイルオーバー、スロップオーバー、BLEVE 等の発生等により一挙に拡大することもあります。

(2) 漏えい

危険物、可燃性固体、可燃性液体、高圧ガス、可燃性ガス、毒劇物その他の有害な物質の漏えいが増えられ、事業所内に限らず事業所外にまで拡大するおそれがあります。

(3) 破損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付随する設備の破壊、破裂、損傷等であって、特定事業所の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏えい等を防止するために直ちに使用停止等の緊急の措置を必要とする状況です。

(4) 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの等であって、出火、爆発、漏えい、破損の発生を防止するために、直ちに緊急の保安上の措置を必要とする状況です。

2 日常ではない行動を強いられる

(1) 重装備

災害現場に出動する防災要員は、ヘルメット、防火服、耐熱服などに身を包み、さらに空気呼吸器、無線機、ライトなどを装着し重装備で活動することとなります。

(2) 反生活行動

【第1章 安全管理】

災害時における行動は、日常では行わない行動を強いられることもあります。たとえば、日常にない濃煙、高熱、暗さなど劣悪の環境下など、日常の行動ではあり得ない方法や場所での活動も考えられます。

(3) 現場心理（興奮・恐怖心）

災害現場での心理状況は、平常時とは大きく異なるものがあります。災害現場の異常な現象は、当然心理に反映し、さらに任務の遂行という重圧も加わり、強いストレスにさらされます。そのため興奮したり、恐怖心に襲われたり、不安感に包まれるようなこともあります。このように日常と異なる行動、緊張、興奮、恐怖心や疲労などは、思考力や判断力の大幅な低下となり、注意力を散漫にし、二次災害を誘発する大きな原因になります。

3 防災活動はリアクションを誘発する

防災活動による破壊や消火は、時には思いもよらぬリアクション（反動）を誘発します。消火や進入のために開口部を設定すれば、火勢が急激に拡大し、場合によってはフラッシュオーバーやバックドラフト現象を引き起こす原因にもなります。また高温部分に注水すると、水蒸気によって視界の障害となり、高温になった水が跳ね返ることもあります。また炎上中のタンク内に冷却水が流入するとスロップオーバー現象が生じる危険もあります。泡消火では、足元が見えない状況となり、転倒してしまうこともあります。このように防災要員の活動によって引き起こしたリアクションによって現場の危険性は更に高くなることもあります。

第3節 防災活動における安全管理の基本

1 安全管理意識の徹底

(1) 安全管理の基本は自己防衛！

防災活動における安全管理の基本は、自己防衛です。自らの安全は自らが確保するという認識を持って、いかなる場合も安全行動に徹していかなければなりません。

また、防災要員一人ひとりが安全に対する意識を強く持ち、災害現場に危険が存在するのを知り、そこでの二次災害をゼロにするよう意識して活動することが大切です。

(2) 装備を過信するな！

個人装備は防災要員の命綱ともいえる資機材です。個人装備の性能と限界を熟知し、装備を過信せず、適切に使いこなすものとして活用する意識付けが必要です。

(3) 服装の乱れは、怪我のもと！

安全な活動は、防災活動に限らず、日常における作業も含め、まず服装からといわれています。しっかりとした着用は、心身ともに引き締め、怪我を防ぐことができます。特に事故、災害現場では、服装の乱れが原因で命を落とすこともあります。

(4) 当たり前と向き合う勇気を持つ！

ア 当たり前のことをバカにせずきちんとする

毎朝の防災資機材の点検、今日ぐらいやらなくても大丈夫。こんなことぐらい手を抜いても大丈夫というようなことはありませんか？

イ 当たり前になっていることを本当にそれで良いのか考える

前はこんなやり方だったから今回もこれでいいか！（前例踏襲）や、安全な状態を当たり前と思っていないですか？

2 平常時における防災活動の安全管理

防災要員は、事故対応や災害の鎮圧のため、一瞬も気の抜けない危険な状況下での活動を強いられます。このような状況下で、安全・確実・迅速に防災活動を実施するためには、平常時から十分に対策を講じておく必要があります。

(1) 厳正な規律の確保と健康・体力の保持

ア 規律の保持

規律は防災組織が一体性を保ち、災害を鎮圧するという目標を達成するために必要なものです。特に混乱した状況下ではリーダーの強い統制

【第1章 安全管理】

の下チームワークを発揮しなければ災害の鎮圧はできません。そのためにも、厳正な規律の確保は必要不可欠なものです。

イ 健康・体力の保持

災害現場は炎・煙・熱・ガスなどが発生し、施設などの破壊が進行する状況下で長時間に及ぶ活動を強いられます。防災要員は、防災活動を的確に遂行するため、普段から食事、睡眠等に留意して体調管理に努めるとともに、健康の保持、気力・体力の練成に努めなければなりません。またリーダーは、常に防災要員の技量・体力・健康状態の把握に努めましょう。

(2) 装備資機材の使用方法・性能の習熟と事前点検の徹底

防災活動を実施する際に使用する防火服や防護服などの個人装備、化学消防車やオイルフェンス等の防災資機材、消火器具等の機械器具を安全に使用するため、その性能限界と使用方法に習熟しておくとともに、日々の点検を怠らず、いつでも使用できるようにしておかなければなりません。

(3) 活発なコミュニケーションによるチーム力の向上

防災活動は、チームリーダーを中心としたチーム力（組織力）があれば、効率よく安全に活動を実施することができます。災害発生時にチーム力を発揮させるためにも、日頃から活発なコミュニケーションを行い防災要員相互の考え方や意思を確認し、協働できるようにしておきましょう。

(4) 訓練していないことは本番でもできない

事故や災害発生時は、迅速で的確な対応が求められます。対応力を培うためには、訓練の定期的な実施が欠かせません。さらに防災活動上における危険を回避するためにも、訓練等を通して日頃から感覚・感性を高め、弱点の補強と安全教育を行うことが大切です。

また、訓練内容は、できる限り詳細に記録し、安全管理面からの検討を行い、防災活動に活かせるようにしましょう。

(5) 「万が一」だからこそ対処事例はかけがえのない教訓（事後対策）

企業にとって事故、災害はあってはならないものです。そのために日頃から安全対策を講じられているのですが、万が一事故や災害が発生したときの防災活動事例は、かけがえのない教訓となります。防災活動の内容を詳細に検証して対応策を見出し、防災活動の指針として活かせるようにしましょう。

3 事故・災害対応中の安全管理

(1) 二次災害の防止

特定事業所等における事故や災害は、常に危険が潜在し急速に拡大するということを認識し、事故や災害の規模、推移の状況把握に努め、二次災害の防止に努めます。

また、目の前の状況だけに惑わされて、周りの状況が見えなくなる可能性もあるため、状況の変化を常に把握し、チーム内はもとより、ともに活動する防災組織、公設消防の部隊との積極的な情報交換を図ることが重要です。

(2) 危険情報は命綱

事故や災害の状況把握は、災害対応や措置を迅速かつ的確に実施する上で必要な事項です。特に、防災活動の障害となる危険に関する情報を得ることは、安全な防災活動を行う上での命綱です。この情報は、現場の全防災要員に周知徹底しなければなりません。

(3) 一人にならない、一人にするな！

災害現場に潜む危険を察知するためには、多くの「目」が必要です。また一人では対応できないことも複数であれば解決できることもあります。指揮監督的立場にある者は、明確な指示・命令により常に防災要員個々の行動を管理し、また防災要員は、相互に安全の確保に努めなければなりません。

第 4 節 災害対応中における事故防止

1 危険な場所と安全な場所

(1) 危険な場所は穴

ア 地下室・共同溝・洞道・側溝等

着火油、未着火油及び蒸気の流入が考えられます。

イ 防油堤内

消火水や冷却水が滞水し、タンクからあふれた危険物が一挙に延焼拡大して放射熱や火炎にあおられる危険があります。消火水等は、適宜防油堤外に排水し、原則として資機材等を設置する場合を除き進入禁止です。

ウ マンホール・窓などの開口部・ブロック壁体

爆発に伴う爆風圧、飛散物等による被害が発生するおそれがあります。

(2) 安全の味方は遮蔽物と風

耐火建物・堅固な地物・工作物等、放射熱や爆発を遮蔽できる場所を視野に入れながら活動しましょう。防災活動は原則として風上側から行いますが、防油堤等のない施設の場合は、特に風上側、高所側から行動し、風上側と高所側が異なるときは風横側から行動し、流出油の延焼に注意します。また輻射熱は、火災の進展状況、風位風速により大きく変動するので注意が必要です。

2 災害との対峙は距離と時間の余裕を持つ

(1) 近づくな！（距離）

危険物火災は、相当な輻射熱の影響下で活動するため、耐熱服、空気呼吸器や水幕設備等を活用しますが、筒先において相当の熱さを感じたり、耐熱服の内部で熱を感じた場合は、装備の能力を超えていることが考えられますので、燃焼物から十分な距離をとります。また、延焼により二次爆発を起こす危険性がありますので、不用意な接近を避けるとともに、放水銃（砲）を活用するなど、危険防止に配慮します。

(2) ギリギリまで頑張るな！（時間）

呼吸保護具の活用にあつては、ボンベの残量に配慮し時間的な余裕を持って退避できるようにしておきます。

3 足元に注意

大量の泡放射により災害現場一面が泡で覆われた状況下では、路面が滑りや

【第 1 章 安全管理】

すく、また下水側溝、配管、ピットなどを視認することができません。事前に警戒テープなどで場所を表示し、転倒や転落を防止します。

4 有毒ガスとの戦いは検知・呼吸保護・ペア活動

人体に有毒な物質やガスを発生させる危険物等が漏えいした場合は、次の点に留意して活動を実施します。

- (1) 空気呼吸器や酸素呼吸器等の呼吸保護具を確実に装着します。
- (2) 単独活動は厳禁です。互いに安全確認ができるよう複数で活動します。
- (3) ガス検知を適宜行い、有毒ガスの状況把握に努めます。
- (4) ばく露したときは、直ちに応急措置をとり、救急車の要請を行います。

5 引火・爆発危険のある区域は最小人員で

流出油、漏えいガスの引火危険のある区域（ガス濃度が爆発下限値の 30% を超える区域）での防災活動は、活動する防災要員を限定し、緊急時には速やかに退避できる体制を構築します。

6 ローテーションで長時間対応

火災の輻射熱を長時間受けることによる火傷や熱中症及び長時間活動における疲労の蓄積による事故を防止するため、防災要員が適切な時期に交替できるよう考慮します。例えば、耐熱服着用隊員は概ね 30 分毎、防火服、防毒装備の防災要員は概ね 4 時間程度の活動を目途に交替します。また、交替要員の待機や休養のための待機所を開設することが望ましいです。

7 注水に注意

- (1) 水も熱くなる

冷却注水する場合は、タンク側板からの跳ね返った高温水の飛散に注意します。

- (2) 注水してはダメ

金属ナトリウム (Na)、金属カリウム (K)、カーバイド (CaC_2) 等の禁水性物質は、注水により可燃性ガスを発生し、爆発燃焼するため絶対に注水してはいけません。

また、マグネシウム (Mg) 粉、アルミニウム (Al) 粉等の金属粉又は金属の切りくずが燃焼中のときも、注水により爆発を伴って燃焼するので、注水厳禁です。

- (3) 消火水は汚れている

消火水は、汚染水となり有毒、有害、腐食性を有する場合があります。

【第 1 章 安全管理】

すので、不用意に触れたり、消火水の中を歩き回らないようにしましょう。

第 5 節 緊急事態

1 緊急事態発生、直ちに退避

災害対応中の防災要員が災害状況や活動環境の急変や体調不良など、生命・身体の危機的状況に見舞われた場合は、時機を失することなく直ちに退避しなければなりません。

(1) 活動環境の変化

危険物火災におけるボイルオーバー、スロップオーバー、BLEVE 等の発生

建物火災におけるフラッシュオーバー、バックドラフトなどの発生

(2) 防災要員の体調変化

夏季や長時間の活動時における疲労や体調異常などを認めた場合

(3) 放水状況の変化

消火活動中に、放水圧力または放水量が急激に低下した場合

(4) 空気呼吸器の残圧低下

空気呼吸器の残圧が余裕圧力（3 MPa）に至った場合

空気呼吸器の残圧警報機が鳴動した場合

2 退避の伝達

緊急事態などの危険を察知した者は、直ちに指揮者及び現場指揮本部等に報告するとともに周囲に知らせて危害防止を優先します。

(1) あらゆる手段で伝達

警笛の吹鳴、無線、拡声器等のあらゆる方法を用い周知します。警笛は防災要員全員が携帯することが可能であり、伝達要領を定めることにより確実に伝達することができます。

ア 「短声連続」吹鳴

イ 警笛を聞知した防災要員は、直ちに活動を停止し、退避するとともに他の防災要員へ伝達のため、自らも警笛を吹鳴します。

(2) 退避経路の設定

緊急事態に備え、災害現場からどのような経路でどこに退避するか、あらかじめ要員全員に周知します。その際、避難経路は、風向き及び地面の勾配等を考慮し決定します。

第6節 安全教育

1 訓練の重要性

事故や災害に対して、防災活動マニュアルなどを準備していても、防災要員一人ひとりが安全な活動を理解していなければ、安全な活動はできません。いざというときに的確に行動するために、日頃からの訓練を通じ、状況の変化に応じた判断力を養っておく必要があります。

2 様々な訓練手法

安全管理のための訓練には、危険予知訓練（KYT）、リスクアセスメント、役職に応じた教育訓練、五感いきいき安全プログラム、図上訓練など、様々な手法がありますが、ここでは危険予知訓練について述べていきます。

3 危険予知訓練（KYT）

（1） 危険予知訓練（KYT）とは

防災活動や防災訓練などを描いたイラストシートや画像などを使って、防災活動や防災訓練の中に潜む危険要因とそれが引き起こす現象について、小グループで話し合い、考え合い、分かり合って、危険のポイントや重点実施項目を唱和したり指差し呼称で確認して、事前に安全を先取りする訓練方法です。危険予知訓練は、危険（KIKEN）のK、予知（YOCHI）のY、トレーニング（Training）のTをとってKYTといいます。

この訓練は、5人前後の小グループで実施するのが望ましく、防災活動や防災訓練の場において「ヒヤリ」「ハット」した事例や、防災活動や防災訓練等に潜む数限りない危険要因等をとらえて、その危険性を正しく認識できるよう感受性を高め、安全先取りの対応力を身につけることがねらいです。

（2） 危険予知訓練（KYT）の進め方

危険予知訓練には、いくつかの方法がありますが、ここでは最もポピュラーな4ラウンド法について述べていきます。

イラストシートに描かれた、防災活動や訓練の状況の中に「どんな危険が潜んでいるか」をメンバーで話し合い、4つの段階（ラウンド）を経て、解決方法を見出していきます。

【第1章 安全管理】

1 始める前に ブレン・ストーミングの4原則で、多くの意見を聞きます。その中のきらりと光る質の高いものを発見することが大切です。 ①批判しない（よい悪いに批判をしない） ②自由に ③質より量（何でもよいからどんどん出す） ④便乗加工（他人のアイディアに便乗してもよい） 2 危険のポイントと行動目標を指差し呼称で顕在化 KYT で危険のポイントと行動目標を指差し唱和で体が無意識に反応するぐらいにしっかりと意識下に叩き込み、指差し呼称で顕在化していくことが重要です。	
ラウンド別	進め方
第1ラウンド 【現状把握】	どんな危険が潜んでいるか 「～して〇〇になる。～なので〇〇になる」と危険要因とそれによって引き起こされる現象を具体的にどんどん出す。
第2ラウンド 【本質追求】	これが危険のポイントだ 発見した危険のうち ①特にみんなの関心が高いもの ②重大事故につながるもの ③緊急対策が必要なもの を危険のポイントとして2～3項目に絞り込む
第3ラウンド 【対策樹立】	あなたならどうする 第2ラウンドで絞った危険のポイントに対し、 ①具体的で実施可能なもの ②特にチームとしてこうすべきだ という対策をどんどん出す。
第4ラウンド 【目標設定】	私たちはこうする 第3ラウンドで出された具体的な対策のうち、チームとして ①すぐに実施する必要のあるもの ②どうしてもやらなければならないもの を重点実施項目として1～2項目みんなの合意で決める。それに対して「～を〇〇して・・・しよう」と前向きのチーム行動目標を決める。
確認（ワンポイント指差し呼称項目） 現場で必ず呼称確認しようと指差し呼称項目をひとつ決め、3回「〇〇よし！」と指差し呼称を行い、タッチ・アンド・コールで締めくくる。	

【第 1 章 安全管理】

(4) K Y T 訓練の充実

K Y T は、参加者の安全に対する参画意識が芽生え、危険に対する感受性や集中力が高まるという効果がありますが、反面、同じことの繰り返しで新鮮味がなくなったり、ヒヤリ・ハットの事例不足などが原因で効果的な訓練が継続できない恐れもあります。そこで、次のような改善を加えながら、継続的な危険予知訓練に取り組んでいきます。

ア 防災訓練実施前 K Y T

訓練シートを使わずに、実訓練実施前に訓練想定を見て、1～4 ラウンドを口頭で実施するもの。

イ 個別 K Y T

経験年数が少ない職員に対し、指揮者が個別に危険予知をしてアドバイスするもの。

ウ 一人 K Y T

訓練想定や防災活動をイメージして一人で実施するもの。

エ 応用 K Y T

行動目標（スローガン）を出すだけでなく、同じ訓練シートを活用して、①二次災害の発生危険と対応、②環境的要因（夜、天候）、③心理的要因（無意識動作、憶測動作など）を検討する。

オ 写真・動画の活用

自隊の訓練中の写真や動画、インターネットなどで公開されている災害や訓練の写真や動画、さらにはニュース映像などを活用し充実を図る。

第1節 火災・爆発・燃焼の現象

1 火災・爆発の定義

火災とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反し発生若しくは拡大した爆発現象をいいます。

爆発とは、人の意図に反して発生し又は拡大した爆発現象をいいます。

爆発現象には、化学的变化による爆発の形態があり、急速に進化する化学反応によって多量のガスと熱を発生し、爆鳴・火災及び破壊作用を伴います。

2 燃焼の四要素

燃焼とは、一般的に空气中又は酸素中で物質が激しい酸化反応によって熱と光を発生する現象です。

この燃焼が起きる条件として①可燃物があること、②熱源(発火エネルギー)があること、③周囲に空気(酸素)があること、の三つの要素が必要です。これを燃焼の三要素といい、このうちのどれ一つを欠いても燃焼は起こりません。また、燃焼の三要素に連鎖反応を加えた四要素が存在しなければ燃焼は継続しません。

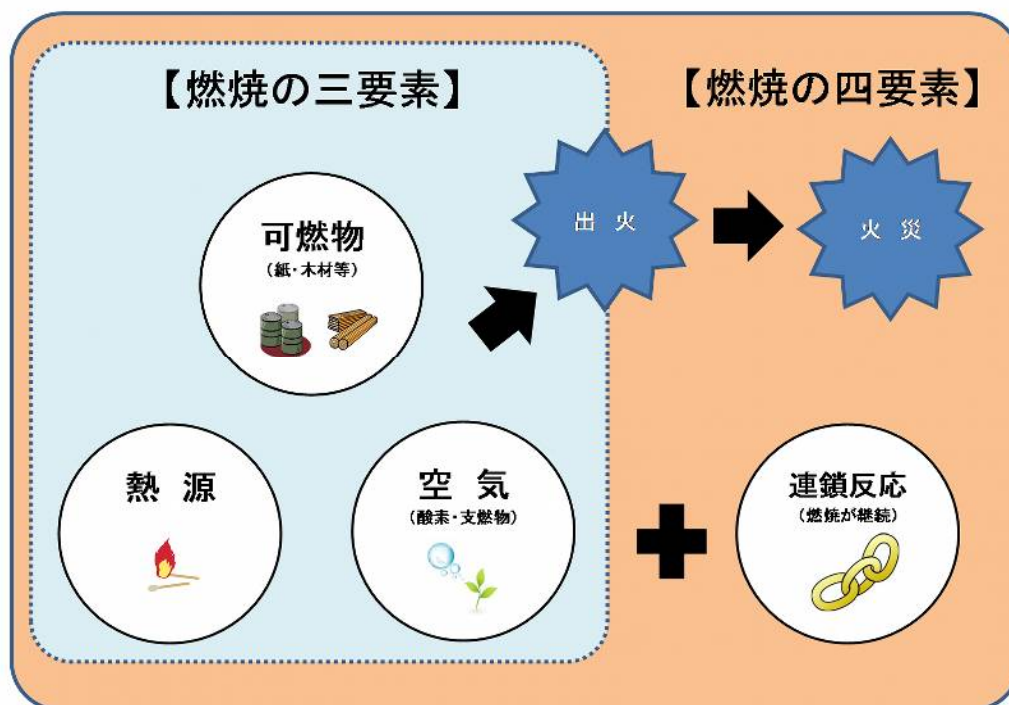


図 2-1-1 燃焼の四要素

【第2章 火災の性状】

3 熱源

火災における主な熱源には次のものが挙げられます。

(1) 高温表面熱（煙突、電気器具、電球など）

可燃性混合ガスが高温物体と接触すると、その表面から熱を供給されて高温になり、発火に至ります。例として加熱炉や高温配管などがありますが、発火のしやすさは温度だけではなく、物体の表面の形状、規模、熱伝導度などの影響を受けます。

(2) 静電気火花

異種の2物体が接触すると、その界面で電荷の移動が起こります。その後2物体が離れる際それぞれの物体に互いに異なる正負の電荷が残留し、これが静電気となります。

発生した静電気は大気や地中に流れて電荷が減少しますが、発生量が多くなると電荷が過剰となり、他の物体との間で放電が起こります。その際の放電エネルギーが可燃性混合ガスの最小発火エネルギーより大きければ熱源となります。

二酸化炭素消火器も噴出時に生成されるドライアイスがノズルなどの摩擦によって強く帯電します。消火に用いる場合のように既に着火し燃焼している可燃性液体に噴射する場合には問題ないのですが、可燃性蒸気が滞留している空間での放出では着火源となる危険性があり、実際に、消火装置の試験運転が原因で石油タンクが火災となった例が海外で報告されています。

(3) 電気火花

電気火花は、電気の直流、交流を問わず、電気設備のスイッチの開閉、電気配線の断線、接触不良、ショート、漏電などで発生します。その際の火花のエネルギーが可燃性混合ガスの最小発火エネルギーより大きければ熱源となります。

(4) 裸火（火気）

バーナー等の作業用火気、ストーブ、マッチ等の一般の火気、ボイラー等の火炎は可燃性混合ガスと接触することにより熱源となります。

(5) 摩擦熱

グラインダー、ブレーキ、ハンマーによる打撃などで生じる摩擦熱が熱源となります。

(6) 断熱圧縮による温度上昇

高圧ガス設備のバルブを急激に開くと、低圧側の配管や装置に高圧ガスが急速に流入し、圧力調整器などの部分で断熱的に圧縮されて高温になり熱源となることがあります。

第2節 タンク火災の基礎知識

1 ボイルオーバー

(1) ボイルオーバーの概要

浮き屋根式タンクや屋根と側板を弱く結合した放爆構造のタンクを含む頂部開放式タンクの火災において、貯蔵油の燃焼中に生じ得る現象の一つで、油が長時間燃焼しているうちに、突然タンクから燃焼油が爆発的に噴出し、火災が一挙に激化する現象です。

原油や重油等のタンク火災においては、長時間の燃焼によって油中の揮発成分のみが燃焼し、残った非揮発成分が高温の重質層を形成して次第に下降（ヒートウェーブ現象）していきます。この高温の重質層がタンク底部に溜まった滞水層又は水エマルジョンの層に達するまで下降すると、これらの水の層が過熱され、水蒸気爆発を起こします。

この水蒸気爆発により、燃焼中の表面部を含む高温の油がタンクの直径の10倍以上の高さに吹き上げられます。過去の事例では、直径330mの火焰の塊が1,800mの高さにまで達したことが知られています。

また、ボイルオーバーによる油の水平方向への飛散については、直径28mの原油タンクの火災で約27m離れた高さ1.8mの防油堤を2方向に分かれて飛び越えた例もあります。

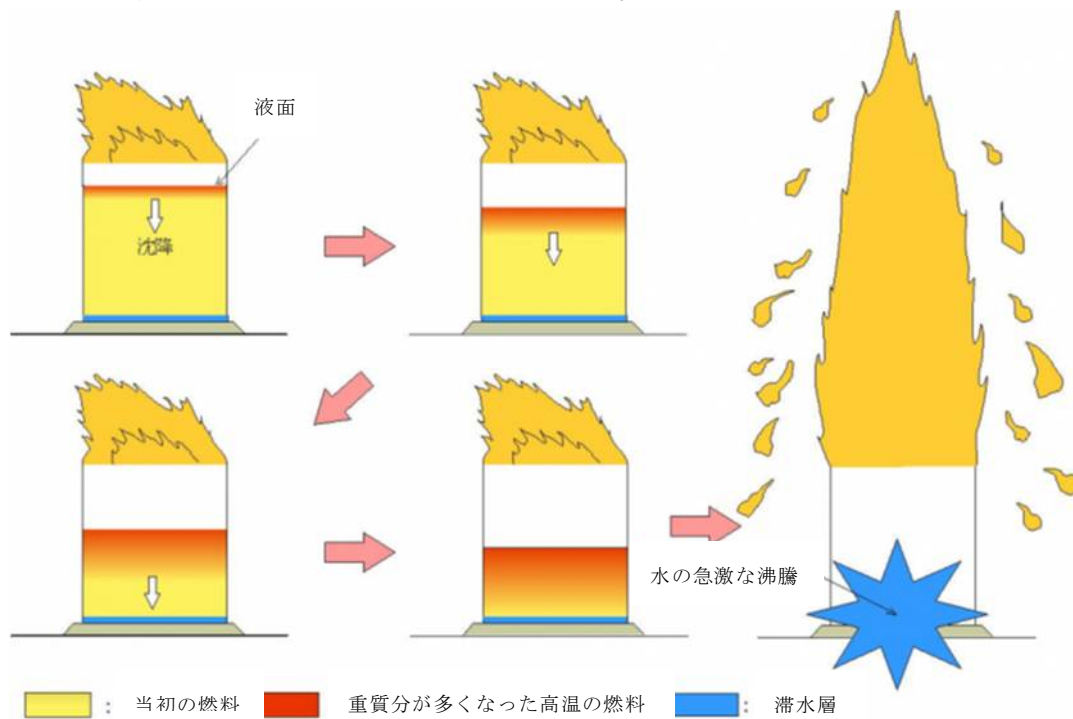


図2-2-1 ボイルオーバーの発生機構の模式図

【第2章 火災の性状】

(2) ボイルオーバーを発生し得る油種

ボイルオーバーを発生し得る油種としては、原油、重油、廃油（沸点範囲が広い場合）等が考えられます。実際にボイルオーバーが発生した事故例における油種では、原油が圧倒的に多いです。

(3) ボイルオーバー発生時間の予測

高温層の降下速度は、過去の事故例や実験から求められており、安全率を考慮して概ね $1 \sim 2 \text{ m/h}$ です。したがって、ボイルオーバーの発生時間は推定でき、例えば、油面の高さが20mのタンクでは、火災発生後10～20時間とされています。

また、ボイルオーバーを予測する判断材料は次のとおりです。

- ア 火炎が突然著しく高くなる。
- イ 火炎が急激に輝きを増す。
- ウ 「バチバチ」「ジュー」といった音が激しくなる。
- エ 油の塊が液面から飛散する。



写真2-2-2 直径5メートルの容器を用いたボイルオーバー実験

2 スロップオーバー

【第2章 火災の性状】

原油の火災時において、誤って油表面に放水が行われた場合、降雨があった場合、泡消火が行われた場合等に、水分が表面近くの油層内で気化することにより、油が水と一緒に溢流する現象です。

油が粘性を有し、沸点が水の沸点以上である場合に発生する恐れがあります。ボイルオーバーに比べれば穏やかな現象ですが、溢れ出た油がタンク周辺で燃えることから、火災が拡大することになります。

タンク内に外部から入った水が沸騰して油を溢れさせるまでの時間が発生時間と考えると、発生時間は水が入ってから数分から1時間程度と考えられます。

3 フロスオーバー

火災を伴わずに、タンクから油類が溢流する現象をいいます。典型的な例としては、高温の油中にそれより低い温度の油や水を入れた場合、油や水が沸騰して噴出することがあります。結果的には、火災になることが多いです。

フロスオーバーは、火災を伴わないで高温の油と水が接触して起こる現象であるため、水の混入または攪拌から油内の水が沸騰する時間を考慮すると、発生までの時間は、数分から1時間程度と考えられます。

4 蒸気雲爆発

蒸気雲爆発とは、可燃性物質が漏えい後、直ちに発火せず、可燃性物質の蒸気が大気中に雲のように拡散した後に発火爆発する現象です。燃焼は可燃性物質が全量燃焼し終わるまで続き、その間、球状の大規模なファイアーボールが発生することがあります。例えば、2005年12月に起きた英国・バンスフィールドのタンク火災では、タンクから溢れ出たガソリンが長時間地上に滞留した後、蒸気雲爆発が発生しています。

5 浮き屋根式屋外貯蔵タンクの火災形態

浮き屋根式屋外貯蔵タンクの火災には、次に示す3つの形態があります。

(1) リム火災

浮き屋根式屋外貯蔵タンクでは、貯蔵している危険物が空気に接触している部分、すなわち可燃性蒸気を発生している部分は、シール機構と側板のごく僅かな隙間です。したがって、落雷、地震時に発生する液面揺動（スロッシング）に起因する附属設備の接触による衝撃火

【第2章 火災の性状】

花や他からの延焼に起因する引火は、この部分で発生すると考えられています。

このシール機構と側板のごく僅かな隙間で発生した初期の火災がリム火災と呼ばれる形態です。

(2) リング火災

リム火災に対して適切な消火が行われなかった場合、火炎はシール機構上を延焼し、やがて浮き屋根の全周にわたって火炎が発生するようになります。この状態がリング火災と呼ばれる形態です。リング火災は第3種固定式泡消火設備により消火する事が可能とされています。

(3) 全面火災

リング火災を適切に消火できなかった場合、ポンツーンは火炎により次第に損傷し、やがて損傷部位から消火用泡（又は還元された泡水溶液）や危険物がポンツーン内に流入することによって、浮き屋根は必要とされる浮力を失い、危険物中に沈降していきます。

浮き屋根が危険物中に沈降し、液表面がすべて露出した状態での火災形態が全面火災と呼ばれる形態であり、第3種固定式泡消火設備により消火することはできず、外部から大量の泡をタンク内に放射して消火することが必要となります。また、貯蔵されている危険物の種類や貯蔵量にもよりますが、ボイルオーバーの発生する可能性があることから、消火は必要な泡消火薬剤を集結させて、一挙に短時間で行います。

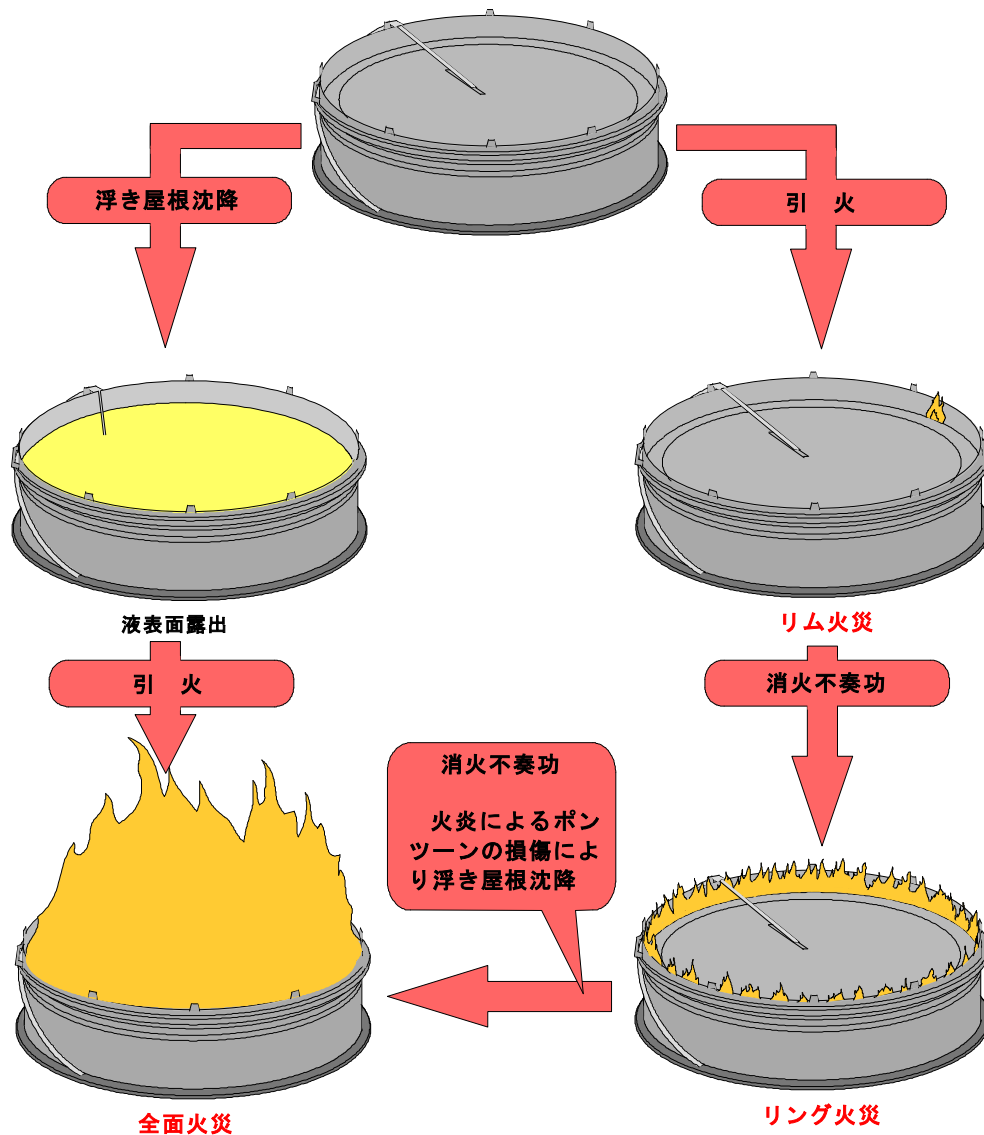


図2-2-3 浮き屋根式屋外貯蔵タンクの火災形態の関連

6 固定屋根式屋外貯蔵タンクの火災形態

(1) 全面火災

固定屋根式屋外貯蔵タンクにおいて火災や爆発が発生すると、放爆構造によって屋根板と側板頂部との接合部が破断します。この破断の範囲が大きい場合、大きな開口部が生じてタンク内部へ燃焼に必要な酸素が十分に供給されるため、液表面の全面に火炎が発生する全面火災に至ります。

このような放爆の直後から全面火災になるような接合部の大きな破断は、比較的直径の小さい屋外貯蔵タンクで発生すると考えられています。

【第2章 火災の性状】

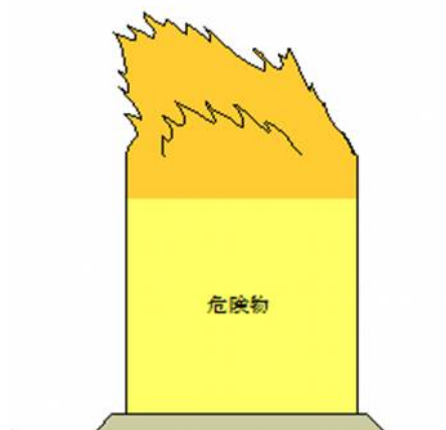


図2-2-4 放爆の直後から全面火災となったイメージ

(2) 部分火災

破断の範囲が小さい場合は、燃烧に必要な酸素が十分に供給されないため、液表面の一部に火災が発生する部分火災となります。部分火災では、大量の黒煙が発生しますが、これは開口部から遠い部分の液表面において、酸素の供給が十分でないことに起因する不完全燃焼によるものです。

このような部分火災であっても適切な消火が行われなければ、屋根板、屋根骨は赤熱、変形、湾曲して開口面積が増大し、やがて屋根板、屋根骨、側板が折れ曲がるように油面に落下し、結果として燃焼面積の増大によって全面火災に至ることになります。

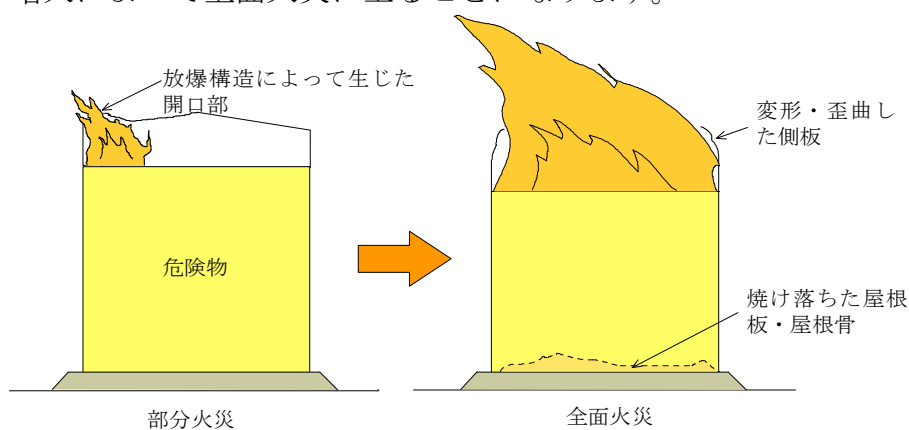


図2-2-5 適切な消火が行われず部分火災から全面火災に至るイメージ

【第2章 火災の性状】

7 浮き蓋付きの屋外貯蔵タンクの火災形態

前5に示した浮き屋根式屋外貯蔵タンク及び前6に示した固定屋根式屋外貯蔵タンク以外の屋根形式として、浮き蓋付きの屋外貯蔵タンクがあります。この浮き蓋付きの屋外貯蔵タンクは、いわゆるインナーフロートタンクと呼ばれるもので、浮き屋根式屋外貯蔵タンクと固定屋根式屋外貯蔵タンクの長所を組み合わせ、揮発性が高く、雨水の浸入を嫌う危険物の貯蔵に適しています。

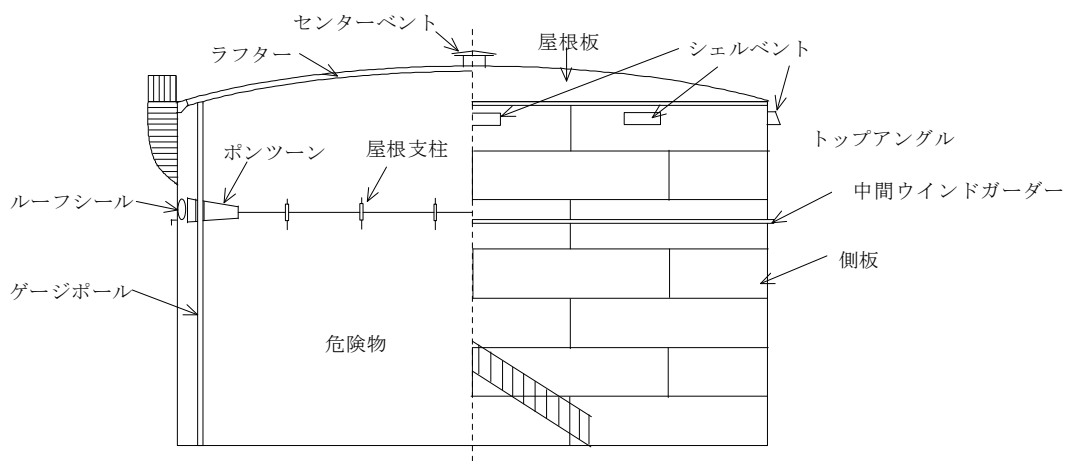


図2-2-6 浮き蓋付きの屋外貯蔵タンクの構造例

浮き蓋付きの屋外貯蔵タンクでは、浮き屋根式屋外貯蔵タンクと固定屋根式屋外貯蔵タンクの双方の性質を有していることから、リム火災、リング火災、部分火災、全面火災といった火災形態が発生する可能性があります。

第3節 高压ガス火災の基礎知識

1 高压ガスの定義

高压ガス保安法における「高压ガス」は特に定めるものを除き、気体である「圧縮ガス」と、液体である「液化ガス」に区分されて定義されています。

(1) 圧縮ガスにおける「高压ガス」(高压ガス保安法第2条第1号)

常用の温度において圧力（ゲージ圧力をいう。）が1MPa以上となる圧縮ガスであって現にその圧力が1MPa以上であるもの又は温度35℃において圧力が1MPa以上となる圧縮ガス。

(2) 液化ガスにおける「高压ガス」(高压ガス保安法第2条第3号)

常用の温度において圧力（ゲージ圧力をいう。）が0.2MPa以上となる液化ガスであって現にその圧力が0.2MPa以上であるもの又は圧力が0.2MPaとなる場合の温度が35℃以下である液化ガス

2 高压ガスの特性

高压ガスは、ガスの種類や状態に応じて次のような危険性が潜んでいます。

(1) 圧力による危険性

一般的に使用される圧縮ガスを充填している高压ガス容器は、14.7～19.6MPa（ゲージ圧力）の圧力で充填されおり、大気圧の約150～200倍の圧力が容器内部に蓄積されていることから、容器の耐圧性能低下や容器内圧の上昇などにより容器が破裂する危険性があります。

(2) 可燃性による危険性

可燃性ガスが大気中に漏えいあるいは流出して何らかの発火源があると火災となります。漏えい、流出が続いた後に発火すると、燃焼物によっては温度上昇等により体積が増加し、短時間で体積が増加すると爆発となり被害が大きくなります。

(3) 支燃性による危険性

自らは燃焼しないが燃焼を助けるガスを支燃性ガスといい、酸素が代表的な例です。表2-3-1に示すように酸素中では、空気中と比較して可燃性ガスの爆発範囲が広がります。

【第2章 火災の性状】

表2-3-1 代表的な可燃性ガスの空気中と酸素中の爆発限界

可燃性ガス	空気中の 爆発限界【vol%】		酸素中の 爆発限界【vol%】	
	下限界	上限界	下限界	上限界
メタン	5.0	15.0	5.1	60.0
エタン	3.0	12.5	3.0	66.0
プロパン	2.1	9.5	2.1	55.0
エチレン	2.7	36.0	2.9	80.0
メタノール	6.0	36.0	6.7	93.0
アセトアルデヒド	4.0	60.0	4.0	93.0
アンモニア	15.0	28.0	15.0	79.0
水素	4.0	75.0	4.0	95.0
一酸化炭素	12.5	74.0	12.5	94.0

(4) 毒性による危険性

高圧ガス保安法では、アンモニア、一酸化炭素、モノシラン等の指定ガス及びその他のガスであって毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物が毒性ガスとされています。毒性ガスは少量でも人体に機能障害（中毒）を起こさせるので注意を要します。

(5) 低温による危険性

液化ガスは低温になっていることが多く、漏えいした低温の液化ガスが直接体に触れると蒸発熱により凍傷をおこします。

3 高圧ガス設備の火災

(1) 高圧ガス設備の火災

高圧ガス設備の火災は、いったん消火しても漏えいが続く限り、大気中で爆発性雰囲気を形成し、再発火、爆発して二次災害を引き起こす危険があります。火災が続いている場合には、無理に消火せず輻射熱による周辺の機器への延焼を抑止するための散水冷却を行い、並行して、漏えい量を減少するための装置内の残ガスの安全な放出、不活性ガスによる希釈などの操作を優先させることが重要です。

【第2章 火災の性状】



写真 2－3－1
高圧ガス設備（槽）



写真 2－3－2
高圧ガス設備（蒸留塔）

（2） 高圧ガス設備の火災の例

- ア 設備の内部で可燃性ガスが燃焼し、設備が火災となるもの。
- イ 設備から可燃性ガスが外部に漏えいし、燃焼して、設備と周辺の建物が火災となるもの。
- ウ 設備と関係のない火災事故の巻き添えで設備が火災となるもの。

4 BLEVE (Boiling Liquid Expanding Vapor Explosion : 蒸気爆発)

BLEVE（蒸気爆発）とは、火災により加圧液化ガスの容器・貯槽が熱せられ、大気圧下での沸点より高い温度まで過熱し内圧が高まった状態で、容器・貯槽が破損して圧力が急激に下がり、内容液が突沸して爆発的に蒸発する現象です。

BLEVEは、内容物が可燃性かどうかにかかわらず発生しますが、内容物が可燃性である場合、高温の液相部が急激に噴出した蒸気雲に着火すると蒸気雲爆発を起こし、ファイアーボールになる場合があります。

BLEVEは、外部から火災にさらされるだけでなく、タンク内の過剰な圧力の上昇や加圧されたタンクの機械的な衝撃や腐食によるタンクの損傷等によっても発生する可能性があります。

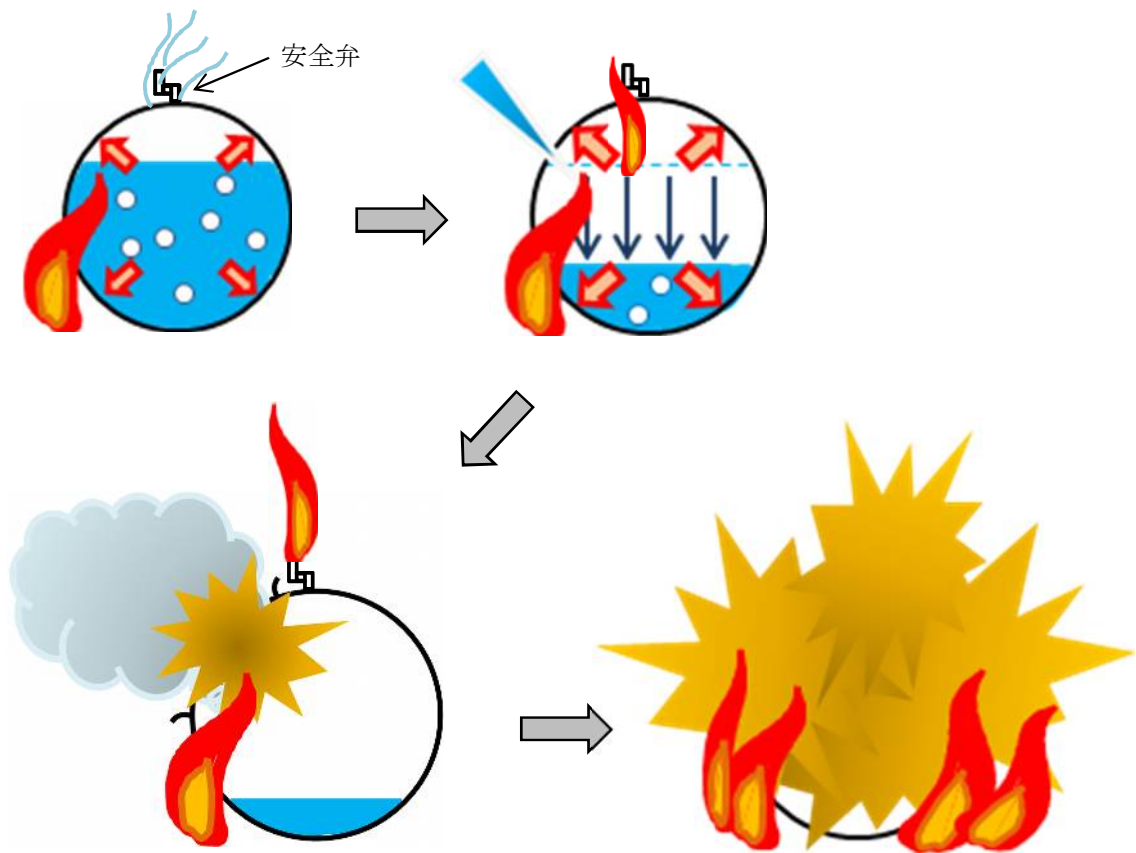


図2-3-2 BLEVEの発生機構の模式図

第1節 火災の防災活動（各火災共通事項）

早期に火災状況を確認し、直ちに消防機関へ通報を行うとともに人命救助最優先で活動し、延焼防止を行います。火災状況により延焼防止と安全管理の体制ができている状態において燃焼継続（燃やしきり）又は消火活動等を行います。

1 情報収集

初期の的確な情報収集及び整理が重要です。

- (1) 異常現象の種別（①出火、②爆発、③危険物等の漏えい、④製造等施設設備の破損、⑤暴走反応等）
- (2) 燃焼又は漏えいしている物質の種類
- (3) 異常現象が発生した施設の名称（同一名称の事業所の敷地が道路等により分割されている場合は、異常現象が発生した施設の明確な位置）
- (4) 異常現象が発生した施設の区分（危険物施設、高圧ガス施設又は高圧混在施設等の別）
- (5) 異常現象の規模及び態様
- (6) 死傷者及び要救助者の有無

2 消防機関へ通報

発見者は情報収集した事項を直ちに第1報として通報します。以後、詳細な災害内容が判明し次第、第2報、第3報として通報します。

3 出動

二次災害防止のため、発災場所への出動経路は風上又は風横からとします。

4 部署

消防車両の部署位置は、発災場所の風上又は風横とし、後続の消防車両等の通行を考慮します。また、泡消火薬剤の搬送ルートも確保します。

5 現地指揮本部

自衛防災組織等は、指揮本部を部隊の配置位置、発災場所からの輻射熱や二次的災害が発生した場合の影響等を考慮した位置に設置します。

消防機関は、当該指揮本部に隣接して指揮本部を設置します。

【第3章 防災活動】

6 指揮系統の明確化

特定事業所で発生した火災では、自衛防災組織、共同防災組織、広域共同防災組織、公設消防機関等の各組織が活動する可能性があります。公設消防機関到着までの間は防災管理者が部隊指揮を執り、公設消防機関の到着後は、その指示に基づき、各機関が効率的かつ一体的な防災活動を行います。

7 ガス検知

呼吸保護具を装着して風上から近づき、ガス検知器等で滞留ガスの有無を確認します。

8 人員の確認及び人命検索

発災施設について、請負作業員等を含めた人員の確認を行い、不明者がある場合は直ちに検索、救助活動を実施します。

9 安全管理

空気呼吸器、耐熱服等の防護具及びガス検知器等の必要資機材を装備し、必要に応じガス検知活動を実施します。また、爆発等の発生の兆候があれば全隊退避する必要があるため、退避時のルートを確認する必要があります。

10 警戒区域

消火活動隊の活動場所の確保及び二次災害防止のため、警戒区域を設定します。設定範囲は、燃焼物質、出火施設等を考慮し決定します。

- (1) 警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを制限します。
- (2) 警戒区域の範囲の設定については、風向、風速及び火災の延焼状況、二次災害発生のおそれ等に応じて決定します。

11 消火準備

- (1) 防災資機材を集結します。
- (2) 消火用屋外給水施設、固定泡消火設備のポンプを起動し、発災施設に到着後、直ちに消火作業を行える体制を整えます。

12 活動方針及び消火活動

燃焼状況及び消防力（設備、消防隊）を考慮し、活動方針を決定します。

大規模地震等により公設消防機関の到着が見込めない場合や、防災資機材等の不足によって消火活動が難航する場合等には、出火施設や周囲への冷却を行い延焼危険を排除し、制御された状態で自然鎮火するまで燃やしてしまうこと

も考えます。

13 車両の進入管理

(1) 緊急車両入口の開門

ア 到着した消防隊（公設消防、共同防災組織等）へ情報提供します。

イ 現場までの誘導又は地図での案内等を行います。

(2) 一般車両の入場制限

災害活動に対応する車両以外の一般車両の入場制限を行います。

第2節 タンク火災の防災活動

屋外貯蔵タンク（以下本節において「タンク」という。）における火災発生時には、事故形態に応じて、概ね次の事項に留意して応急措置を実施します。また、消防機関の到着後は連携を十分にとって、その指示に基づき（石災法第25条第1項）、有効な防災活動となるように配意します。なお、以下に掲げるタンク火災に対する応急措置及び防災活動は一例であり、実際の活動はこれに限るものではありません。自衛防災組織が行う応急措置及び防災活動は、安全管理を第一にして、災害の状況に応じた対応が必要です。

1 受入の停止

受入中の場合には、受入を直ちに停止します。

2 防油堤の水抜き弁等の閉止確認

タンクからの危険物等の漏洩に備えて、防油堤の水抜き弁及び流出油防止堤に設けられた水門、仕切り弁等の遮断装置が閉止されていることを確認します。

3 出火タンクの危険物を他のタンク等へ移送する場合の注意事項

- (1) 出火タンクの危険物を他のタンク等へ移送する場合に、油面の降下に伴う空気の流入等により火勢が強まる等、消火活動の妨げとなる要因に配意して対応します。
- (2) 原油や重油の場合に、移送により、高温の重質層とタンク底部に溜まる水分との接触を早め、ボイルオーバーの発生が早まる可能性が生じるため注意します。

4 タンクの冷却

出火タンクが長時間燃焼することにより、タンク側板の座屈危険が生じ、また、内容物が高温となり放射された消火泡が破壊されやすくなり、更に、原油や重油の場合にはボールオーバーを起こす危険性があるため、タンク側板部に放水し冷却します。

- (1) 消防車両等による冷却放水は、タンク内に放水することのないよう注意して、可能な限り側板の頂部に実施します。
- (2) 出火タンクに隣接するタンクは、側板の塗装に輻射熱による変色がある場合には、直ちに冷却放水し、その他のタンクは、必要に応じて側板への放水等により蒸気発生状況を確認し、輻射熱の影響を受ける部分を

【第3章 防災活動】

冷却します。

- (3) 出火タンクは、冷却してもボイルオーバーやスロップオーバーの危険性が無くなるわけではありません。タンク側板の示温塗料の観察、熱画像装置等の活用による高温重質層の位置の確認を行う等、危険予知体制の維持が必要です。

5 固定泡消火設備及び消防車両等による消火活動

タンクに設けられている固定泡消火設備及び自衛防災組織が保有する消防車両等により消火活動に当たる場合には、次の点に留意します。

- (1) 合成界面活性剤泡は耐火、耐熱性に乏しく消火が期待できず、また、他の泡消火剤の消火効果を減衰させることから、タンク火災の消火には使用しないようにします。
- (2) リング部分の火災を消火するために固定泡消火設備を作動させる際、バブルの誤操作を防止するため、バルブ操作者以外の者による確認を実施します。
- (3) 消火活動は、風上から行い、やむを得ない場合は風横から行います。
- (4) 地震に起因する浮き屋根上部に流出した危険物の火災などで消防力が不足する場合は、リング部分の危険物を泡消火剤で覆うために固定泡消火設備を作動させるほか、消防車両等による個別的な泡放射は行わず、周辺への延焼阻止及びタンクの冷却を重点活動とし、公設消防機関等の消防力が到着した後、泡放射態勢を整えて、一斉に泡放射を実施します。
- (5) 消防車両の部署位置は、後続の消防車両等の通行を考慮します。
- (6) 消火用屋外給水施設等の消火栓に水利部署する場合には、消火栓の取水能力を確認し、考慮します。
- (7) 貯水槽等の有限水利に部署する場合には、水量不足の事態に備えた、海、河川等からの取水も考慮します。
- (8) 火面が消防車両等による泡放射の射程内に入らない等の状況が生じた場合には、可搬式泡放水砲や可搬式放水銃を積極的に活用します。
- (9) 長期の泡放射に備え、泡消火薬剤を継続的に補給できる態勢を整えます。
- (10) 泡消火薬剤が不足した場合など、異なる種類の泡消火薬剤を使用する消防車両が連携して同一の出火タンクに泡放射を行う場合には、それぞれの泡消火薬剤を用いた泡消火剤が、出火タンクの危険物に対して消火能力があるのかどうか、また、異なる種類の泡消火剤の同時使用により消火効果が減衰しないのかどうかについて、留意する必要があります。

また、異なる泡消火薬剤を混合することは、化学変化が生じて泡消火剤

【第3章 防災活動】

の形成能力を無くすため、絶対に行ってはいけません。配管内で固化して消防車両を故障させる場合もあります。

6 大容量泡放射システムによる消火活動

浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災が発生又は発生の恐れがある場合には、速やかに広域共同防災組織等に対して大容量泡放射システムの出場を要請します。

7 防油堤内の排水

活動中、防油堤内に消火残水及び冷却水が滞水した場合には、適宜、防油堤外に排水します。

8 制御下における燃焼

大規模地震災害時等で公設消防機関の到着が見込めない場合や、防災資機材等が不足して消火活動が難航する場合等には、発災箇所だけで被害をとどめることを念頭に置いて、周辺への延焼危険を排除しておき、制御した状態で自然鎮火するまで燃やしてしまうという戦術も検討します。この場合、出火タンクからのボイルオーバーやスロップオーバーの危険性を排除するための冷却活動及び隣接するタンク等に対する冷却活動、内容物の移送等に配慮する必要があります。

第3節 プラント火災の防災活動

製造施設等における火災発生時には、事故形態に応じて、概ね次の事項に留意して防災活動を実施します。また、消防機関の到着後は、その指示に基づき連携し、有効な防災活動を行います。防災活動は災害に応じた対応が必要であり、以下の対応に限るものではなく安全管理を第一とした活動が必要です。

1 火災に対する応急措置及び防災活動

- (1) 発災施設への危険物等の供給及び流入を停止します。
- (2) 発災施設等の緊急停止
 - ア プラントの緊急停止に伴う二次的影響を確認します。
 - イ 緊急停止に伴う二次的影響がない場合、発災施設及び関連施設を緊急停止し、状況により近隣施設も緊急停止します。
 - ウ 安全確保に必要な用役施設については、緊急停止は実施しません。



図 3-3-1 緊急停止により二次災害発生危険あり

- (3) 発災施設内の危険物等の除去等
 - ア 施設内に滞留している危険物等を安全に処理できる設備等に排出するとともに、系内を窒素等により置換します。
 - イ 化学反応の進行に伴い危険性が増す場合は、反応停止剤等を投入します。
- (4) 火災を消火することの是非の検討
 - 消火することにより、可燃性ガスが滞留する又は有毒性ガスが発生する等のおそれのある場合は、燃焼を制御し、消火後、漏えいを停止できるかどうかを考慮して、消火の是非について検討します。
- (5) 防災資機材の集結
 - 泡消火薬剤、放水銃、泡放水砲、ガス検知器及び呼吸保護具等の防災資

【第3章 防災活動】

機材を集結します。

(6) 消火設備等の作動

消火、冷却及び遮熱等のため、消火設備及び消火用屋外給水施設等を直ちに作動させます。

(7) 障害物の排除

防災活動上支障となる車両、その他の物件等を排除します。

(8) 消防車両等による消火活動

自衛防災組織等が保有する消防車両等により消火活動にあたる際には、次の点に注意する必要があります。

ア 消防車両の部署位置は、後続の消防車両等の通行を考慮します。

イ 消防車両が貯水槽等の有限水利に部署する場合は、水量が不足する事態に備え、海、河川等からの取水も考慮します。

ウ 消火栓に水利部署する場合は、消火栓の取水能力を考慮します。

エ 泡放射については、発災した位置、燃焼の状態、発災物の性状等を考慮し、泡放射が有効であると判断された場合に実施します。

オ 長期の泡放射に備え、泡消火薬剤を継続的に補給できる態勢を整えます。

カ 泡放射に際しては、使用する消火薬剤の適応性、異なる消火薬剤との混合による消火効果の減衰について留意します。

キ 消防車両による泡放射の射程内に入らない等の状況が生じた場合は、可搬式泡放水砲や可搬式放水銃を積極的に活用します。

ク 大量の泡放射等により、油及び消火薬剤等が海上、河川等に漏えいしないうち回収の措置を講じるとともに、漏えいするおそれのある場合は、オイルフェンスを展開する等、拡大防止を行います。

ケ 防災活動において、転戦及び放水位置の変更等の必要が生じた場合は、予備ホースを延長する等、円滑な防災活動となるよう配意します。

第4節 高圧ガス火災の防災活動

高圧ガス設備における火災は、燃焼ガスの種類、出火箇所、出火施設により様々なタイプがあります。高圧ガスによる爆発が発生すれば、人身被害はもとより、広域被害を伴う大災害となる可能性が高く、事故形態に応じて概ね次の事項に留意して防災活動を実施します。



写真 3－4－1 高圧ガス設備における爆発現場の例

1 延焼阻止

高圧ガスが漏えいし燃焼しているタンク等には消火放水は行わず、防消火設備又は消防車両により、当該タンク等の周囲のタンクや設備に冷却散水を行います。基本は発災箇所だけで被害をとどめることを念頭に、周辺への延焼危険を排除しておき、制御された状態で自然鎮火するまで燃やします。

放水することにより消火した場合、可燃性ガスが大気放出されて爆発し、被害が拡大する可能性があります。

なお、防火設備は火災の予防及び火災による類焼を防止するためのもので、水噴霧装置、散水装置、固定式又は移動式放水銃、放水砲及び放水器具を備えた消火栓があります。

2 バルブ操作

漏えい箇所がバルブ操作等によりガスの供給を停止できる場合、ガス遮断措

【第3章 防災活動】

置を行うとともに消火活動を実施します。

3 ガスの燃焼

ガスによる爆発、火災発生には、燃焼の三要素である可燃性ガス、支燃性ガス（酸素、三フッ化窒素等）、発火源（裸火、火花、もらい火など）が必要です。しかし、下記のような燃焼をするガスがあるので留意して下さい。

- (1) 酸素がなくても燃えるガス
アセチレン、酸化エチレン、ゲルマンなど
- (2) 発火源がなくても燃えるガス
モノシランなど

4 安全管理

消防機関の到着後は、速やかに情報を伝えた後、その指示に基づき、連携を十分にとって有効な防災活動を行います。

ガス火災の状況によっては、爆発、BLEVE等の発生の可能性があり、発生すれば人身に被害が及ぶ危険性があります。そのことから、兆候があれば全隊退避する必要がある、退避時のルートを確認する必要があります。

なお、防災活動は災害に応じた対応が必要であり、以上の対応に限るものではありません。安全を第一とした活動が必要です。

第5節 関係機関との連携

大容量泡放射システムを活用する浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災のような大規模な災害については、石油コンビナート等防災本部を中心として、特定事業者、都道府県、市町村、特定地方行政機関、自衛隊及び関係公共機関（以下「防災関係機関等」という。）が連携し、一体となって災害に対処する必要があります。各機関等の活動内容等については、次のとおりです。

1 特定事業者（自衛防災組織、共同防災組織、広域共同防災組織）

災害の発生及び拡大の防止について、第一次的責任があります。

（1） 現地指揮本部

特定事業所の自衛防災組織等は、異常現象が発生した施設及び現場活動が把握できる安全な位置に、できるだけ早期に現地指揮本部を設置し、防災活動に必要となる情報を収集し、後着し同様に現地指揮本部を設置する公設消防隊及び（2）に記載する対策本部に情報提供します。

（2） 対策本部

事業所は、会議室や講堂などに自衛防災組織を統括する防災管理者や工場長などの事業所幹部が入る対策本部を立ち上げ、現地指揮本部と連携をとりながら必要な情報を収集します。

また、対策本部は、消防本部などの防災機関、市町村などの行政機関、都道府県の石油コンビナート等防災本部などと連携を図って情報提供及び情報収集を行い、現地でより有効な防災活動が展開できるよう後方から支援を行います。

【第3章 防災活動】

2 石油コンビナート等防災本部

- (1) 特定事業者及び防災関係機関等が実施する防災対策が総合的かつ効果的に行われるよう調整を行います。
- (2) 災害広報を行います。

3 関係市町村

- (1) 防災関係機関等と緊密な連携の下に、適切な応急対策活動を行います。
- (2) 災害広報を行います。

4 消防機関

管轄消防本部及び応援隊（都道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊）は、防災関係機関等と緊密な連携のもとに、有効かつ適切な防災活動を行います。

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 被害状況及び災害原因調査
- (3) 被災者の医療機関等への搬送
- (4) 火災等の災害防御及び拡大防災
- (5) 災害広報

5 特定地方行政機関

特定地方行政機関は、防災体制の整備、充実に図るとともに、積極的な防災活動を実施します。石災法令で定められている特定地方行政機関を以下に示します。

- (1) 沖縄総合事務所
- (2) 管区警察局
 - ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
 - イ 他管区警察局との連携
 - ウ 管区内防災関係機関等との連携
 - エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告・連絡
 - オ 警察通信の確保及び統制
- (3) 都道府県労働局
 - ア 災害原因調査
 - イ 災害の再発防災対策の指導
 - ウ 情報の収集及び伝達
 - エ 労災保険給付の迅速かつ適正な処理

【第3章 防災活動】

- (4) 産業保安監督部
 - ア 災害に関する情報の収集及び伝達
 - イ 災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
- (5) 地方整備局
 - ア 所管施設の災害防止
 - イ 情報の収集及び伝達
 - ウ 道路の警戒、応急復旧による交通確保
 - エ 港湾施設及び港湾内の災害復旧
- (6) 北海道開発局
- (7) 管区海上保安本部
 - ア 海上における被災者の救援・救助
 - イ 海上災害の防御活動
 - ウ 海上災害に係る船舶の安全確保
 - エ 情報の収集及び伝達
 - オ 災害原因調査
 - カ 災害広報

第6節 大容量泡放射システムの運用

1 配置場所

大容量泡放射システムは、広域共同防災組織等に設置されています。

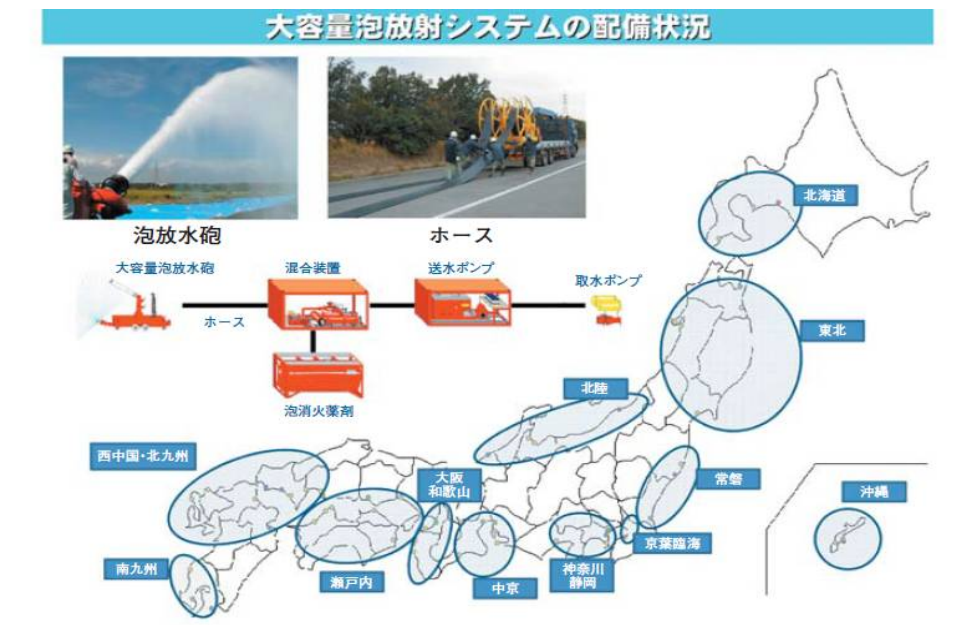


図3-6-1 配置場所

2 大容量泡放射システム

大容量泡放射システム（以下「システム」という。）とは、主として大型の浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災の消火に用いる資機材で、大容量泡放水砲、動力消防ポンプ、混合装置、ホース、泡消火薬剤、泡消火薬剤搬送のための資機材及び遠距離送水資機材の総称をいいます。特定事業所で、直径が34m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクが特定事業所にある場合、特定事業者は、表3-6-2に示す基準放水能力以上となるように広域共同防災組織等に備え付けます。

表3-6-2 タンクの直径に応じたシステムの基準放水能力

浮き屋根式屋外貯蔵タンクの直径	基準放水能力
34m 以上 45m 未満	毎分 10,000L
45m 以上 60m 未満	毎分 20,000L
60m 以上 75m 未満	毎分 40,000L
75m 以上 90m 未満	毎分 50,000L
90m 以上 100m 未満	毎分 60,000L
100m 以上	毎分 80,000L

【第3章 防災活動】

3 システムの運用

防災活動及び留意事項については、概ね次のとおりです。

(1) 初期活動

ア システムの出動準備要請

防災管理者は、広域共同防災組織に対し、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの浮き屋根沈下等の火災発生危険が生じた時点でシステムの出動準備の要請を行います。

イ 公設消防機関との協議

公設消防機関との一体的な防災活動を行う必要があるため、防災管理者等は今後の活動方針を公設消防機関と協議します。

ウ 活動方針の決定

防災資機材等の配置位置等は、後着するシステムの活動を阻害しない位置又はシステム到着前に移動することを考え選定します。当該事業所でのシステム活動開始予測時刻における気象条件も考慮します。

(2) システム到着までの活動

既存の防災資機材ではタンク全面火災に対応することは困難であるため、既存の防災資機材等による泡放射は行わず、出火タンクや隣接タンクの冷却活動に徹します。また、併せて内容物の移送、大容量泡放水砲の設定位置の検討を行います。

(3) システム到着に向けた事前措置

ア 大容量泡放水砲の設定位置の確保

冷却活動等に伴うタンク周辺の防災資機材等を整理し、大容量泡放水砲の設定位置を確保します。設定位置は、システム到着予測時刻における気象条件等を勘案して風上に選定し、最も有効に泡放射できるようにします。

イ 大量の泡消火薬剤を使用するため、泡消火薬剤の供給ルートを確保します。なお、システムで使用する消火薬剤は水成膜泡消火薬剤です。

ウ 防災資機材等の燃料供給ルートの設定

既存防災資機材等のポンプ長期運用等に伴う燃料消費に備えます。

(4) システム到着後の活動

ア 放射位置、放射角度の選択

風上側を原則とし、当該大容量泡放水砲が有効に泡放射できる角度を超えないよう放射位置、圧力等を調整します。

イ 泡消火薬剤の供給方法等

泡消火薬剤の供給ルートの確保のほか、泡消火薬剤が継続的に必要量送液できる方法を確立します。

第1節 消火の理論

1 燃焼の定義

燃焼とは、物質が酸素と化合すること（酸化反応）により、熱を発生し（発熱反応）温度が急激に上昇して、光を発生させる現象です。

また、燃焼が継続することについては、酸化反応により発熱し、温度の急激な上昇に伴い、自らその反応を続ける現象といえることができます。

2 燃焼の四要素

物質が燃焼するためには、可燃物、空気（酸素、支燃物）、熱源の三要素が必要で、これが図4-1-1に示す燃焼の三要素と呼ばれるものです。

また、燃焼の継続は、継続的に酸化反応を続けることにより進行します。この連鎖反応を燃焼の要素に加えて燃焼の四要素ということもあります。

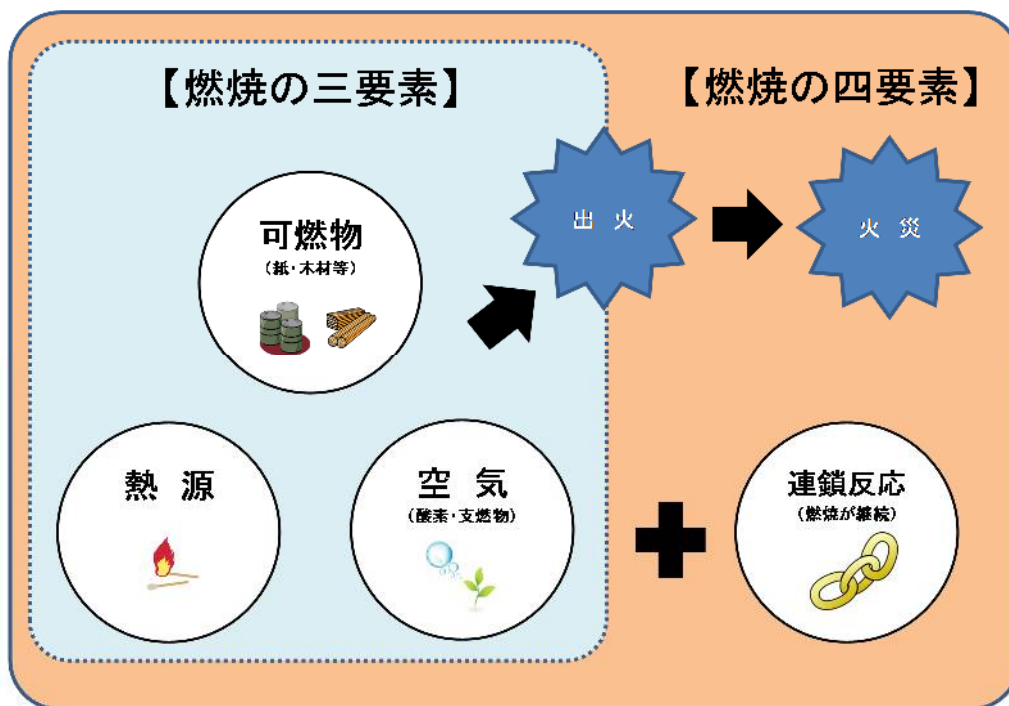


図4-1-1 燃焼の四要素

第2節 消火の方法

物質の燃焼には燃焼の四要素すべてが必要であることから、消火するにはその四要素の一つを除去すればよいことになります。

このことから消火については、次の方法があります。

1 除去効果による消火

除去による消火とは、燃焼の四要素の一つである可燃物を取り除くことで消火する方法です。

除去効果による消火の例は、次のとおりです。

- (1) ガスコンロのcockを閉めて、火を消す。
- (2) ローソクの炎を吹き消す。(可燃性蒸気を吹き飛ばす。)

2 窒息効果による消火

窒息効果による消火とは、燃焼の四要素の一つである支燃物(酸素)を取り除いて消火する方法です。

空気中に約21%含まれる酸素の濃度が15%になると窒息効果により消火できるといわれています。泡消火剤や粉末消火剤は窒息効果をもつ消火剤です。

窒息効果による消火の例は、次のとおりです。

- (1) アルコールランプの炎を、蓋をして消す。
- (2) 石油類の火災で、乾燥砂をかけて消す。

3 冷却効果による消火

冷却効果による消火とは、燃焼のとき発生する熱が燃焼の継続に必要な点火源として働くことを防いで消火することで、燃焼の四要素の一つである熱を取り除いて消火する方法です。

冷却効果による消火方法は、次のとおりです。

- (1) 燃焼物体に、放水で消火する。
- (2) スプリンクラー設備で消火する。

4 その他の効果による消火

上記の消火効果の他に、燃焼という酸化の連続反応を中断させたり、遅らせたりする抑制効果(負触媒効果)による消火方法や、可燃物の濃度や酸素濃度を薄めて消火する希釈効果による消火方法というのもあります。

第3節 毒劇物の除害方法

1 毒劇物とは

毒劇物とは、主として「毒物及び劇物取締法」に規定される毒性の強い物質の総称を言い、毒性が強いものを「毒物」、これに準じるものを「劇物」とし、毒物のなかで特に毒性の強いものを「特定毒物」としている。

(参考) 毒物劇物の判定基準

毒物劇物の判定は、動物における知見、ヒトにおける知見、又はその他の知見に基づき、当該物質の物性、化学製品としての特質等をも勘案して行うこととされ、その基準は、原則として次のとおりです。

1 動物における知見

①急性毒性

原則として、得られる限り多様なばく露経路の急性毒性情報を評価し、どれか一つのばく露経路（経口、経皮、吸入など）でも毒物と判定される場合には毒物に、一つも毒物と判定されるばく露経路がなく、どれか一つのばく露経路で劇物と判定される場合には劇物と判定されます。

②皮膚に対する腐食性

最高4時間までのばく露の後試験動物3匹中1匹以上に皮膚組織の破壊、すなわち、表皮を貫通して真皮に至るような明らかに認められる壊死を生じる場合には劇物と判定されます。

③眼等の粘膜に対する重篤な損傷

眼の場合はウサギを用いた Draize 試験において、少なくとも1匹の動物で角膜、虹彩又は結膜に対する、可逆的であると予測されない作用が認められる、または、通常21日間の観察期間中に完全には回復しない作用が認められる場合は劇物と判定されます。

2 ヒトにおける知見

ヒトの事故事例等を基礎として毒性の検討を行い、判定を行います。

【第4章 消火及び毒劇物の除害方法】

2 毒劇物の把握

毒劇物を除害する前に、その危険性について把握しなければいけません。

毒劇物を保管している容器には、「毒物」「劇物」の表示がある。また、SDS（安全データシート）で事前に事業所内にある毒劇物の危険性等を把握しておく必要があります。

（SDS記載例）

(1) 化学品及び会社情報	(9) 物理的及び化学的性質
(2) 危険有害性の要約	(10) 安定性及び反応性
(3) 組成及び成分情報	(11) 有害性情報
(4) 応急措置	(12) 環境影響情報
(5) 火災時の措置	(13) 廃棄上の注意
(6) 漏出時の措置	(14) 輸送上の注意
(7) 取扱い及び保管上の注意	(15) 適用法令
(8) ばく露防止及び保護措置	(16) その他の情報

3 除害方法等

(1) 毒劇物の除害については、下記の点に留意し行います。

ア 毒劇物の漏えい等を発見した場合はすぐに所定の場所へ通報します。

イ 現場責任者等、毒劇物の性状に詳しい者から情報収集を行います。

ウ タンクや施設からの漏えいの場合は、別タンクへの移送、施設の停止、元弁の閉鎖等、漏れを止める措置を行います。

エ 漏えい物は土のうや吸着マット、オイルフェンス等で局所化します。
また、排水口等への流入にも注意します。

オ 漏えい物は容器への回収、吸着マットやウエスでのふき取り、中和剤の投入や水による希釈など毒劇物の性状に応じた処置を行います。（SDSの活用）

なお、中和剤の投入や水による希釈は少量から行い、急激な反応が無いことを確認します。

カ 除害中の火災に備え、警戒筒先の配備を行います。

(2) 除害中の安全管理については、下記の点に留意します。

ア 毒劇物の性状に応じた身体防護を行います（防護服、空気呼吸器等の着用）

イ 風上から現場に近づき、風下側へは避難を呼びかけます。

ウ 有毒ガス検知器等を携行し、測定を行い安全確認しながら近づきます。

【第4章 消火及び毒劇物の除害方法】

エ 周囲に規制線を敷くなどして、不必要な人員の立入を禁止します。

オ 除害中のばく露に備え、流水等での除染や救護ができる体制を確保します。

(3) 大量の毒劇物災害では、警戒区域内をホットゾーン（危険区域）、ウォームゾーン（除染区域）及びコールドゾーン（消防警戒区域）の3つに区分します。

ア ホットゾーン（危険区域）

NBC災害時に発生した放射性物質、放射線、生物剤及び化学剤等（以下「原因物質」という。）が存在すると推測される又は検知された最も危険な区域（放射線危険区域等）をいいます。

イ ウォームゾーン（除染区域）

ホットゾーンの外周に設定され、主に除染活動を行う区域で設定当初は汚染されていませんが、ホットゾーン内からの汚染住民等の避難及び進入隊員の退出等により汚染が想定される区域をいいます。

ウ コールドゾーン（消防警戒区域）

ホットゾーン及びウォームゾーンを除いた汚染されていない区域に、現場指揮本部等が消防活動エリアを確保するため、設定される区域をいいます。

エ 活動時における活動隊員の身体防護措置

(ア) レベルA

空気呼吸器を陽圧式化学防護服の内部に用いた陽圧密封式の防護措置をいいます。

(イ) レベルB

空気呼吸器又は酸素呼吸器を用いて、皮膚の防護レベルはレベルAより低い、肌の露出部分がない措置をいいます。

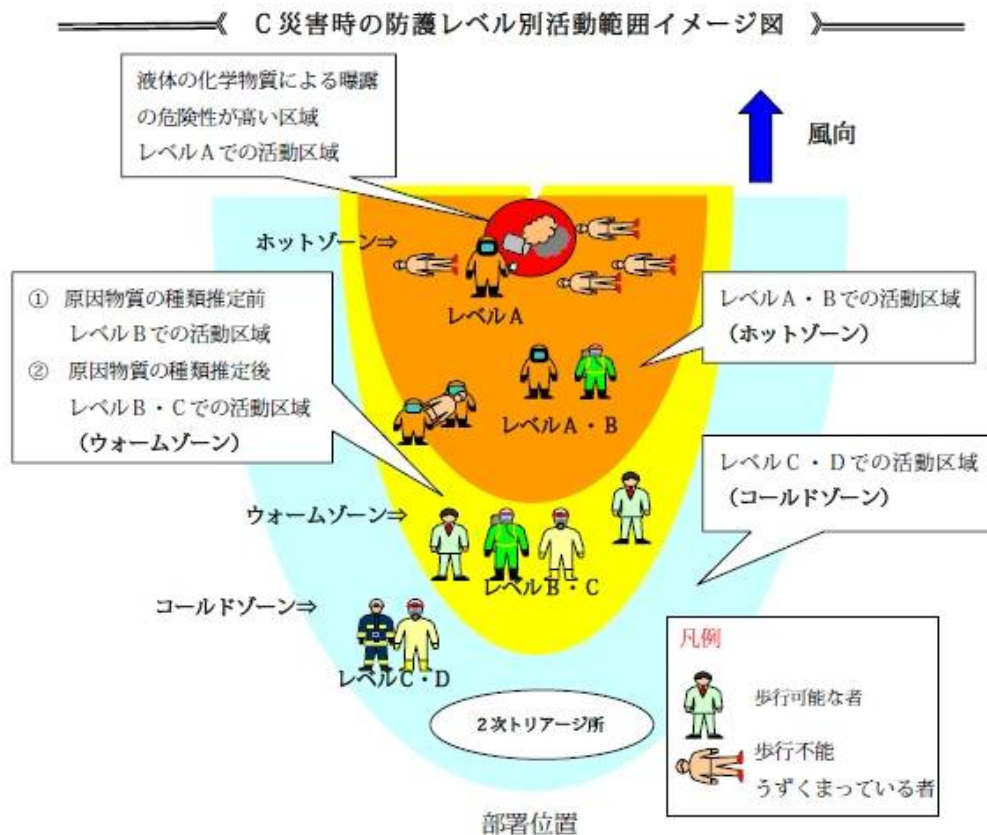
(ウ) レベルC

全面式防毒マスクを用いて、皮膚の防護レベルは概ねレベルBと同等水準で肌の露出部分がない措置をいいます。

(エ) レベルD

防火衣、作業服又は雨合羽等の非密封型で呼吸保護をしていない服装をいいます。

【第4章 消火及び毒劇物の除害方法】



第1節 施設の配置

工場施設の配置は、原料受入れから製品出荷までの機能面を考慮するのは当然ですが、事故が発生した場合、その拡大波及を防止できるよう防災面も考慮しておく必要があります。

このためには工場敷地をいくつかの区域に分割して、設備群をブロック化し防災活動が容易に行えるように、構内道路を適切に配置する必要があります。

工場敷地の外周には緑地等を配置することにより地域との調和を図ることができます。

なお、石油コンビナート等災害防止法第5条第1項第1号では「石油貯蔵所等を設置し、かつ高圧ガス保安法第5条第1項の規定による許可に係る施設を有している第1種事業所」は、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（以下「レイアウト省令」という。）により、事業所の敷地をその用途に応じ、各施設地区の面積、各施設地区と通路との接続、通路の幅員・配置・形状等について規制を受けます。

1 レイアウト省令の概要

レイアウト規制を受ける特定事業所では、製造施設地区、貯蔵施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区、その他の施設地区に区分するなどの詳細な規定が定められています。これは各施設が混在した状態では、災害発生した場合、他の施設地区への被害の拡大や円滑な災害活動が阻害され、結果として甚大な被害を及ぼすことから、あらかじめ、用途毎に区分し配置を整理するとともに特定通路に接するように配置し、危険度に応じその長さや幅員が決定されます。

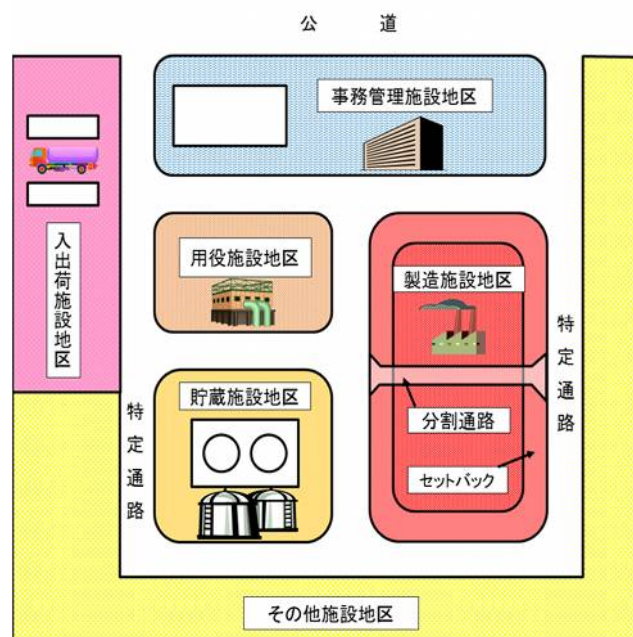


図5-1-1 施設配置図例

第5章 施設地区

(1) 製造施設地区

製造施設地区は、製造や加工が行われる地区であり、特に石油等の製造等が行われるような場合には、高温、高圧の状態で扱われたり、混合、接触、反応等が行われるという工程を経るため、災害発生の危険性の高い地区であるだけでなく、これらの条件と各種の施設が複雑に入り組んでいるため災害が発生した場合、被害拡大のおそれが多い地区です。

また、製造施設地区は、他の施設地区への被害の拡大防止や消火活動空地として、施設地区の面積に応じてセットバックエリアをとることになっています。

このエリア内には、連絡導管その他の配管、架台、消火設備、防火設備、その他保安上支障がない施設や設備以外の設置を認めていません。これは、他の施設地区への延焼媒体となり、消火活動の妨げになるおそれがあるからです。

(2) 貯蔵施設地区

石油等やその他の原料、半製品、製品等を貯蔵する地区であり、とくに石油等の貯蔵施設地区においては多量の石油等が貯蔵されているため、災害の危険性が大きい地区です。

(3) 入出荷施設地区

入出荷施設地区は、危険物等を船舶又は車両により当該事業所外から受け入れ、又は当該事業所外へ送り出すための施設、その施設における受入れ又は送出しを制御するための施設、その他の附属施設が主として設置されている地区をいいます。

(4) 用役施設地区

製造施設や貯蔵施設等において使用する電気、水、蒸気等の用役（ユーティリティ）を供給するための施設が設置されている地区であり、これら施設の災害は、製造施設への用役の供給停止を伴い、災害拡大の原因となることがあるので、特に注意しなければならないものです。

(5) 事務管理施設地区

事務管理施設地区は、当該事業所の管理事務所、集会所、駐車場、運動場、その他これらに類する施設が主として設置されている地区です。

(6) その他施設地区

その他施設地区は、(ア) から (オ) の施設地区に該当する地区以外の地区となります。

第2節 事業施設の基礎知識

自社の製造施設、貯蔵施設等に関する知識を付与することにより、保有する施設の火災危険、安全管理等について理解しましょう。

1 製造施設の概要

ここでは、石油精製フロー、構成する主要機器の概要についての説明をします。

なお、製造施設は、施設構造が多岐にわたるため、自社の施設に即した防災活動上留意すべき事項について理解しておく必要があります。主なものを以下に列記します。

- (1) 設備の特徴及び運転状況
- (2) 取扱物質の特徴と危険性
- (3) 製造プラント等の防火設備、消火設備
- (4) その他、防災活動上留意すべき事項

2 石油精製フロー

原油を原料として、最終製品に至るまでの工程の流れについて石油コンビナート事業所である一般的な製油所の例を示します。

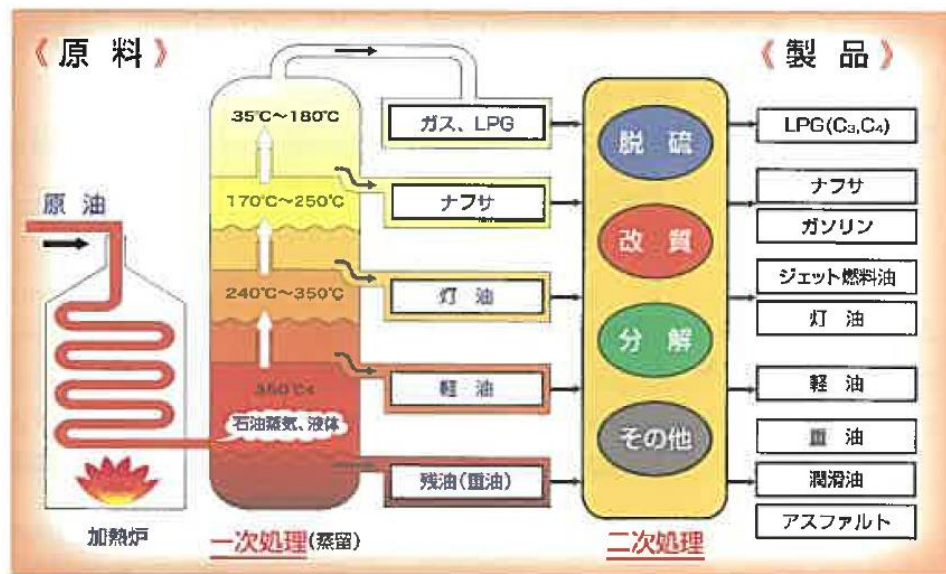


図5-2-1 原油精製工程の概要

製油所の精製工程は大きく分けて2つに分けられます。

原油は、最初に一次処理として常圧蒸留装置で加熱（約350℃）され、各成分の沸点差により沸点範囲の留分に分離されます。さらに、一部の常圧残油（重油）は減圧蒸留装置で減圧軽油と減圧残油に分離されるケースもあります。

二次処理として分離された留分をさらに物理的、化学的に処理（脱硫、分解、改質等）して目標とする製品に加工した後、調合され、石油製品として出荷さ

れます。

3 石油精製プラントを構成する主要機器

(1) ポンプ

石油の取り扱い上の大きな特長の一つは、常温で液体であるためポンプによって簡単に移動できることが上げられます。製油所では、油の移送のため、タンクと装置間、装置内の機器間、あるいはタンクと出荷口との間を配管で接続し、その間のいたる所にポンプをもうけています。

ポンプには遠心ポンプ、往復ポンプ、ロータリーポンプなど数多くの種類があり、最も広く用いられているのは遠心ポンプです。主要部の構造を図5-2-2に示します。

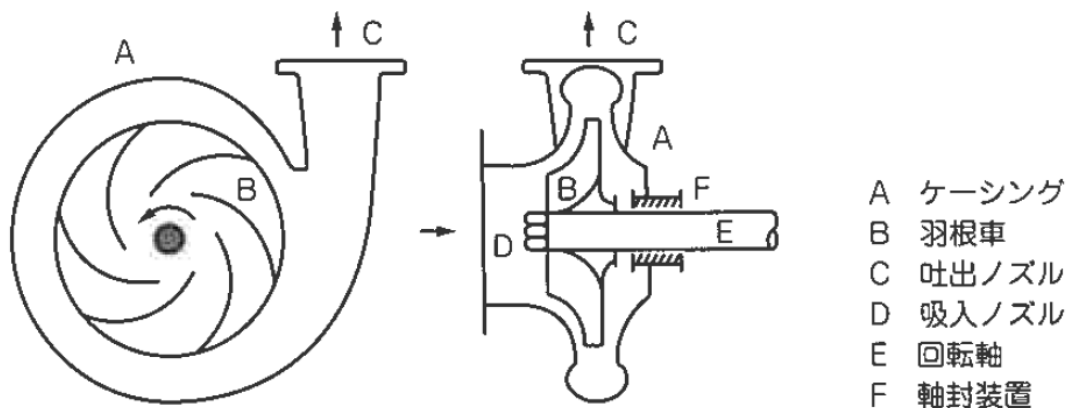


図5-2-2 遠心ポンプの構造

モーターなどの駆動機により、軸を通じて流体内部に沈めてある羽根車に回転を与えると、内部の流体が遠心力で外部側に押し出される形になり、この力を利用して移動させます。

遠心ポンプは流量ならびに圧力について広範囲の設計ができ、普通1分間あたり1,500～3,000回転の速度で使用されます。

これらのポンプでは主に可燃性液体を扱うため、漏洩に関し種々の工夫がなされています。これを解決するため軸部分の漏洩防止装置として、軸の振動やずれによって接触面が押されても軸封部の間隔が広がらない、メカニカルシールを採用しています。（図5-2-3）

また、近年では軸封が露出しない構造のポンプの採用もされています（現状では小型ポンプに限定されている）。

遠心ポンプは吐出側の弁の開度を調整することにより、流量を約30～100%の間で自由にかえることができます。

往復ポンプは水鉄砲のように内部のピストンを動かして液を引いたり押し出したりする機構であり、粘土の高い油の取り扱いや定量注入する薬品注入ポンプなどに用いられます。（図5-2-3）

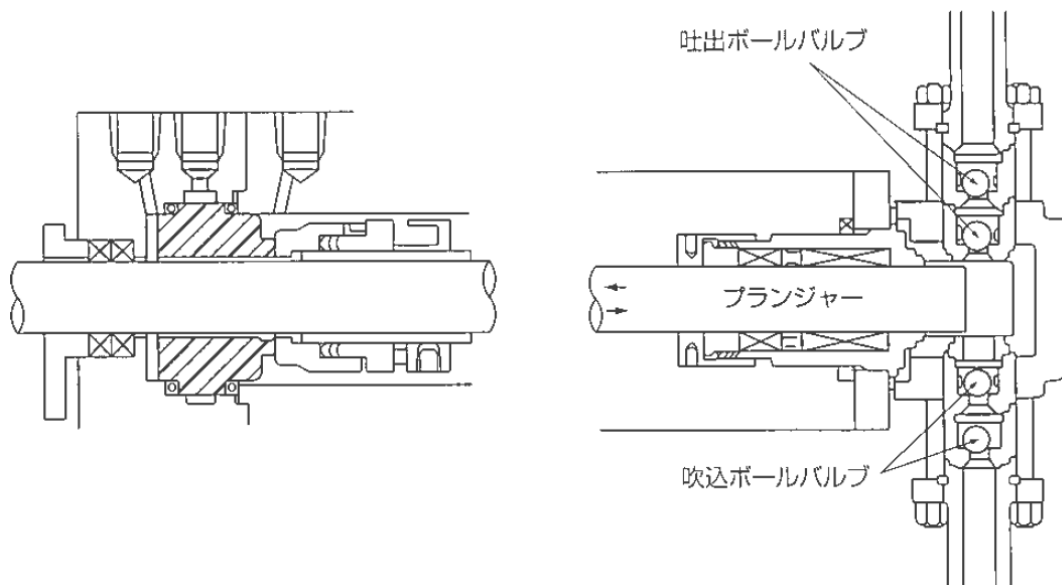


図5-2-3 メカニカルシールの構造、往復動ポンプ

(2) 熱交換器

石油精製に関わる各装置には、石油の精製により発生する熱を、連続処理させる次の油に最大限に回収させるために熱交換器が設置され、製油所の主要な熱管理対策となっています。製油所の運転に必要な熱の約60%は回収熱でまかなわれ、燃料及び冷却用水の節約が図られます。

しかし、張込油と熱交換した油はまた相当の熱を持っており、タンクへ入れるには温度が高すぎるので、さらに冷却する必要があります。そのための熱交換器を特に冷却器（クーラー）といいます。また、蒸気を凝縮するために冷却する熱交換器を凝縮器（コンデンサー）といいます。

通常使用される熱交換器の構造は図5-2-4に示すとおりで、冷却体が下側から入り、チューブの内側を通るとき、チューブの表面から熱の供給を受けて上側出口へ流れます。一方、熱流体は上側から入り、チューブの外側を通るときチューブへ熱を与えながら下側の出口に達します。実際の熱交換器には電熱効果を上げるため、邪魔板（チューブの外側を通る流体の速度が遅すぎると熱の移動が悪くなるので、通路を狭くして流体を勢いよくチューブに衝突させる）や遊動頭（側板と伝熱管との熱膨張の差による破損を防ぐため、伝熱管の伸縮が自由になるようにする）を設けるなどの工夫を施しています。

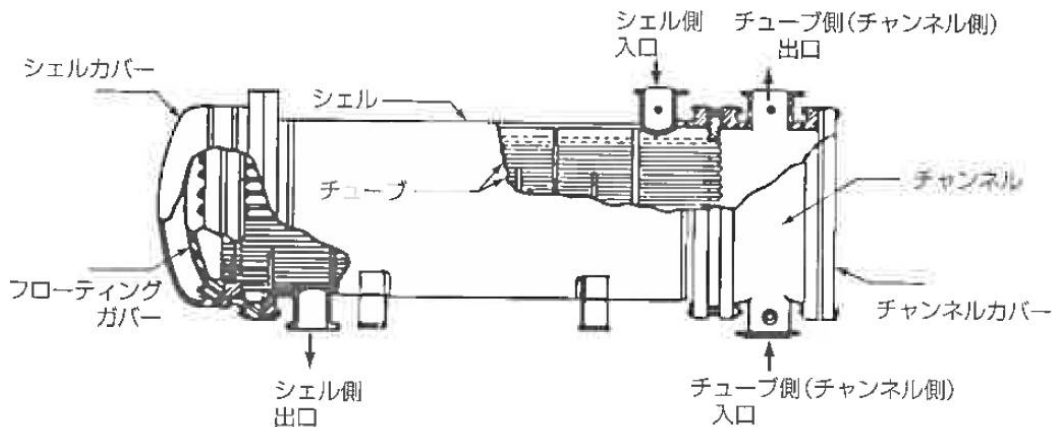


図5-2-4 熱交換器の一例（フローティングヘッド型）

冷却水の使用量を節減するため、空気で冷却するエアファンクーラー（図5-2-5）もしばしば使用されます。大きな扇風機のようなファンで空気を送り、外側に「ヒレ」を付けて伝熱面積を広くしたチューブの中を通し流体を冷却します。

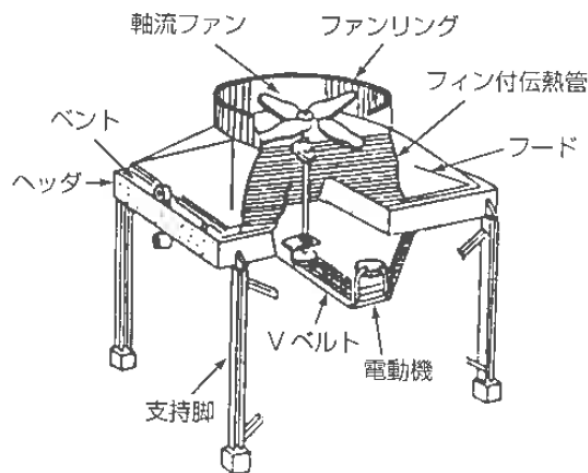


図5-2-5 エアファンクーラー

（3） 加熱炉

熱交換器で加熱された油を蒸留に必要な温度に上げるため、加熱炉が用いられます。加熱炉内では燃料油またはガスを燃焼し、発生する熱をできるだけ有効に油に伝えるよう工夫されています。その形式は用途、効率、敷地面積、保守などについての設計方針により、図5-2-6に示すように各種設定されています。

一般的な加熱炉は対流部と輻射部をもった構造で、熱効率は約80%です。原油は煙突の近くの入り口から送り込まれ、燃焼ガスで加熱さ

れた対流部のチューブを通して下降します。燃焼室にもチューブが設置しており、燃料の燃焼により生ずる焰から輻射熱を効率よく吸収します。

チューブ内輻射部の蒸発量が多いと電熱が悪くなるので、ある程度圧力をかけて蒸発を防いでいますが、輻射部出口に達するまでに、蒸留に十分な熱が与えられます。チューブ内を通る油は、乱流状態なので輻射熱を受けても局部加熱が起こり難く、したがって熱分解を受けることもほとんどありません。

精製装置の運転経費のうち 60～70%は燃料費が占め、熱効率のよいことが要求されます。最近の加熱炉は輻射熱を最大限に利用して、燃焼ガスの熱量をできるだけ下げておき、効率の低い対流部の負担を低くすることと、燃焼室の容量が有効に使えるように焰と燃焼ガスの流れの方向を同一にすることにより、バーナー1基あたりの燃焼量を少なくし、その代わり基数を増やすような設計をする傾向にあります。

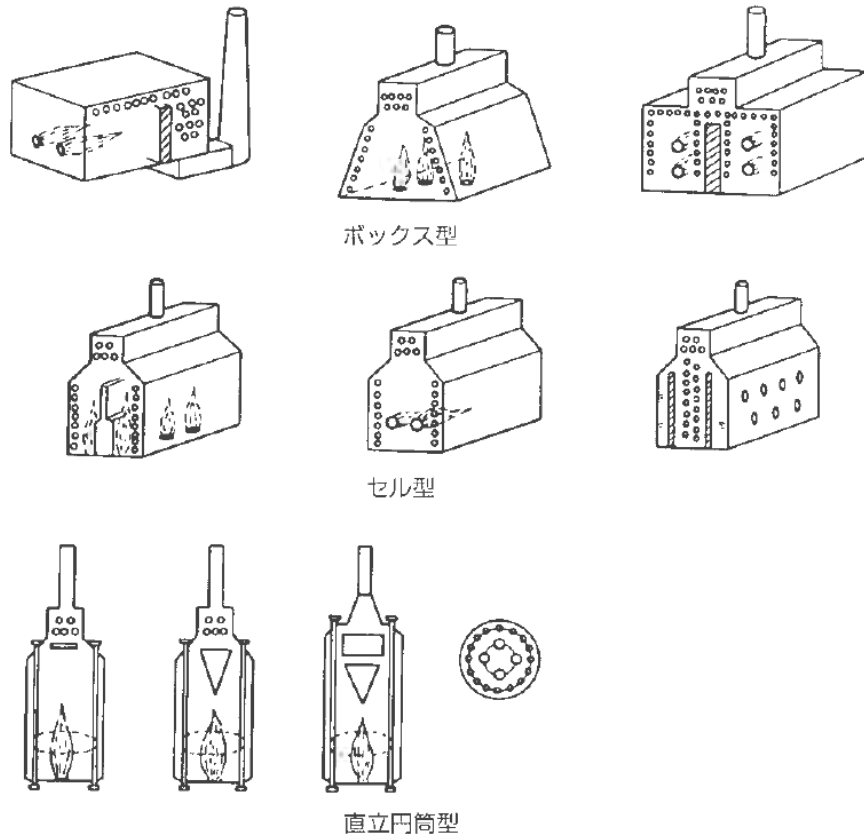


図5-2-6 加熱炉の各種形式

(4) 精留塔

加熱炉を出た油は、精留へ張り込まれ、フラッシュ・ゾーンで留出油の大部分が蒸発し、油蒸気と液体に分離されます。液体は、フラッシュ・ゾーンから下の回収部のトレイを流下する間に、吹き込み水蒸

第5章 施設地区

気により軽質分を分離し、塔底油として抜き出されます。

油蒸気は精留塔内部のトレイを上昇する間に精留により塔頂油と各側線油に分離され、塔頂油は蒸気、側線油は液体の状態で抜き出されます。

トレイの代表的な型式はバブル・キャップ・トレイで通常 45～90cm 間隔で取り付けられます。(図5-2-7)

トレイの上にはせき板があり、液がたまるようになっています。上段の溢流間から流下する液は、泡鐘（バブル・キャップ）の間を流れて、蒸気との接触を行い、重質成分を液中に集めてせきを越え、さらに下段へ流れます。蒸気は蒸気上昇管を通り、上昇して泡鐘の櫛歯のような切欠き部分を細かい泡となってくぐり抜け、油中を上昇する間に液との接触を行い、液中の軽質成分を蒸発させ、さらに上段へ上昇します。

バブル・キャップ・トレイは、古くから採用されてきましたが、最近では建設費が安くて、能率の良いバルブ・トレイが広く採用されるようになっています。

バルブ・トレイは精留度の良好な範囲が広いので、汚れの激しい場合を除き、よく使用されています。

バルブ・トレイの一種であるバラスト・トレイのキャップおよび蒸気の流れを図5-2-8に示す。重さ（すなわち板厚）の異なった2種類のキャップを1列ごとに交互に配置し、流量変量に対する融通性を大きくしています。

限界流量の 20～30%で軽い方のキャップが開き、50～70%で重い方のキャップも開き始めます。さらに、高い流量では全部のキャップが最大開度となり、蒸気の通路を広くして、抵抗を少なくする。バルブ・キャップに比較しても、構造も非常に簡単です。

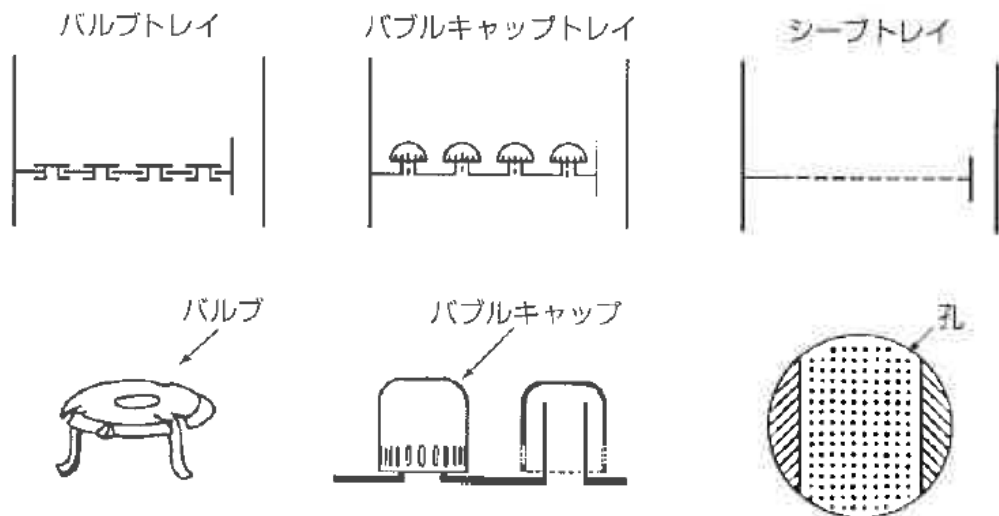


図5-2-7 代表的なトレイ

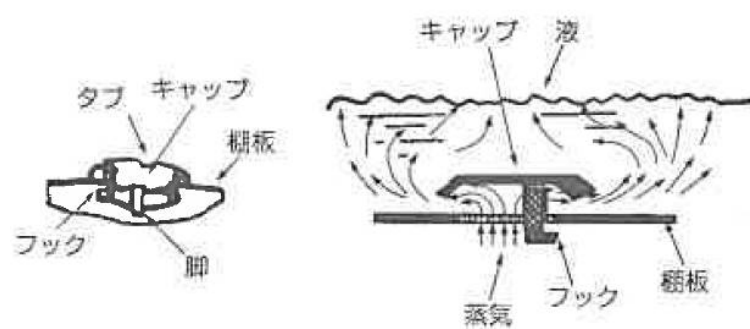


図5－2－8 バラスト・トレイ（一例）

第1節 流出油等防止堤

1 設置目的

流出油等防止堤（以下「防止堤」という。）は、消防法別表第一に掲げる第4類危険物を貯蔵する容量10,000k1以上の屋外貯蔵タンク（以下本節で「大容量危険物タンク」という。）がある特定事業所に設置されます。

消火活動時に大容量危険物タンクの防油堤（容量は当該タンクの110%以上）からあふれた油や水等が貯蔵施設地区外へ流出することを防ぐ堤です。

2 防止堤の設置位置（囲み方）に関する運用指針の概要

特定事業所の敷地内に、大容量危険物タンクに設けた防油堤全てを囲むように設置し、屋外タンク貯蔵所以外の施設、設備は、できる限り防止堤の囲みの外に設けます。

特に、火気を使用する設備等の火災を発生させる危険性がある施設や設備は、仕切堤の設置等の油流入防止措置が講じられているものを除き、防止堤の囲みの外に設けなければなりません。

次に、防止堤の囲みの中に設置される、防消火設備の水源又は排水処理施設等の防止堤外に通じる施設等には、危険物の流入防止措置を講じてあります。

また、防止堤内の雨水等の排水溝等に排水弁、水抜弁等を設けます。

3 防止堤の構造に関する基準等

防止堤の容量の基準は、防止堤内にある最大容量の防油堤の容量以上です。

防止堤の構造及び通路を横断する部分の措置の基準等は次のとおりです。

- (1) 鉄筋コンクリート又は土で作り、危険物が流出しない構造にします。
- (2) 防止堤の地盤面からの高さは0.3m以上にします。
- (3) 防止堤を横断する通路部分は7%以下の勾配を防止堤に設けるか、又は市町村長等が防止堤として適当と認めた門扉等を通路に設けます。
- (4) 津波・地震による防止堤や仕切堤の堤、目地部、門扉の破損等の被害に備えて、土のう等の応急措置用資機材を事前に準備します。

4 防止堤の機能の保持と点検

特定事業者は、外観点検、機能点検、総合点検をそれぞれ1年に1回以上行い、防止堤の機能が保持されていることを確認する義務があります。防災規程に基づき防災要員が構内を視察調査する際に実施する外観点検は、有効です。

- (1) 外観点検は、①破損、亀裂、倒壊、陥没、貫通穴、崩壊箇所等の有無、②伸縮継手の腐食、目地部の間隙の有無、③コンクリート、コンクリート

【第6章 特定防災施設】

ブロック、アスファルト、芝生等の被覆材の欠損等の有無、④水抜弁、排水溝等の開閉弁又は門扉のつまり、腐食、開放状態での使用の有無、⑤流出油等防止堤の容量を減少させるような物件の有無について行います。

- (2) 機能点検は、①洗掘による崩壊の有無、②水抜弁等の開閉機能の異常の有無について行います。
- (3) 総合点検は、①流出油等の堤外漏えい危険の有無、②火気使用施設等の設置等危険状態の有無について行います。
- (4) 不備事項は速やかに防災管理者に報告し、点検記録は、①点検を行った防止堤、②点検方法及び結果、③点検実施年月日、④点検実施責任者及び点検を実施した者の氏名を記載して、3年間保存しなければなりません。

5 流出の恐れが生じた時の措置

排水弁等、門扉を閉鎖して防止堤の機能を確保し、敷地外への流出を警戒するほか、防災規程に定めた予防措置を講じます。



図 6-1-1
門扉の例



図 6-1-2
排水栓の例



図 6-1-3 通路横断の例



図 6-1-4 仕切堤の例



図6－1－5 応急措置用資機材（土のう）の例

第2節 消火用屋外給水施設

1 種類と設置目的

自衛防災組織に配備された防災資機材の放水に必要な水を供給するため特定事業所に設置する給水施設で、消防車用と大容量泡放水砲用とがあります。

消防車用屋外給水施設は、大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車又は大型化学高所放水車（以下「大型化学消防車等」という。）の配備が義務付けられる特定事業所に設置されます。

大容量泡放水砲用屋外給水施設は、直径 34m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクがある特定事業所に設置されます。

2 給水能力

消防車用屋外給水施設は、大型化学消防車等の放水能力の合計に、放水能力が最大の大型化学消防車等の放水能力を加算した放水能力（以下「総放水能力」という。）により 120 分継続して放水する量の水を供給できるものです。

大容量泡放水砲用屋外給水施設は、自衛防災組織の基準放水能力（表 3-6-2）により 120 分継続して放水する量の水を供給できるものです。

3 消火栓又は貯水槽の取水部分（以下「消火栓等」という。）の位置

消防車用屋外給水施設の消火栓等は、第4類危険物の貯蔵・取扱い施設、又は可燃性の高圧ガス処理施設の存する地区内で、周囲の通路（大型化学消防車等が進入して有効に活動できる通路に限る。）に近接した場所にあります。

消火栓等は、相互の間の歩行距離が 70m以内であるように設置されます。

大容量泡放水砲用屋外給水施設の消火栓等は、大型化学消防車等の通行に支障を来さない場所に設置します。

4 消火用屋外給水施設の構造

貯水槽に係る消火用屋外給水施設の構造は以下のとおりです。

(1) 貯水槽は、鉄筋コンクリート造又は鋼板製で、漏水防止の措置を講じてあります。

(2) 貯水槽の深さ（取水部分の地盤面から底面まで）は 5.5m以内です。
ただし、大容量泡放射システムの動力消防ポンプに使用する水中ポンプは、深さの制約が除かれています。

(3) 地下式又は有蓋貯水槽には直径 0.6m以上の吸管投入孔を設けています。
消火栓を有する消防車用屋外給水施設の消火栓、配管及び加圧ポンプの構造は以下のとおりです。

【第6章 特定防災施設】

- (1) 消火栓の接続口は、双口とし、地盤面から0.5m以上0.8m以下の高さで、呼称75mmの消防用ホース又は消防用吸管に結合できること。
 - (2) 地上に設置されている管及び管継手は原則として鋼製であり、気象条件等を考慮し必要な凍結防止措置が必要です。
 - (3) 加圧ポンプは、総放水能力による放水に十分な給水能力を有し、付属する駆動機と同一の堅固な基礎の上に設置し、予備動力設備が必要です。
- 消火栓を有する大容量泡放水砲用屋外給水施設の構造は以下のとおりです。
- (1) 消火栓の接続口は大容量泡放水砲用防災資機材等による取水及び結合金具を有するホース又は消防用吸管に結合ができるものです。
 - (2) 配管は消防車用屋外給水施設の配管と同様、気象条件等を考慮し必要な凍結防止措置が行われます。
 - (3) 加圧ポンプは、基準放水能力による放水に十分な給水能力を有し、付属する駆動機と同一の堅固な基礎の上に設置し、予備動力設備が必要です。

5 消火用屋外給水施設の機能の保持と点検

特定事業者は、外観点検、機能点検、総合点検をそれぞれ1年に1回以上行い、機能が保持されていることを確認する義務があります。防災規程に基づき防災要員が構内を視察調査する際に実施する外観点検は、有効です。

- (1) 外観点検は、①水槽等については、変形、損傷、腐食、規定水量、吸水障害の有無、②加圧ポンプ等については、ポンプ、軸継手等の変形、損傷、腐食の有無、起動装置操作部周囲の障害物の有無、基礎ボルト等のゆるみ、破損等の有無、③配管については、変形、損傷、腐食、漏水、バルブ類の適正な開閉状態の有無、④消火栓については、接続口のつまりの有無、⑤予備動力設備の変形、損傷の有無について行います。
- (2) 不備事項は速やかに防災管理者に報告し、点検記録は、①点検を行った消火用屋外給水施設、②点検方法及び結果、③点検実施年月日、④点検実施責任者及び点検を実施した者の氏名を記載して、3年間保存しなければなりません。

6 他の施設との兼用禁止

原則他の施設との兼用は禁止されていますが、他法令の規定による必要水量の給水を行った場合でも、総放水能力又は基準放水能力を有する施設などは兼用が可能となっています。

【第6章 特定防災施設】

7 代替水利

最大放水能力の大型化学消防車等により 120 分継続取水可能な河川等や、大容量泡放水砲の基準放水能力により 120 分継続送水可能な河川等で、市町村長等が認めた場合は代替水利となります。

また、代替水利でなくても、利用可能な水利は把握しておきましょう。

8 地震時等における応急対策等に関する留意事項

大規模地震等により屋外給水施設が大きく損傷する場合を想定し、更新、補修等の機会を捉えて耐震措置を講じるほか、その間の経過措置として、速やかにその機能回復を図るため、事業所の実態に応じた応急対策を検討し、資機材及びその保管・運用方法を防災規程に定めておく必要があります。

(1) 耐震措置は以下のとおりです。

ア 配管は、地震動により接続部分が損傷しないよう可とう性継手等で措置します。

イ 加圧ポンプ及び予備動力設備は、地震動により機能損傷しないようボルト等で同一基礎等に固定します。

ウ 鉄筋コンクリート製貯水槽は、防火水槽と同等の強度や漏水防止のためライニング等が必要です。

エ 鋼製貯水槽は、同程度の屋外及び地下貯蔵タンクと同等の強度が必要です。

オ 屋外給水施設は周辺工作物の被害により損傷しない場所へ設置します。

カ 津波対策として、加圧送水設備等の浸水対策、防水対策を講じる必要があります。

(2) 経過措置としては、以下の水利の利用に係る措置が必要です。

ア 海、工業用水等の水利を利用するため、ポンプ、ホース等を保有する。

イ 隣接事業所等の有効水利を利用するため、非常時利用協定を締結する。

ウ 船舶の水利を利用するため、海上等船舶利用の供給体制を構築する。



図 6-2-1

消防車用屋外給水施設



図 6-2-2

消防車用屋外給水施設

【第6章 特定防災施設】

9 教育項目等

防災要員が、屋外給水施設を使用するため習得する事柄を以下に掲げます。

- (1) 給水能力、消火栓・貯水槽の位置・構造、代替水利の位置
- (2) 加圧装置の起動方法、部署可能隊数、消火栓放口サイズ、結合金具型式

第3節 非常通報設備

1 設置基準の概要

異常現象の発生時に、直ちに消防機関、特別防災区域内の関係事業所及び共同防災組織に通報できる無線設備又は有線電気通信設備が必要です。

2 設置位置

防災センター等の通報担当部署等、常時人がいる場所に設置します。

3 種類

一般加入電話の他、専用電話（ホットライン）、有線電気通信設備（送受信間専用の電線や光ケーブル等による通信線路による有線通信回線）、無線設備があります。

4 非常通報設備の機能の保持と点検

特定事業者は、外観点検、機能点検、総合点検をそれぞれ1年に1回以上行い、機能が保持されていることを確認する義務があります。防災規程に基づき防災要員が構内を視察調査する際に実施する外観点検は、有効です。

- (1) 外観点検は、①操作部周囲の使用上の障害物等の有無、②変形、損傷等の有無について、機能点検は、①通話可否の有無、②蓄電池等機能異常の有無について、総合点検は、①配線と各機器端子とのゆるみ等の有無、②即時通報体制の確保の有無についてそれぞれ行います。
- (2) 不備事項は速やかに防災管理者に報告し、点検記録は、①点検を行った非常通報設備、②点検方法及び結果、③点検実施年月日、④点検実施責任者及び点検実施者の氏名を記載して、3年間保存しなければなりません。

5 防災要員に対する主要な教育項目

設置場所及び設備種別、定期点検要領、通報要領を重点的に教育します。

6 通報要領

原則として非常通報設備を使用し通報します。ただし、第一報は非常通報設備よりも迅速な通報手段がある場合は、最も迅速に行える方法により行います。

また、事業所に即した異常現象の通報マニュアルを策定し掲示しておきます。

通報マニュアルは、第8章第1節の内容を踏まえて、第1報と第2報以降に分けて作成します。

【第6章 特定防災施設】

7 津波・震災対策

- (1) 停電時の対策として、非常電源設備や電源を内蔵した可搬式設備等の設置が必要です。
- (2) 回線断線時の対策として、無線設備等の設置が必要です。
- (3) 通信回線輻輳時の対策として、消防機関との直通回線、災害時優先電話、無線設備等が必要です。
- (4) 浸水対策として、設備の高所設置、防水化、可搬式設備等が必要です。



図6-3-1 一般加入電話の例



図6-3-2 構内電話の例



図6-3-3 衛星電話の例



図6-3-4 非常電源設備（蓄電池）の例

第 1 節 消防用自動車

消防用自動車は、火災をはじめ各種の災害に対する消防活動を適切に行うため、その目的に合わせた様々な種類のものがありますが、特定事業所に必要な消防用自動車について記載します。

特定事業所に必要な消防用自動車については、その事業所における施設、設備の種類、規模に基づき、備え付けるべき消防用自動車が定められています。

1 3 点セットについて

大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車、この 3 台をまとめて、3 点セットといわれています。

屋外タンクの型、直径及び貯蔵する石油の種類に応じて、基準により備え付けるべき台数のうち、最も多い台数を備え付けることとされています。

(1) 大型化学消防車（図 7-1-1 参照）

大規模な石油貯蔵タンク火災の消火をする場合などに使用します。

規格放水圧力 0.85MPa で放水量が毎分 3,100L 以上の能力を有します。容量 1,800L 以上の泡消火薬剤タンクと泡混合装置を備え付けていて、消火用屋外給水施設（消火栓、貯水槽等）から水を受け入れ、泡原液と混合して大型高所放水車へ送水します。

(2) 大型高所放水車（図 7-2-2 参照）

大規模な石油貯蔵タンク火災の消火をする場合などに使用します。

泡を放射する筒先の高さが地上から 22m 以上あり、筒先の基部における圧力が 1.0MPa で、毎分 3,000L 以上放水できるものとされています。

泡を放射する筒先は、周囲の部分を輻射熱から保護する措置が講じられていて、方向及び角度を遠隔操作することができます。

石油貯蔵タンク火災を消火する場合には、放水塔を起立させて、大型化学消防車から送られてくる泡水溶液を、放水塔先端の筒先から発泡放射して対応します。

(3) 泡原液搬送車（図 7-2-3 参照）

大規模な石油貯蔵タンク火災の消火をする場合などに使用します。

容量 4,000L 以上の泡消火薬剤タンクと圧力 0.3MPa 以上で毎分 200L 以上の泡消火薬剤を圧送できるポンプを備え付けています。

大型化学消防車へ必要な泡消火薬剤を自動で送り出すことができます。

2 2 点セットについて

大型化学高所放水車及び泡原液搬送車、この 2 台をまとめて、2 点セットといわれています。

大型化学高所放水車は、大規模な石油貯蔵タンク火災の消火をする場合な

【第 7 章 防災資機材】

どに使用します。

1 台で大型高所放水車と大型化学消防車の 2 役をこなします。

塔操作や水泡操作などを自動で行える機能を搭載していますので、効率の良い運用が可能であり操作員の負担も軽減されます。

大型化学高所放水車を備え付けている場合は、大型化学消防車、大型高所放水車、甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車及び普通高所放水車各 1 台を備え付けていることと見なされます。

3 甲種普通化学消防車

石油の貯蔵・取扱量及び第 4 類危険物の取扱量に応じて、基準により備え付けるべき台数のうち、最も多い台数を備え付けることとされています。

4 普通消防車、小型消防車、普通高所放水車、乙種普通化学消防車

事業所の規模及び設備に応じて基準により備え付けることとされています。



図 7 - 1 - 1 大型化学消防車

第2節 消防用自動車の操作訓練

1 3点セット（2点セット）の連携

大規模な石油貯蔵タンク火災の消火を主目的として編成されたものです。

水と泡消火薬剤を混合した泡水溶液を、タンクより高い位置からタンク内部に放水するために、それぞれ違う性能を有する3台が連携するものです。

（図7-2-1参照）

2点セットの場合は、大型化学高所放水車と泡原液搬送車になります。

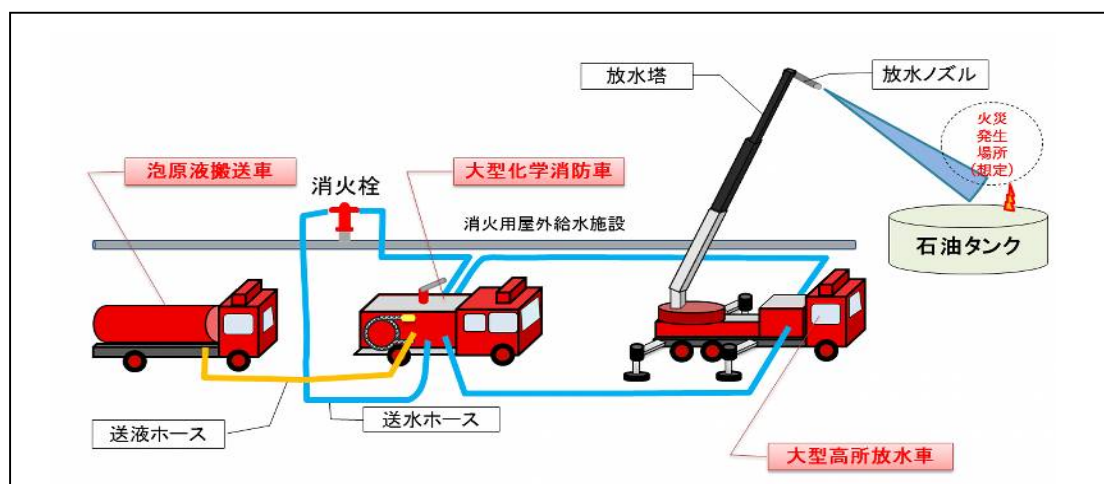


図7-2-1 3点セット連携のイメージ図

2 消防自動車（3点セット・2点セット関係車両）操作上の留意事項

- (1) 高所放水車の機関員は、安全操作を心がけて急激な塔操作、バルブ操作及びポンプ操作は行わないようにしてください。
- (2) 大型化学消防車及び泡原液搬送車の機関員は、安全操作を心がけ、急激なポンプ操作及びバルブ操作は行わないようにしてください。
- (3) 大型化学消防車による泡混合操作及び泡原液搬送車から大型化学高所放水車への送液に係るポンプ操作は、指差呼称を取り入れ（注記1）確実に実施してください。

（注記1）指差呼称を徹底することにより、資機材の誤操作、状況の誤判断等による事故を防止できます。

これ以外の操作などにおいても指差呼称を取り入れるようにしてください。

- (4) アウトリガーの張出しとジャッキアップは、個別に操作してください。
- (5) アウトリガーの張出し前には、設定場所の地盤面の安全確認を実施してください。また、アウトリガーの接地面には敷板を設置してくだ

【第 7 章 防災資機材】

さい。

- (6) アウトリガーの張出し及びジャッキアップ操作中は、機関員や隊員がアウトリガー周辺の安全管理を実施し、緊急時には機関員が直ちに停止できるようにしてください。
- (7) アウトリガーの張出し後、スプリングロックの作動状況を確認し、更にジャッキアップ終了後は荷重状態を確認してください。
- (8) 上空の操作障害の有無を事前に確認しておいてください。
- (9) 高所放水車へのホース結合は、ジャッキアップ実施後にしてください。



図 7 - 2 - 2 大型高所放水車



図 7 - 2 - 3 泡原液搬送車

第 3 節 個人防護装備（PPE）

危険物施設において火災が発生した場合には、大規模な火災に発展する危険性が大きくなります。

そのような状況下で、火災防御活動をする防災要員は、個人防護装備の必要性和用途を理解して細心の注意を払い、自分の身を守る必要があります。

1 個人防護装備の種類と用途

表 7-3-1（個人防護装備の種類と用途）

種 類	用 途・日常点検
防火帽（ヘルメット） 	○飛来・落下物による危険や、転落・転倒時に頭部を守ります。 ○頭部を突起物や鋭角な箇所に強打した場合にも役立ちます。 ○帽体（ヘルメット部）と、しころから構成されています。 ○しころは、防火服と同一の生地で作られており、顔面の保護や、防煙用のほか、落下物による衝撃を吸収する機能をもっています。 ○一度でも大きな衝撃を受けた場合は、性能が低下しているおそれがあるので、使用を停止してください。 ○交換できる装着体は、衛生面からも定期的に交換することが望まれます。

【第7章 防災資機材】

防火服 下図参照 防火靴 	○耐火、耐熱性を重視しており、火災防御活動において、輻射熱などから隊員の身体を保護するための被服です。 ○耐熱、難燃性の繊維を使用したものが多く、防水性も有しています。 ○強度、耐熱性、防水性などのある靴です。 ○細かい亀裂の有無や靴底のすり減り具合を確認して、程度の悪い場合は交換することが望まれます。
防火手袋 	○ケブラー手袋は、鋭利な物を扱う現場では必要で安全に作業できます。 ○裂け、穴あきなどが認められる場合、防護性能が低下している恐れがあるので、使用を停止してください。
耐熱服 ※写真は図7-3-2を参照	○輻射熱などから身体を保護するための被服です。※詳細は2を参照
化学防護服	○有害物質から身体を保護するための被服です。 ○防護レベルに応じた4種類があります。
ヘッドライト ※写真は防火帽（ヘルメット）の欄を参照	○頭部に固定できる光源です。 ○防火帽（ヘルメット）に装着することで視界の向きに強い可視光線を照らします。 ○点灯状況の確認、電池の早めの交換が望まれます。

【第 7 章 防災資機材】

ゴーグル 	○目を保護するため顔面に着用する道具です。 ○水や埃のような異物が侵入したり、眼球が直接風を受けたりしないように保護する目的で使用されます。 ○風を受けたりしないように保護する目的で使用されます。 ○亀裂の有無、汚れ、固定バンドなどを確認し、程度の悪い場合は交換することが望まれます。
警笛 	○車両の誘導時や緊急時の警告などに使用します。 ○正常に吹けるか否か、確認しておいてください。
肘膝パット 	○痛み予防、緩和、ケガ防止などに有効です。
通信手段 	○トランシーバーなどを有効活用することで、連絡調整に役立ちます。 ○通話テストを確実に実施しておいてください。

【第 7 章 防災資機材】

2 耐熱服について

耐熱服は、危険物火災など輻射熱の強い場合に使用するもので、熱反射性及び耐熱性をもった防火被服です。

被服の内部に、呼吸器を着装できるものもあります。

耐熱服は、図 7-3-2 に示すように、フード、上衣、ズボン、手袋及び防火靴から構成されます。

素材は、耐熱性を有する繊維にアルミニウムを真空蒸着したフィルムを貼り付けたものを表地とし、断熱層は、耐熱性を有する繊維をフェルト状にしたものを中間地として使用しています。

特定事業所にある施設の様態等に応じて、配備すべき防災資機材が定められています。

耐熱服については、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第 21 条において、表 7-3-3 のように定められています。



図 7-3-2 耐熱服の構成

【第 7 章 防災資機材】

表 7－3－3

区 分	防災資機材等	備え付けるべき数量
耐熱服 (注記 4)	大型化学高所放水車 大型化学消防車 大型高所放水車 普通高所放水車 甲種普通化学消防車 乙種普通化学消防車 普通消防車 小型消防車 普通泡放水砲	1 着

(注記 4) 大容量泡放射砲を備え付ける場合は、1 着に、当該大容量泡放射砲に他のポンプを介さずに結合されるポンプ 1 台につき、1 着を加算した数量を備え付けることとされています。

第4節 個人防護装備の着装訓練

1 防火服・耐熱服について

防火服・耐熱服は、主に、耐火、耐熱性を重視しています。

消防活動においての隊員の身体を保護するための被服です。

防火服・耐熱服の要件としては、

- (1) 静電気防止加工であること。
- (2) 耐熱・防炎性があること。
- (3) 機能性を有すること。
- (4) 外力に対する防護性があること。
- (5) 防水性があること。

などが挙げられます。

防火服（一般火災用のもの）と、耐熱服（危険物等の火災で使用）があります。

2 防火服・耐熱服の正しい着装方法と留意事項

正しい着装は、装備の効果を十分に発揮するため必要なものです。

着装時に注意すべき点は、各部位を保護する個人防護装備を相互に可能な限り重ね合わせます。（たとえば、手袋と服の袖、服の襟とヘルメット、ズボンと防火靴の接合部）

このように肌を露出させないようにすることが必要です。

防火服・耐熱服の着装は、下着⇒作業服⇒防火服又は耐熱服の組み合わせになります。

重ね着による一枚一枚の生地間に設けられる空気層は、断熱効果を上げ、熱傷を受ける時間を遅らせる機能を有していますので、夏場に涼しさを得るために下着の上に直接、防火服・耐熱服を着ることは、絶対にしてはいけません。

また、積層構造のインナー（浸湿防水層＋断熱層）を取り外した防火服・耐熱服を着ることは、生地間に設けられる空気層による断熱効果を下げ熱傷のリスクを高めることになりますので、絶対にしてはいけません。

【第7章 防災資機材】

3 耐熱服の着装手順

①着装前



②ズボンをはきます。



③防火靴を履きます。



④ズボン着装完了



①から④までの留意事項

- ・作業服などは、事前に脱がないようにしてください。
- ・防火靴とズボンの接合部は、相互を重ね合すようにしてください。
- ・ヒートストレス対策の冷却ベストがあれば着用してください。

⑥呼吸器着装完了

⑤呼吸器を着装中



⑦上衣を着るとき、補助者の補助が必要です。



【第7章 防災資機材】

⑧ 上衣を着装



⑨ 帽子を脱いで
面体を装着



⑩ フードを被るとき、補助者の補助が必要となります。
フード内部がヘルメット構造になっています。



⑪ 着装状況の点検
実施中



⑫ 点検完了
着装完了



【第7章 防災資機材】

⑤から⑫までの留意事項

- ・各部位を保護する防護装備を相互に重ね合わせるようにしてください。
(服の襟とフード部分、服の袖と手袋、ズボンと防火靴)
- ・呼吸器のバンドは、若干きつめに締めておくと、身体への密着度が良くなり後で活動しやすくなります。
- ・連絡手段(トランシーバーなど)の作動チェックは、事前に済ませておく必要があります。
- ・空気呼吸器を着装する場合は、事前に残圧確認をする必要があります。
- ・耐熱服を着装する場合、補助者の補助が必要となる部分がありますので補助を受けながら確実に着装してください。

第 5 節 可搬式放水銃等

1 可搬式放水銃の用途について

大規模火災あるいは高所が火災などの場合に、延焼防止の目的で遠方から高圧・大量放水を行うために使用します。

この場合の反動力は非常に強いため、人力での管そう保持・操作は不可能です。

可搬式放水銃は、架台に管そうを結合し、反動力を受け止め人力で操作を可能としたものです。

可搬式放水銃は、レバー式、ギア式、半ギア式に区分されます。

大型化学高所放水車などが、接近して放水できない防油堤内や狭い通路等に持ち込んで使用できるという特徴があります。

2 可搬式放水銃の手動操作について

可搬式放水銃は、台座（又は架台）、旋回及び俯仰曲管（又は二又曲管）で構成され、操作は、レバー式にあつてはハンドルレバーを握って行い、ギア式にあつては、台座と各曲管に組み合わせたギアに取り付けられたハンドルを回して行います。

可搬式放水銃は、架台に 4 本の脚部が取り付けられています。

3 可搬式泡放水砲の用途について

大規模火災あるいは高所が火災などの場合に、延焼防止の目的で遠方から高圧・大量放水を行うために使用します。

大型化学高所放水車などが、接近して放水できない場合に、長時間の大量放水が可能な特徴があります。



図 7 - 5 - 1 可搬式放水銃



図 7 - 5 - 2 可搬式泡放水砲

【第7章 防災資機材】



設置・放水準備

支持構造の脚で地面をしっかりとつかむので安定性があります。

ホースを結合します。



操作・放水準備

大量・長射程の放水を行うためノズル支持部は大きな反動力に耐えられます。

また放水中でも自由に放水角度の変更や旋回ができるように作られています。

放水角度や向きを設定したら放水準備完了です。



放水

無人の状態でも安定放水ができます。

第6節 空気呼吸器

1 空気呼吸器の必要性と用途について

空気呼吸器は、火災等の災害現場において、濃煙、有毒ガス等の充満した場所又は、酸素欠乏の場所等に進出し、消火活動や救助活動を行う場合に、呼吸に必要な空気を供給するための器具です。

2 空気呼吸器の各部の名称と用途について（胸バンドがないタイプ）

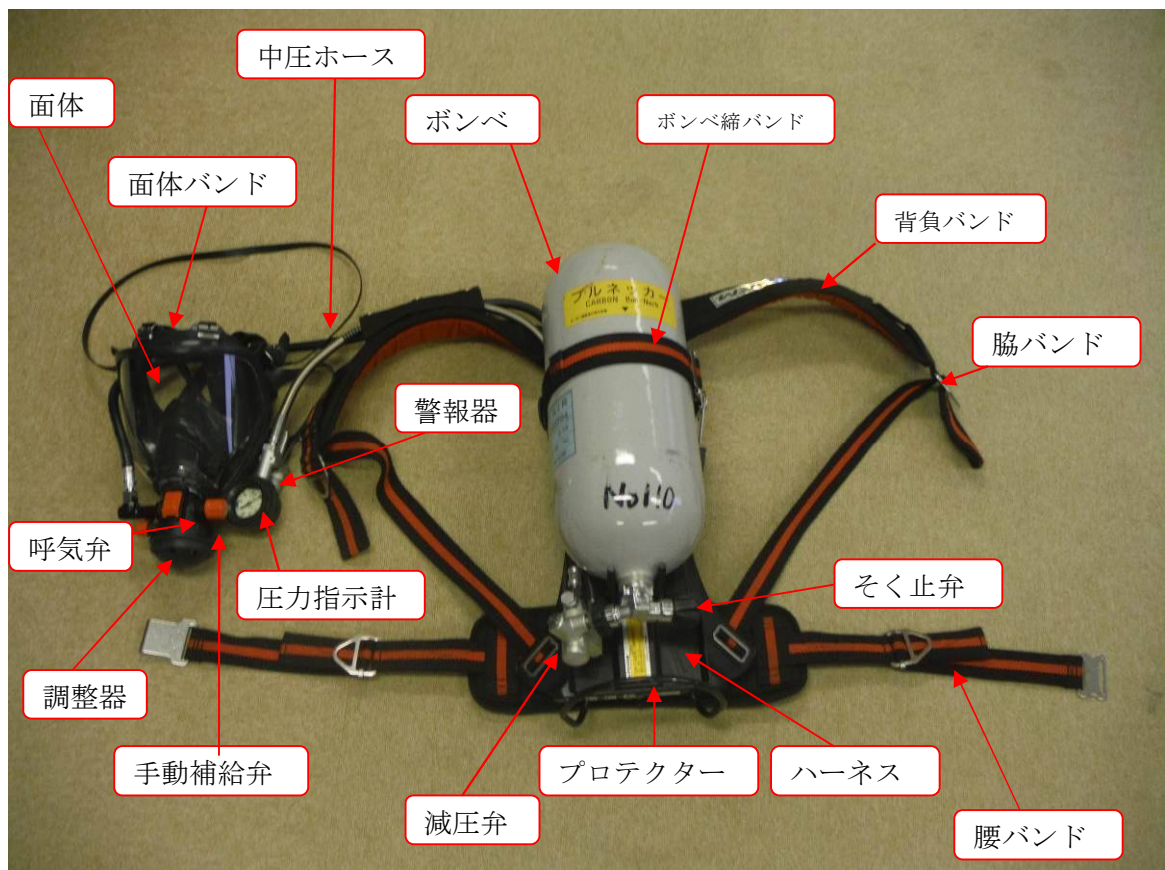


図7-6-1 全体構成図

(1) 面体

アイピース（視認範囲）、面体バンド、呼気弁（呼気したときに開き、吸気したときに閉じる弁です。）などから構成されます。

(2) 調整器

減圧弁などから構成され、高圧空気を大気圧付近にまで減圧する装置です。

(3) ボンベ

そく止弁（ボンベに付属する開閉用の弁です。）

(4) ハーネス

呼吸器を背中に装着するための装置です。

第7節 空気呼吸器の操作訓練

1 着装手順と取扱い上の注意事項

集合、想定、着装用意（点検含む）（①から⑤までの動き）

- ・指揮者の「集まれ」の号令で、隊員は「よし」と呼唱して集合します。
- ・指揮者は「ただ今から空気呼吸器着装訓練を実施する」と伝えます。
- ・指揮者は「定位につけ」の号令で、隊員は「よし」と呼唱して所定の位置につきます。
- ・指揮者の「着装用意」の号令で、隊員は「よし」と呼唱して左手で調整器を持ち、右手で手動補給弁の閉鎖を確認して「手動補給弁よし」と呼唱します。
- ・そく止弁を開放し「圧力〇〇メガ」などと圧力計の指示圧を呼唱して、そく止を閉じます。
- ・空気漏れのないことを確認して「漏れなし」と呼唱します。
- ・右手で手動補給弁を徐々に開放し、警報器の作動状況を確認して「警報器よし」と呼唱して、手動補給弁を閉じます。
- ・左手で面体を持ち、呼気弁の点検を行い「呼気弁よし」と呼唱します。
- ・面体バンド、呼気管の状態を確認して「面体よし」と呼唱します。
- ・肩、脇及び腰バンドの状態を確認して「各種バンドよし」と呼唱します。

①指揮者の「集まれ」の号令で
隊員は「よし」と呼唱します。



②点検、左手で調整器を持ち、
右手でそく止弁を開放し「圧力
〇〇MPa」指示圧を呼唱して、
そく止弁を閉じます。



【第7章 防災資機材】

③ 着服用意、指示圧を確認します。



④ 着服用意、呼気弁の点検をします。



⑤ 着服用意、各種バンドの状態を確認します。



本体着装（⑥から⑪までの隊員の動き）

- ・ 指揮者の「本体着装」に対し、隊員は「よし」と呼唱、右手でそく止弁を全開します。
- ・ 右手でそく止弁付近の保護枠を持ち、左手で背負いバンドの上部を持って、空気呼吸器を静かに引き起こします。
- ・ 右手で右背負いバンドの上部を持ち、左から回しながら左腕を左背負いバンドに通します。
- ・ 続いて、右腕を右背負いバンドに通して空気呼吸器を背負い、腰バンドを締めて「腰バンドよし」、脇バンドを締めて「脇バンドよし」、首かけひもを首にかけて「着装よし」となります。

【第7章 防災資機材】



⑥指揮者の「本体着装」の号令で右手でそく止弁付近の保護枠を持ち、左手で背負いバンドの上部を持ちます。

⑦本体着装、背負う前に後方確認をします。



⑧本体着装、先に左腕を背負いバンドに通します。



⑨本体着装、脇バンドを締め、腰バンドも締めます。



⑩本体着装、首かけひもを首にかけます。



⑪本体着装完了



【第7章 防災資機材】

面体着装（⑫から⑮までの動き）

- ・指揮者の「面体着装」に対し、隊員は「よし」と呼唱、保安帽のあごひもを緩めて保安帽を後にずらしします。
- ・左手で面体、右手で面体バンドを持って、顔面をあごから先に面体内に入れます。
- ・面体バンドを頭部、こめかみ、あごの順に締めます。
- ・面体の密着度を確認して「よし」と呼唱、保安帽をかぶり、右手を挙げて「よし」と呼唱します。
- ・指揮者が着装状態の確認をして、異状なければ、右手で隊員の肩を叩いて「よし」と呼唱します。

⑫指揮者の「面体着装」の号令で、顔面をあごから先に面体内に入れます。



⑬面体着装、右手を挙げて合図します。



⑭指揮者が着装状態の確認をします。
異状なければ隊員の肩を右手で叩きます。



⑮着装完了



【第 7 章 防災資機材】

2 使用可能時間

使用可能時間（目安）は、つぎの式で求められます。

使用可能時間（min）

$$\frac{\text{ボンベ内圧力 (MPa)} \times K - \text{余裕圧力 (MPa)}}{\text{毎分あたりの呼吸量 (L)}} \times \text{ボンベ容積 (L)} \times 10$$

K：空気の圧縮係数を加味した補正係数

充てん圧力 14.7MPa の場合 K=1.0

充てん圧力 29.4MPa の場合 K=0.9

※一般的な人間の呼吸量は、1 分間に 40L 程度として計算しますが、個人差があるので、あくまでも目安としてください。

第 8 節 消火設備

1 消火設備の基準

危険物製造所等に設置しなければならない消火設備は、危険物の性状（引火点、禁水性等）や消火困難性（貯蔵取扱量、指定数量、施設や設備の形態）などにより定められています。

2 危険物施設に設置しなければならない消火設備

表 7-8-1 参照のように、設置場所（消火困難性）により、異なります。どのような危険物を取り扱っているかで、適切な消火設備が決まります。

表 7-8-1

消火困難性	消 火 設 備
著しく消火困難	（第 1 種、第 2 種又は第 3 種）＋第 4 種＋第 5 種
消火困難	第 4 種＋第 5 種
そ の 他	第 5 種

第 1 種消火設備 ⇒ 屋内消火栓設備又は屋外消火栓

第 2 種消火設備 ⇒ スプリンクラー設備

第 3 種消火設備 ⇒ 水蒸気消火設備、水噴霧消火設備、泡消火設備
二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備

第 4 種消火設備 ⇒ 大型消火器（棒状の水、霧状の水、棒状の強化液、霧状の強化液、泡、二酸化炭素、ハロゲン化物、消火粉末など放射するもの）

第 5 種消火設備 ⇒ 小型消火器（棒状の水、霧状の水、棒状の強化液、霧状の強化液、泡、二酸化炭素、ハロゲン化物、消火粉末など放射するもの）
水バケツ又は水槽、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩

3 危険物の消火方法について

危険物は、第 1 類から第 6 類まで分類されていて、これらの危険物の性質と火災予防並びに消火方法は、それぞれ異なります。

たとえば、第 4 類の危険物が火災の場合、一般的な消火方法としては泡、粉末、二酸化炭素、ハロゲン化物、霧状の強化液などの消火剤を用いた方法があります。

【第7章 防災資機材】

4 各消火設備の使用法と使用上の留意事項について

(1) 第5種消火設備（粉末消火器の場合）

＜◎は使用方法 ○は使用上の留意事項＞

- ◎あわてず、落ち着いて、安全栓を引き抜きます。
- ◎次に、ホースをはずし火元に向けます。
- ◎そして、レバーを強く握ります。
- 風上に回り込んで消火するようにしてください。
- 姿勢をなるべく低くして、熱や煙を避けるようにして消火器を構えるようにしてください。
- 炎や煙に惑わされず、燃えている物体にノズルを向けて火の根元めがけて噴射してください。
- ホースは、ほうきで火の根元を掃くような感じで左右に振るようにしてください。
- 薬剤の放射時間は、概ね10秒～20秒の消火器が大半です。
- 消火器は初期消火用の器具ですので、消火範囲には限りがあります。危険を感じた場合は、その場から逃げてください。



図7－8－1 第5種消火設備（粉末消火器）

(2) 第4種消火設備（粉末消火器の場合）

＜◎は使用方法 ○は使用上の留意事項＞

- ◎あわてず、落ち着いて、安全栓を引き抜きます。
- ◎次に起動レバーを強く押し下げます。
- ◎そして、ノズルレバーを強く握ります。
- 炎から5m程度離れたところから放射を開始してください。

【第 7 章 防災資機材】

特に油火災の場合、近づきすぎると油が飛び散り、かえって火災の範囲を大きくすることがあります。

○風上に回り込んで消火するようにしてください。

○消火器は斜めにしたりせず、まっすぐ立てて使用してください。

○火の根元を掃くように、ノズルを左右に振りながらゆっくり火元に近づいて消火してください。

○炎が消えても途中で止めないで最後まで放射してください。

炎が消えても油の温度が下がらないと再燃することがあります。

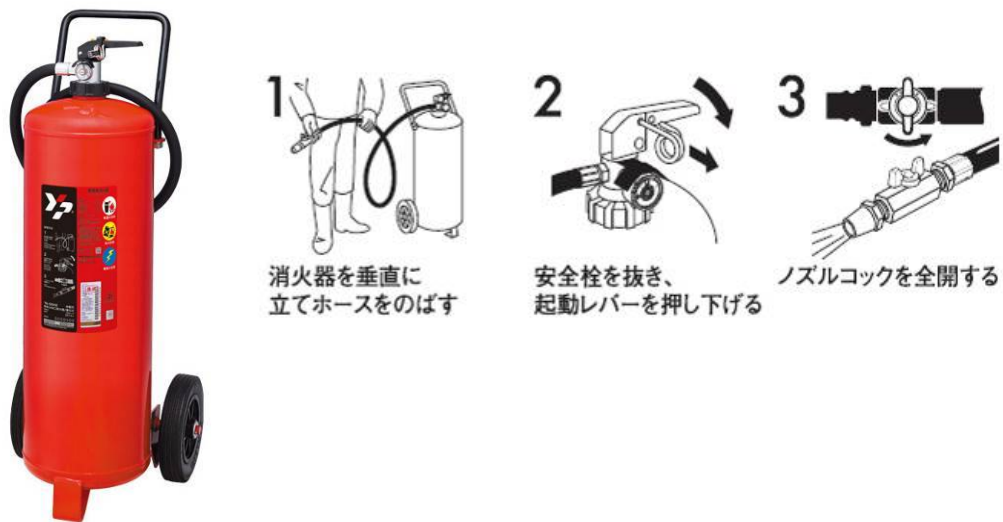


図 7－8－2 第 4 種消火設備（粉末消火器）

5 送泡設備について

(1) 送泡設備とは

石油コンビナート等災害防止法施行令では、屋外貯蔵タンクが送泡設備付きタンクの場合とそれ以外の場合で、設置する防災資機材等が異なり、送泡設備付きタンクの場合は、「大型化学消防車又は甲種普通化学消防車を配備しなければならない」と規定されています。送泡設備は、泡放出口、送泡口、送泡管の機器で構成されています。

(2) 送泡設備を設置することができる屋外貯蔵タンクの要件

次に掲げる要件に該当するものとされています。

- ア 石油コンビナート等災害防止法施行令第 8 条第 1 項の表に掲げるその他の屋外貯蔵タンクのうち浮きぶたを有しないものであること
- イ 水に溶けない性状を有する石油を 90 度以下の温度で貯蔵する屋外貯蔵タンクであること
- ウ 泡放出口から放出した泡が石油の表面に容易に浮上できる粘度を有するものを 90 度以下の温度で貯蔵する屋外貯蔵タンクであること

第9節 消防ホース

1 性能

消防ホースの摩擦損失の大きさは、材質が同一ならば、長さで流量の2乗に比例し口径の5乗に反比例します。

消防ホースの耐圧力は、材質、構造が同一ならば、口径が小さいほど耐圧力は増大します。

使用圧は、消防ホースに記載するように定められていますので、その範囲で使用するようにしてください。(図7-9-1参照)

2 消防用ホースの種類と用途

消防用ホースは、用途・使用圧（常用最高使用圧力）により、消防用ホースの技術上の規格を定める省令に基づき、消防用ホースの用途を消防用ホースの口径（呼称）で分けると表7-9-1のようになります。

表7-9-1（消防用ホースの種類と用途）

呼称mm	200 以上	150・125・100	90・75・65・50・40	65・50・40・30・25・20
用途	大容量泡放水砲用	大量送水用	一般消防用	消火栓用

3 消防用ホースの表示の読み方

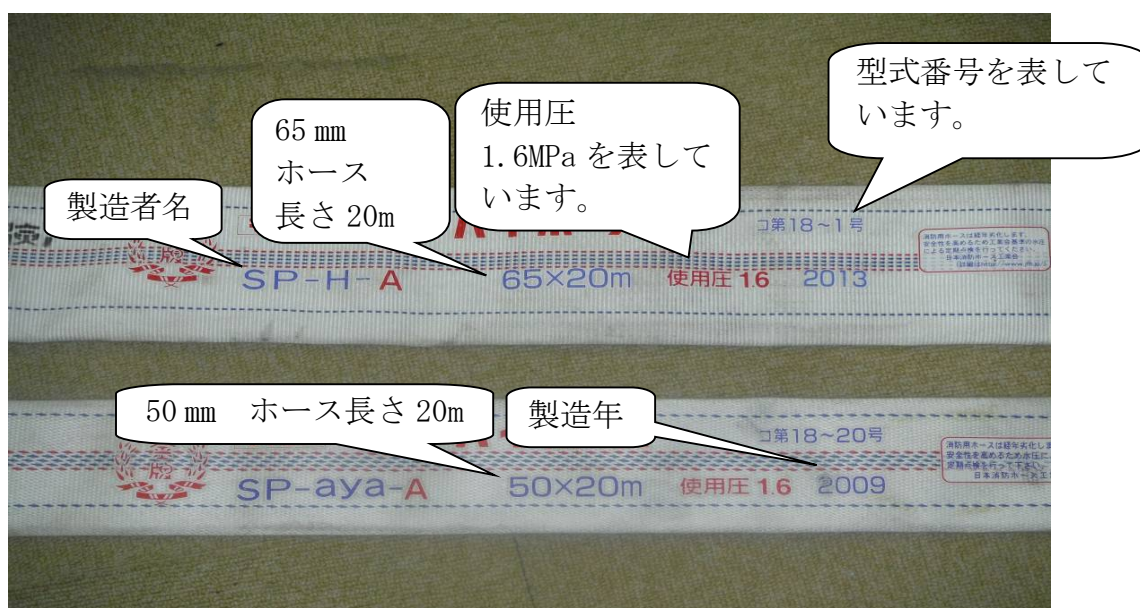


図7-9-1 消防用ホースの表示

【第7章 防災資機材】

4 媒介金具

消防ホースには消防用自動車や消火用屋外給水施設の消火栓と接続するための金具が取り付けられています。消防用ホースは用途や種類によって金具の口径が異なるため、事業所内の消防水利調査を行い、消防用自動車に積載している消防用ホースの口径又は結合金具と異なる水利についてはあらかじめ媒介金具を準備しておきます。

5 消防ホースの取扱い上の注意事項（安全管理のポイント）

消防ホースは消防自動車に積載されていますが、二重巻きホースとして単体で積載されていたり、折りたたみホースとしてホースカーに積載されています。

消防ホースの搬送、延長、結合、離脱及び収納など一連の動作で安全管理のポイントは次のとおりです。

- (1) かけ足により消防ホースを搬送、延長、収納するときは、つまづきや転倒に注意してください。
- (2) 消防ホースを搬送するときは、金具の垂れ下がりなどによって、金具を身体にぶつけないように金具近くを確実に保持してください。
- (3) 消防ホースを延長するときは、金具を確実に保持して行ってください。
- (4) 消防ホースを延長するときは、できるだけ引っ張り、引きずり等を避け、よじれなどがないようにし、送水時における消防ホースの跳ね上がりによる受傷に注意してください。
- (5) 道路等を横断して消防ホースを延長する時は、自動車等による損傷を防ぐため、ホースブリッジを使用してください。
- (6) 消防ホースの結合は確実にを行い、離脱のないように結合状態を確認してください。
- (7) 消防ホースを引っ張って結合するときは、お互いに合図を行い安全確認をしてください。
- (8) 消防ホースの吊り上げ、吊り下げなどのときは、ロープの結着を確実にを行い誘導ロープを使用して安全に行ってください。

【第7章 防災資機材】



ホースの延ばし方

自分の身体の右側に置き、メス金具が下になるように立てて置きます。

オス金具を右手で持ち、左手はホースに添えます。



ホースの延ばし方

右足先でメス金具をおさえホースを前方へ転がします。

左右に曲がらないように、自分の身体の前方に、まっすぐに転がします。



ホースとホースの結合（町野式）

左足でメス金具の根元を踏み、オス金具を結合します。



ホースとホースの結合（町野式）

結合した後、左足でメス金具の根元を踏んだ状態で、両手でホースを引っ張ってみて、結合状態を確認します。

【第7章 防災資機材】



筒先とホースの結合（町野式）

結合させるオス金具が斜め上に向いた状態で結合します。

結合後は、オス金具付近をしっかりと踏み筒先を両手で引っ張り、結合状態を確認します。



二重巻きホースを作る要領

二重巻きホースを作るには、延ばしたホースのオス金具を持ってふたつ折りにし、オス金具を重ね折れ部から巻きはじめます。

二重巻きホースは、ゆるみがあると簡単に解絡するので、ホース内部の空気を抜くように巻いてください。

特に巻きはじめは、なるべく、きつく巻くようにしていくときれいに巻くことができます。



二重巻きホースを作る要領

巻き始めの位置は中央部よりオス金具側へ約 50cm ずらした位置です。

自分の肘をホースの端にあて、握りこぶしの位置の端から巻き始めます。

（約 50cm ずらした位置を確認するための一例）

【第 7 章 防災資機材】



二重巻きホースを作る要領

約 50cm ずらした位置を確認したら、その位置から巻き始めます。



二重巻きホースを作る要領

巻き始めは、なるべく、きつめに巻くように注意しながら巻いてください。



二重巻きホースを作る要領

巻く途中は、手を添えながら解絡しないように注意して巻いてください。



二重巻きホースを作る要領

完成した二重巻きホースは、オス金具とメス金具との間隔が 20cm～30cm 取るのが、肩に担いだときに金具が固定でき、かつ右足先でメス金具近くを踏み、オス金具を手で持ってひろげるのに適当です。

第 10 節 泡消火薬剤

1 泡消火薬剤を用いた泡消火剤について

泡消火剤の特徴は、形成される泡で燃焼物体を包み込む窒息効果による消火です。

形成される泡を大別すると「機械泡」と「化学泡」になります。

機械泡は、泡原液を水に溶かしたものを、機械により泡を形成するもので、泡の中は空気です。

化学泡は、アルカリ性と酸性の 2 種類の薬剤を混合して化学反応を起こして発生する二酸化炭素を泡を起こすための安定剤で泡を形成するもので、泡の中は二酸化炭素です。

(1) たん白泡

たん白泡剤は、熱に強く、海水を使用しても発泡倍率が変わらないとされている反面、酸化されやすく老化が早いといわれています。

(2) 水成膜泡

流動性に富んでいて、粉末消火剤と併用しても泡が消えにくい性質があります。

(3) 合成界面活性剤泡

たん白泡剤に比べて長時間の保存が可能で高発泡剤といわれています。

(4) 水溶性液体用泡

アルコールなどの水溶性液体の消泡性を考慮して、泡が消えにくい泡剤を使用しているものをいいます。

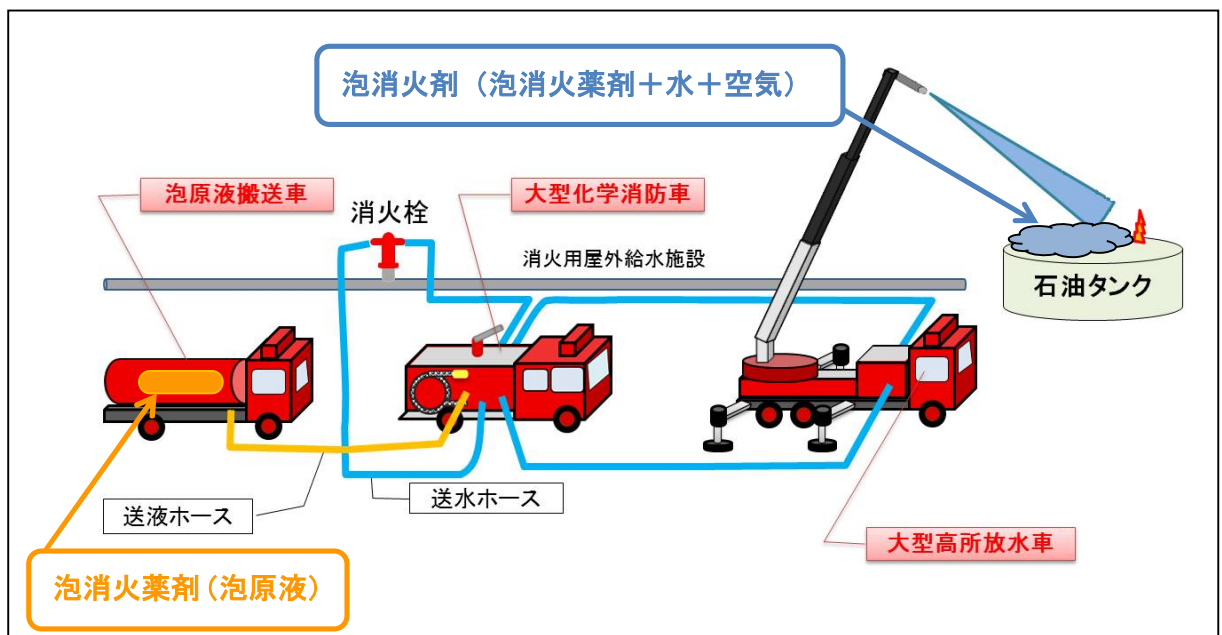


図 7-10-1 泡消火薬剤及び泡消火剤

2 注意事項

泡消火薬剤は、通常、同一の火災対象に対しては同一の泡消火薬剤が使用されますが、タンク全面火災等の大規模な火災の場合、泡消火薬剤が不足し、同一の火災対象に対して異なる種類の泡消火薬剤を使用することもあります。この場合、異なる泡消火薬剤の組合せによる消火効果の減衰等に配慮する必要があります。

平成 18 年 3 月、独立行政法人消防研究所が示した「石油タンク火災の安全確保に関する研究報告書－石油タンク火災に使用される泡消火薬剤の消火特性－」では、石油タンク火災の消火に適した泡消火薬剤を選択すること及び大容量泡放水砲の放射特性と放射時の泡性状を把握することを目的としているが、この中において、異なる種類の泡消火薬剤を組み合わせた場合の消火実験等についても実施しており、フッ素たん白泡消火薬剤（FP）、合成界面活性剤泡消火薬剤（SD）、水成膜泡消火薬剤（AFFF）及び多糖類添加水成膜泡消火薬剤（AR-AFFF）の組合せによる消火実験の結果、『SD との組合せでは、全ての組合せにおいて、消火することができなかった。特に、同位置下放射での FP との組合せでは、90%コントロールすることさえ、できなかった。SD がタンク火災の消火に適さないことは、これまで、随所で述べてきたが、SD を消火可能な別の泡消火薬剤と併用した場合でも、消火が困難であることが示唆された。従って、SD をタンク火災の消火に使用することは、いかなる場合でも避けるべきである。』と、考察しています。

第11節 オイルフェンス

1 目的

オイルフェンスの使用目的を「拡散防止」にのみ限定することは間違いです。流出油事故の形態として、隣接事業所や沖合施設等で発生した油が沿岸や施設に迫ってくる場合や施設内の排水路や河川へ排出した油を海域に流出するのを阻止する場合など、次のとおり、状況に即した3つの展張目的があります。

- (1) 油を誘導して回収する目的の展張
- (2) 油をそらせて施設等を保護する目的の展張
- (3) 油を拡散させないように拡散を防止する目的の展張

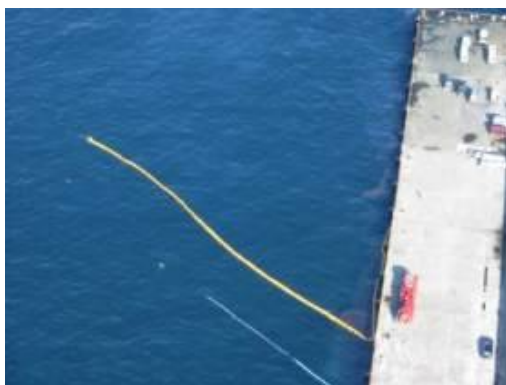


図7-11-1 回収を目的とする展張



図7-11-2 保護を目的とする展張

2 展張方法

目的に応じたオイルフェンスの展張形状や角度を考慮する必要がありますが、オイルフェンスの先端部を係止する方法の代表例を図7-11-3に示します。先端部では作業船や展張船を使用して、アンカー（錨）で係止します。

〔準備品〕

- アンカーロープ／ブイロープ／オイルフェンス沈込防止ロープ
- アンカー（底質を考慮）
- ブイ

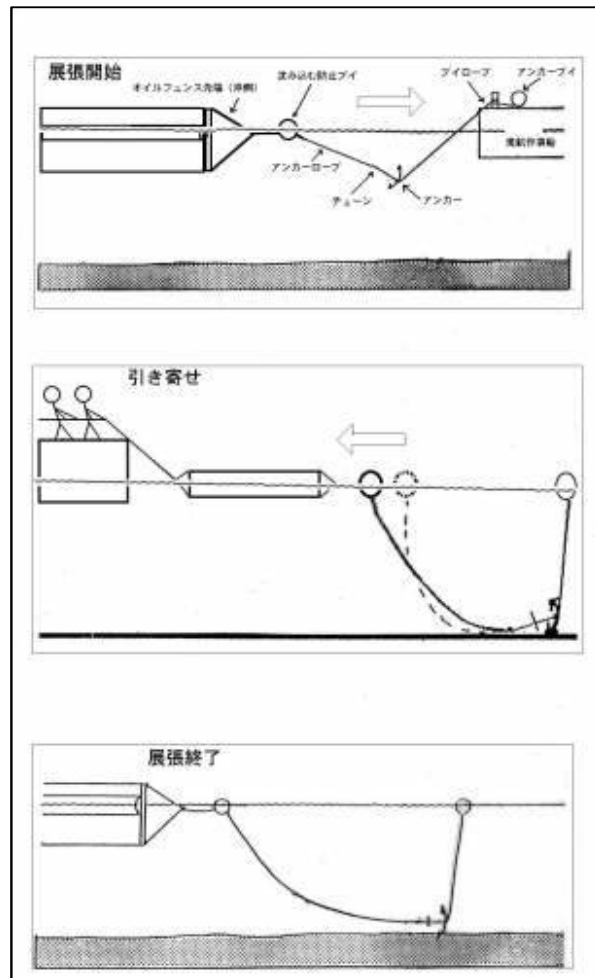
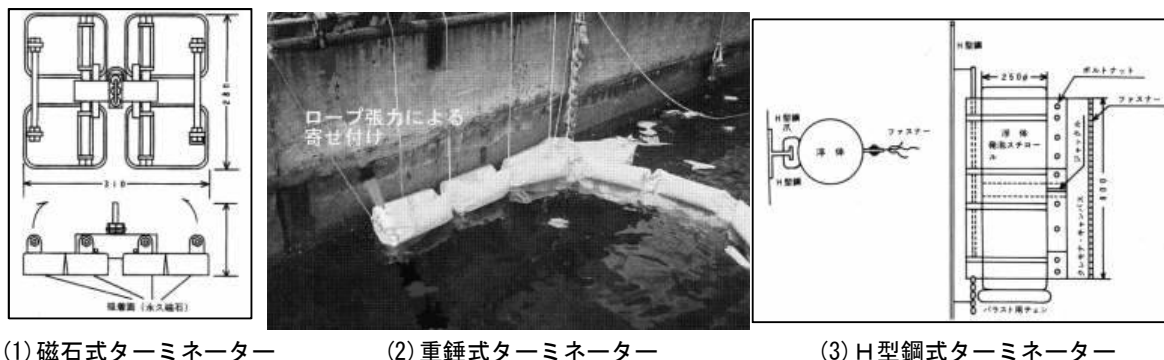


図 7-11-3 アンカリング方法

3 岸壁での係止方法

岸壁や船の周囲にオイルフェンスを展開した場合、岸壁とオイルフェンス、船とオイルフェンスとの密着が悪く、集めた油が漏れ出すケースが散見されます。これを防ぐための係止方法は、次のようなものがあります。

- (1) 磁石式ターミネーター
船体の周囲にオイルフェンスを展開する場合に便利です。
- (2) 重錘式ターミネーター
重錘（ブロック、鉄塊等）を吊り下げる重力作用で重錘を付けたロープがオイルフェンスを岸壁に引き寄せて密着させるものです。
- (3) H型鋼式ターミネーター（スライディング・ムワー）
潮の干満が著しい場所でオイルフェンスを恒久的に設置する場合や頻繁にオイルフェンスを展開する場合に便利です。



(1) 磁石式ターミネーター

(2) 重錘式ターミネーター

(3) H型鋼式ターミネーター

図 7-11-4 オイルフェンスの岸壁での係止方法

4 展張にあたっての留意事項

オイルフェンスを図 7-11-1 のように「回収」を目的として展張した場合、集められた油は油回収船ではなく、陸上から油回収装置等を使用しての回収となります。そのため、その作業する場所（回収ポイント）は、

- ・重機（クレーン、フォーク等）を配置できる場所であること。
- ・回収作業のスペースが確保されていること。
- ・回収した油や油性ごみを集積できること。
- ・トラックが通行可能で、集積した油等を容易に運搬できること。

等を考慮して展張する必要があります。



図 7-11-5 油回収装置による油回収

第12節 油回収船

流出油の回収は、海上に浮流している油の「海上における回収」と岸壁や海岸に漂着した油の「海岸清掃」に区別できます。「海上における回収」のなかで代表的なものは、油回収船や油回収装置などを使用した機械的回収です。

機械的回収は、恒久的に油回収装置等を船体に設備した「油回収船」と曳船などに油回収装置、一時貯油タンク等を搭載する「補助船」方式があります。

油回収船や補助船に設備又は搭載する法定義務のある油回収装置は、国土交通省の定めた油回収能力認定試験に合格していますが、実海域においては、浮流油を可能な限り集め、油膜厚さを増して油回収装置の油分の回収効率を高めなければ、海水ばかりを回収することになります。つまり、実際の汚染海域において、流出油の回収効果を上げる唯一の方法は、「如何に油を効率よく集めるか」に依存します。ここでは、補助船方式について説明します。

1 補助船方式

補助船方式は、補助船に油を捕集するための集油フェンス（オイルフェンス）とその「U字形の展張」を維持するための「アウトリガー」、油回収装置及び一時的に回収した油水を溜めるための一時貯油タンク（またはバージ）で構成されています。

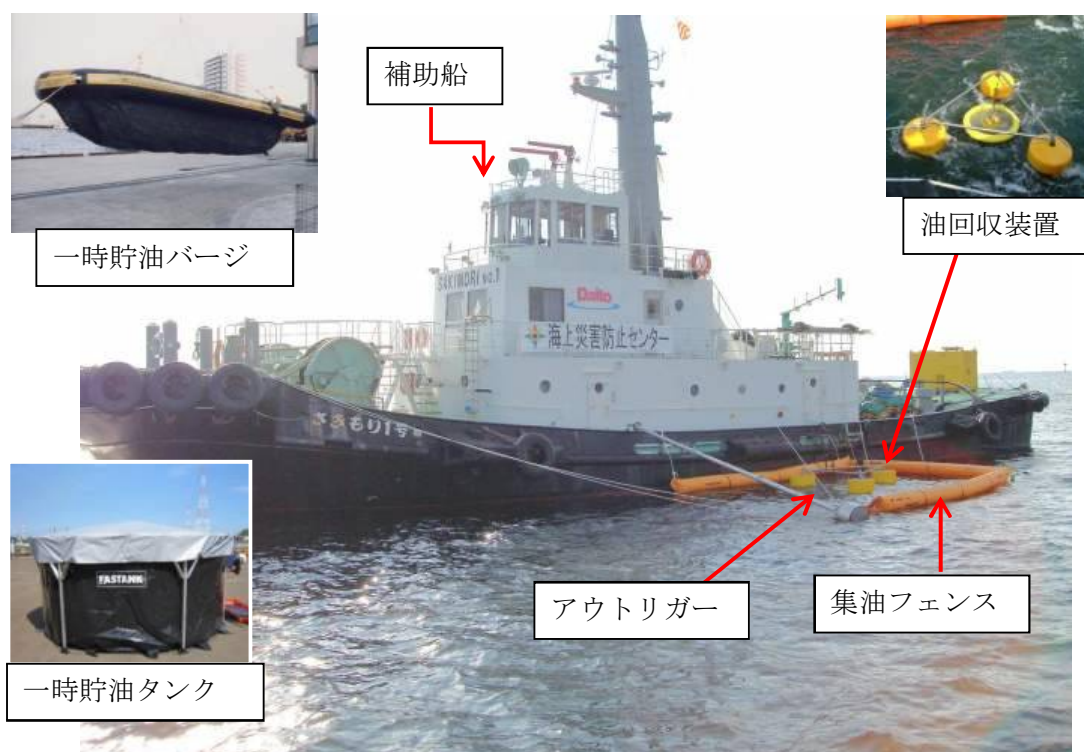


図7-12-1 補助船方式

【第 7 章 防災資機材】

2 油回収にあたっての留意事項

流出事故の際、油回収装置等を選択する場合、最も重要な検討事項は、流出油の粘度と経時変化に関する性状です。取り扱っている油種があらかじめ判っている特定事業所の場合は、最適の油回収装置を事前に計画することが可能です。

流出油事故における油回収活動の戦術的な優先順位は「現場の安全」です。自衛防災組織が防災活動を急ぐ余り、海中転落、スリップや機械操作の不慣れによる負傷事故の危険性を考慮しなければなりません。

流出油事故の形態は、その規模に関わらず、時間的経過により「現場の安全」度が変化します。例えば、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」では、原油は危険物として規定されており、原油タンカーや石油精製施設等において、原油が流出した初期段階においては、「火災・爆発」の危険性が懸念されます。また、ベンゼンやキシレンなどの有害液体物質が海上流出した場合には「人体への有毒性」も同様に考慮しなければなりません。

初期段階の自衛防災組織の現場対応において、作業船によるガス検知やオイルフェンス展開作業に取り掛かる場合には、火災爆発や有毒性等の危険性が潜在していることに十分注意しなければなりません。

勿論、オイルフェンスで拡散防止された原油層の中を油回収船や補助船が航走することは論外ですし、無手勝流に油吸着材を大量に投入することも推奨できません。

現場の安全を確保したうえで、沖合では、油回収船や補助船が効率的・効果的に集油できるように作業船とオイルフェンスを組み合わせた「U字形」「J字形」等のフォーメーションによる防除活動、沿岸では、効果的なオイルフェンス展開によって油を集めて油回収装置で回収、施設周辺の消波ブロック内への油の浸入を阻止する防除活動が必要になりますので、事前の計画が重要です。



図 7 - 1 2 - 2 ガス検知作業

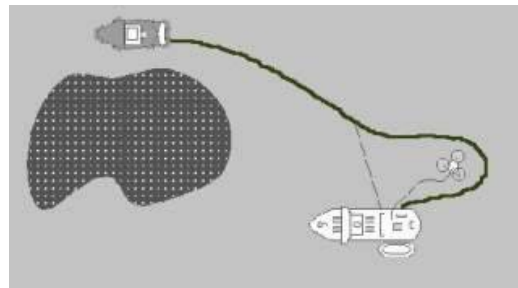


図 7 - 1 2 - 3 J 字形展開

第1節 通報、情報収集、情報提供要領

1 通報

(1) 留意事項

出火、石油等の漏えいその他の異常な現象が発生したときに消防機関へ直ちに通報するため、次の事項に留意して体制を整備する必要があります。

ア 発見者は、直ちに通報します。

イ 発見者が事業所内のあらかじめ定められた部署（以下「通報班」という。）に連絡することを決めている事業所にあつては、当該部署は一箇所にします。

ウ イの連絡を受けた通報班の関係者は、直ちに通報します。

エ 通報班の体制は、常に確認して必要な見直しを行います。

オ 通報班による通報の実施と内容を確認する、通報責任者体制を確立します。

(2) 通報内容

消防機関への通報は次の事項について行います。

この場合、判明した項目について直ちに第1報として通報することとし、以後、新たな項目が判明し次第、逐次、第2報、第3報として通報します。

ア 異常現象の種別（出火、爆発、危険物の漏えい、破損、暴走反応等の別）及び燃焼又は漏えいしている物質の種類等

イ 異常現象が発生した事業所の名称及び所在地

ウ 異常現象が発生した施設の名称（事業所の敷地が道路等により分割されている場合には、事故等が発生した施設の位置を明示する名称）及び施設の区分（危険物施設、高圧ガス施設又は高圧混在施設等の別）

エ 異常現象の規模及び態様

オ 死傷者及び要救助者の有無

カ 公設消防隊が進入する事業所の入門口の名称及び誘導員の配置状況

2 情報収集

災害の現場で消防隊が安全に的確な応急対策を行うために必要な情報を事前に想定して説明用資料を用意しておくことが望ましいです。必要な情報としては次のものが考えられますが、公設消防隊や共同防災組織等の求めに応じて事業所の特性を踏まえた説明を行うため情報の形態にも配慮する必要があります。

(1) 要救助者の有無及び位置、発災場所及び周辺施設の位置状況（配置図等）

(2) プラントの温度や圧力の値（通常時、発災時の安全限界）（グラフ等）

(3) 取扱物質や中間生成物の情報（SDS等）

(4) 消防活動上配慮が必要な、禁水性物質、可燃性物質、毒劇物、放射性

【第8章 防災活動要領】

物質等の情報（配置図・SDS等）

- (5) 主な貯蔵取扱施設や防災施設の位置や概要等（配置図等）
- (6) 有害物質の漏えいや飛散物質による外部への影響の可能性（影響範囲図等）

3 情報提供

(1) 体制

災害の現場で公設消防先着隊等から防災管理者に情報の提供が求められた場合に迅速かつ適切に行われるよう、次の点に留意した体制を整備します。

- ア 平日、夜間、休日における情報提供の担当部署・担当者を明確にします。
- イ 情報提供の担当者が不在の場合の代行者を明確にします。
- ウ 情報提供の担当部署・担当者に迅速かつ適切に情報が集約されるよう、事業所内の連絡体制を構築します。

(2) 公設消防先着隊への情報提供内容

ア 出火、爆発の場合

- (ア) 要救助者の有無（ある場合は、人員及びその状況）
- (イ) 発災装置等の名称並びに燃焼・漏えい物質の化学名又は一般名と性状
- (ウ) 毒劇物の漏えい・発生の有無（ある場合は化学名又は一般名、その性状）
- (エ) 周辺施設への被害拡大危険及び二次災害発生危険の有無

イ 漏えいの場合

- (ア) 要救助者の有無（ある場合は、人員及びその状況）
- (イ) 漏えい箇所の名称及び漏えい中の物質名（化学名又は一般名、性状）
- (ウ) 漏えい箇所の応急措置の状況

ウ 破損、暴走反応等で緊急の保安の措置を必要とするものの場合

- (ア) 要救助者の有無（ある場合は、人員及びその状況）
- (イ) 異常現象の内容及び状況

(3) 公設消防現場指揮本部への情報提供内容（図面、工程図等の提供に努める）

ア 出火、爆発の場合

- (ア) 要救助者がいる場合、位置及び救助活動に係る周囲の危険情報
- (イ) 爆発し又は燃焼若しくは漏えいしている危険物、高圧ガス、可燃性ガス等の名称及びその性状（SDS等）
- (ウ) 発災機器等の位置、名称並びに緊急停止措置の実施等の対応状況

【第8章 防災活動要領】

- (エ) 注水の可否等防災活動上の留意事項（消火することにより可燃性ガスが滞留し又は有毒ガスが発生する等のおそれのある場合）
 - (オ) 周辺施設の被害状況並びに被害の拡大・二次災害発生危険の有無等の今後の経時変化の情報
 - (カ) 消火設備等の設置及び作動並びに自衛防災組織等の消火活動の状況
 - (キ) 共同防災組織等並びに防災資機材の集結状況
- イ 漏えいの場合
- (ア) 要救助者がある場合、位置及び救助活動に係る周囲の危険情報
 - (イ) 漏えいした危険物等の名称及び消防活動上の配慮が必要な性状特性
 - (ウ) 漏えい箇所の位置及び名称並びに漏えい危険物量等の拡散状況
 - (エ) 漏えい箇所の応急措置の状況並びに緊急停止措置の実施の有無
 - (オ) 着火等の二次災害発生危険並びに施設又は敷地外への拡散危険の有無（有れば着火防止措置・消火設備・漏えい拡散防止措置等の内容と状況）
 - (カ) 自衛防災組織等によるオイルフェンス展張等の活動状況
 - (キ) 防災資機材の集結状況、呼吸保護具の必要性等防災活動上の留意事項
- ウ 破損、暴走反応等で緊急の保安の措置を必要とするものの場合
- (ア) 異常現象の内容及び状況
 - (イ) 異常現象を呈している物質の名称及び性状
 - (ウ) 異常現象を呈している装置等の位置及び名称
 - (エ) 異常現象に対する措置状況（冷却、警戒体制等）

第2節 現地指揮本部の設置要領

1 指揮本部の役割

自衛防災組織の指揮本部は、災害現場において、自衛防災組織が行う防災活動全般について指揮者を中心として総括的に管理、統制を行うために設置する拠点です。防災活動を行う防災要員及び従業員等の相互連携を図り、一定の活動方針の下に、災害規模、態様に応じた組織体として総合力を発揮させること等、一連の防災活動等を掌握し組織的な消防活動を展開させるために設置するものです。

2 現地指揮本部の設置時期及び位置

(1) 設置時期

設置時期は、災害が発生し、その規模や状況等を考慮し、事前の計画又は指揮者の判断により、できるだけ早い時期で設置します。

(2) 位置

指揮本部を設置するときは、消防機関の公設指揮本部が隣接して設置されることを考慮し、次に掲げる事項に留意し設置します。

ア 発災場所等を見通すことのできる位置や高所に設置する等、災害の状況が全般に把握できる位置に設置すること。

イ 落下物による二次災害発生危険の無い場所又は火煙の影響を受けない位置に設置すること。

ウ 消防車両の進入やホース延長等、消防活動の障害とならない位置に設置すること。

エ 発災場所の出入口を避ける等、避難者の避難の障害とならない位置に設置すること。

オ 各隊長が、容易に報告等の行動ができる場所で、指揮本部の運用上必要最小限の活動スペースが確保できる位置に設置すること。

カ 無線障害を受けやすい場所（高圧電線下付近、強力電波発信無線局付近、無線の不感地帯、高周波発生工場付近）は避け設置すること。

キ 騒音の影響を受けやすい場所は避けること。

ク 爆発危険区域、毒劇物危険区域、放射線危険区域等の危険区域内には、設置しないこと。

3 消防機関が指揮本部を設置する場合の対応

(1) 指揮者は、消防機関に次の情報を提供します。

ア 要救助者の有無（人員及び状況）

【第8章 防災活動要領】

- イ 発災（漏えい）装置等の名称及び燃焼（漏えい）中の物質名（化学名又は一般名及び性状）
 - ウ 毒劇物の発生の有無（化学名又は一般名及び性状）
 - エ 周辺施設への影響等（二次災害発生の危険性）の有無
 - オ 漏えい箇所の応急措置の状況
 - カ その他、異常現象の場合は、内容及び状況
- (2) 指揮者は、指揮本部と消防機関との伝達要員を1名以上指名します。
また、伝達要員は指揮本部との連絡を密にし、次の情報を図面・工程図等を用いて消防機関に提供します。
- ア 発災機器、流出箇所等の位置及び名称
 - イ 緊急停止措置の実施の有無
 - ウ 周辺施設の被害状況
 - エ 消火設備等の設置及び作動状況
 - オ 自衛防災組織等の活動状況
 - カ 防災資機材の状況
 - キ 注水の可否等防災活動上の留意事項（消火することにより可燃性ガスが滞留し又は有毒ガスが発生する等のおそれがある場合）
 - ク 流出の場合は、物質の量及び施設内外の拡散状況（漏えい拡散防止装置、オイルフェンス展張船の出場状況）、着火等二次災害発生の危険性の有無（着火防止措置の状況）及び呼吸保護具の必要性等防災活動にも留意します。
 - ケ 異常現象の場合は、物質の名称及び性状
- (3) 災害の拡大又は縮小による防衛部署等の消防機関の指示事項は、伝達要員等により、直ちに各任務分担者に周知徹底をします。

【情報提供等に係る責任者制度（例）】

神奈川県川崎市では、「消防技術説明者制度」を導入しています。この制度は、事業所と公設消防隊との間の情報共有のパイプ役となる担当者（消防技術説明者）をあらかじめ事業者が決めておき、事業所で災害が発生した時には、「消防技術説明者」のステッカーが貼られたヘルメットをかぶり、消防隊に情報提供の内容をまとめた情報提供シート等を利用し、到着した消防隊へ情報提供を行います。

この制度により、災害時に消防隊との窓口が一元化されることで、円滑な自衛消防活動ができるだけでなく、技術者が説明責任を負うことで、各事業所の安全意識の向上にも役立っています。

【第 8 章 防災活動要領】

4 現地指揮本部に必要な設備

災害現場で指揮活動を効率的に行うために、現地指揮本部に必要な設備は、事業所毎の事情や防災体制によって異なりますが、一般的に装備が可能で必要と思われる設備について例示します。

指揮本部明示板・旗、指揮卓・作戦卓、携帯電話（FAX）、無線機、携行ライト、携帯拡声器、災害情報記録用紙、現場広報用ホワイトボード

5 対策本部との連携

事業所事務所内等に災害の対策本部が設置される場合は、第 3 章第 5 節「関係機関の連携」中の図のように、現地指揮本部と対策本部内との連携が必要となります。

- (1) 現地指揮本部は、災害現場の状況を対策本部へ報告・連絡します。報告の方法は、通信機器や伝令等、人員や状況に応じて対応します。
- (2) 現地指揮本部から対策本部への報告・連絡の内容は、3 (1) 及び (2)、応援人員・資機材等の有無等になります。
- (3) 対策本部は、石油コンビナート等防災本部や関係機関への報告連絡やマスコミ・地域住民への広報等で必要な情報がある場合には、必要に応じて現地指揮本部へ情報を求めます。

第3節 漏えい・流出時の防災活動要領

1 共通事項

石油や高圧ガスなどの危険物等の漏えい・流出時の防災活動は、漏えい・流出を止め、漏れ出た危険物等を広がらず（局限化）、回収することが基本的な活動となります。

危険物等の漏えい・流出が発見された時には、漏えい・流出が発生した施設及びその箇所、危険物等の情報（物質名、爆発・火災や毒性等の危険性、漏えい・流出量など）を調べると同時に、直ちに消防機関へ通報する必要があります。危険物等の漏えい・流出についての情報が詳しく得られていなくても、消防機関等と連携して防災活動を行うために、漏えい・流出の事実が分かった時点で、消防機関へ直ちに通報することが必要です。

なお、漏えい・流出時の基本的な防災活動要領の流れは以下のとおりです。

- (1) 漏えい・流出した危険物等により、爆発・火災の発生や毒性等が疑われるときには、防災活動にあたる者以外は速やかに安全な場所へ避難します。
- (2) 防災活動にあたる者は、爆発・火災の発生危険や毒性物質である可能性を考慮し、ガス検知や防護服の着用等により、自らの安全を確保して活動します。
- (3) 漏えい・流出が発生している施設・装置等への危険物等の供給や流入を停止させます。
- (4) 漏えい・流出している箇所と危険物等の種類を調査します。調査結果は、防災活動にあたる者で共有し、特に爆発・火災及び毒性がある場合には十分に周知します。
- (5) バルブの閉止などにより危険物等の漏えい・流出を停止させます。
- (6) 漏えい・流出した危険物等の近くに火気や熱源があると爆発・火災が発生する危険性が高まるので、火気や熱源を除去（停止）させます。除去（停止）が困難な場合は、火気・熱源箇所へ近付かないよう、危険物等を隔離します。
- (7) 漏えい・流出した危険物等が広がっていかないように、土のう等を使用して、局限化を図ります。また、施設の外へ広がらないように、排水系統の弁等を閉めること、海上等へ流出するおそれがある場合には、オイルフェンスの展張や油吸着材等の準備をします。
- (8) ガス検知等の結果に基づいて警戒区域を設定し、二次災害防止のために関係者以外の立入りを制限します。近隣住民や他の事業所に影響する

【第8章 防災活動要領】

可能性があるときは、近隣住民・事業所への流出・漏えいに関する広報等を行います。

- (9) 局限化させた危険物等は、作業の安全を確保しながら、回収します。また、危険物等が気体（ガス）の場合には、周囲の安全を考慮しつつ蒸気や水噴霧等により希釈させるか、除外剤等を使用し、除外措置を行います。

2 プラントからの流出・漏えい

プラントからの流出・漏えいの場合、防災活動の基本的な流れは「1 共通事項」と同じですが、以下の活動が追加されます。

- (1) 発災施設等の緊急停止

「1 共通事項(3)」と併せた活動として、発災施設及び関連施設を緊急停止させます。その時、緊急停止に伴う二次的影響（圧力等の変動による装置破損やそれに伴う危険物等の漏えい・流出等）が生じないように十分留意します。

- (2) 発災施設内の危険物等の除去

「1 共通事項(3)」と併せた活動として、施設内に滞留している危険物等を必要に応じて安全に処理できる設備等に排出するとともに、系内を窒素等により置換します。

化学反応が進行し、危険性が増大するおそれのあるものに対しては、反応停止剤等を投入します。

3 屋外貯蔵タンクからの流出・漏えい

屋外貯蔵タンクからの流出・漏えいの場合、防災活動の基本的な流れは「1 共通事項」と同じですが、以下の活動等が追加されます。

- (1) 他のタンクへの移送

タンクからの危険物等の流出・漏えいがバルブ操作等では止められなく、他のタンク等へ危険物等を移送する場合は、流出等が発生しているタンクの通気能力並びに受入タンクの通気能力及び貯蔵能力を勘案し、安全に配慮し行います。

- (2) 防油堤の水抜弁等の閉止確認

防油堤の水抜弁及び流出油等防止堤に設けられた水門、仕切弁等の遮断装置の閉止を確認します。

- (3) 防油堤等の損傷確認

地震等に伴う流出・漏えいの場合は特に、防油堤等の損傷がないか確認し、損傷がある場合には土のう等を用いて応急措置を行います。

第4節 自然災害時の防災活動要領

自然災害は、台風など、その影響を受ける時期や場所、規模が予測できるものもあれば、地震など、場所、強さはある程度予測できるものの、いつ起こるのかまでは予測できないものもありますので、その被害を最小限に抑えるためには、災害が起こってから対応するのではなく、日頃から事業所全体として適切な対策を講じておかねばなりません。

防災要員は、日常の特定防災施設等や防災資機材等の点検、一般的な予防業務などを通じて、このような自然災害への対策を把握しておく必要があります。

1 日頃からの対策について

- (1) 災害の規模によっては、複数の施設における被害や長時間の防災活動が予想され、そのような場合においても適切に対処できるよう、他の防災要員の招集をあらかじめ考慮しておく必要がありますので、防災要員は、事前に招集をかけるタイミングや連絡手段、交通手段について、災害事象ごとに昼間、夜間または休日時に分けて検討し、周知しておきます。
- (2) 防災要員等が刻一刻と変化する自然現象に適切に対処するためには、地震や津波、気象状況などに関する情報を確実に入手できることが重要となりますので、必要な情報を確実に入手できるよう、テレビ、ラジオまたは無線など、複数の情報収集手段を準備しておきます。
- (3) 防災資機材等は災害時において適切に使用できなければなりませんので、防災要員は、保有している資機材の種類や数量を記載した一覧表と、設置・保管場所を記した配置図を作成、把握しておくとともに、これらの書類を活用して定期的に資機材を点検するなど、維持管理を徹底します。
- (4) 自衛防災組織等が適切に機能するためには、その組織を構成する防災要員等の受傷防止が重要であり、また施設の被害を最小限に抑えるためには、設備の機能を維持することが重要ですので、特定事業者は、建築物等の耐震性能について確認しておくとともに、事務所や計器室などの天井板等の崩落、棚やラックの転倒、割れたガラスの飛散などによる受傷危険の排除に努める必要があります。
また、防災要員は、特定防災施設等の点検などを通じて、ひび割れ、錆などによる耐震性能の低下がないか確認するなど、維持管理を徹底します。
- (5) 地震による地盤の液状化は、特定防災施設等の損壊や防災活動への支障となることが予想されますので、防災要員は、その影響範囲を事前に把握し、特定防災施設等への影響や応急対策、車両進入や避難経路の代替ルートなどについて検討しておきます。

【第8章 防災活動要領】

- (6) 津波などの浸水による活動障害を防止するため、防災要員は、浸水深の事前予測などにより、浸水する箇所の防災資機材等の保管位置の変更や搬送の手段、代替資機材の準備などについて検討しておきます。
- (7) 地震により津波が発生した場合、防災要員等が活動できる時間は限られてしまいますので、特定事業者は、到達時間や浸水範囲を事前に把握しておき、防災要員等の退避に必要な安全時間を考慮した防災活動の制限時間や退避のルール、活動可能範囲について検討しておきます。

また、防災要員等が制限時間内に必要な活動を完了できないと予想される場合や、被害状況により活動が困難と予想される範囲については、施設停止作業等の自動化や省力化について検討しておきます。

2 地震・津波災害時における防災活動要領

- (1) 緊急地震速報や初期の揺れにより地震を覚知した場合には、来訪者及び自らの安全の確保を最優先します。
- (2) 地震時などにおいては、事業所内で火災や漏えいなどの災害が複数の施設で同時に発生する可能性がありますので、特定事業者は、施設の危険性を勘案して、災害対応の大まかな優先順位を事前に検討しておく必要があり、最終的な優先順位については、事業所の対策本部が、事前検討した結果と活動する防災要員等からの状況報告を基に判断して、指示します。

防災要員等は、この優先順位の判断により、本章第3節及び第4節に基づいた火災・漏えいへの対応を実施します。

- (3) 津波が発生した場合、事業所の対策本部は、全ての防災要員等に対し、津波の到達時間、活動の限界時間、避難ルートなど、安全な活動を実施するために必要な情報の周知を徹底します。

3 台風などにおける防災活動要領

- (1) 台風など気象情報により発生日時や規模をあらかじめ把握できる場合、防災要員等は大雨や強風などによる影響を受ける前までに、飛散物による二次被害を防ぐため、工事用の足場や道路標識など、飛散する可能性のある物品の撤去や固定を完了させておきます。
- (2) 津波や高潮、洪水などについては、漂流物により施設損壊等の二次災害が発生するおそれがありますので、特定事業者は、コンテナやドラム缶など漂流する可能性のある物品について屋内に移動させるか、強固な支持物等に固定するなどの対策を講じておきます。

また、防災要員等は、コンテナ等が漂流した場合に備え、防潮扉や事業所の入退門などをできる限り閉鎖し、敷地外への漂流を防止します。

- (3) 防災要員は、災害の種別、規模から判断して必要と考えられる防災資機材等について、保有数量や作動状況の確認を徹底しておくとともに

【第8章 防災活動要領】

に、安全な場所に必要量を事前に集結させておきます。

- (4) 刻一刻と変化する災害状況に対応するため、事業所の対策本部は常に最新の情報を入手するとともに、その情報から事業所への影響を読み取り、現在の対応の是非について検討するなど、常に先手の災害対応を心掛けます。また、災害対応を変更する必要がある場合には、速やかに、防災要員等に伝達し、災害対応の徹底を図ります。

第5節 防災資機材の調達要領

地震など大規模な災害が発生した場合には、事業所で保有している資機材だけでは対応できないことが予想されますので、特定事業者は、災害の規模に応じて、必要と思われる資機材等の種類や数量を検討し、不足する部分については調達先や搬送方法などを、あらかじめ取り決めておく必要があります。

また、実災害時において、現場で活動する防災要員等は、災害状況や使用している防災資機材等の数量から、以後の活動見込みにより不足すると考えられる資機材等について予測し、速やかに事業所の対策本部に対して調達依頼を実施します。

1 種類・数量

防災資機材等は、災害の種別や災害規模、事業所で貯蔵し取扱う物質の量、製造プロセスなどを勘案し、必要な資機材の種類や数量を算出します。

また、その結果については、表1に示すように、必要量や自社の保有量などについて、誰もが把握できる資料として準備しておきます。

2 要請先の確保

特定事業者は、必要な防災資機材を製造している、または保有している企業を把握して、事前に契約を結んでおくなど、適切な調達体制を確立しておく必要があります。

また、近隣事業所との相互応援協定などによる資機材の調達方法についても検討しておきます。

3 搬送方法

泡消火薬剤やオイルフェンス等の搬送は、重機や多くの人員を必要としますので、特定事業者は協力会社等と事前に契約を結ぶなど、資機材の搬送体制を確立しておく必要があります。

また、地震などにより道路が寸断され、陸路が使用できない場合もありますので、海上輸送など複数の代替ルートについて検討しておきます。

4 集結場所

特定事業者は、資機材の集結場所として、事業所敷地内又は近隣の土地で、津波等の影響がなく、搬入と搬出を別々のルートで実施できるような場所を事前に選定しておきます。

また、災害発生時において、事業所の対策本部は、集結場所に無線等の通信手段を持った人員を配置させて、事業所の対策本部及び現地指揮本部と密接な連携がとれるようにします。

【第 8 章 防災活動要領】

表 8-5-1 資機材調達状況(例)

【〇〇タンク 防油堤内危険物漏えい】

資機材	必要量	自社保有量	外部要請量	調達現在量
泡消火薬剤	1,000 k L	500 k L		
油処理剤	1,000L	800L		
オイルフェンス	1,000m	1,000m		
オイルマット	10,000 枚	6,000 枚		
土のう	3,000 個	3,000 個		
油回収ポンプ	10 基	2 基		
空気呼吸器 (予備ボンベ)	4 基 (16 本)	2 基 (2 本)		

第6節 災害広報要領

1 住民に対する広報活動

広報活動は、災害の実態や、消防活動の経過などを知らせることにより、事業所周辺の住民等の不安を解消させるとともに、住民への被害の拡大を防止することを目的としており、本来は市町村や消防機関など、行政機関が主体となって実施するものですが、災害の規模等によっては一刻を争い、市町村等による広報が間に合わないことも考えられますので、このような場合には、市町村等の要請に基づいて、特定事業者自らが広報することとなります。

この広報は、適切な時期に適切な内容で行われないと、住民の不安を増大させることとなりますので、広報を行うタイミング、伝達手段、内容について、あらかじめ取り決めておく必要があります。

また、広報内容を具体的に作成するにあたっては、現場における情報が非常に重要となりますので、防災要員等は、現在の災害状況や防災活動の実施状況、風向や延焼経路、煙などによる事業所外への影響の見込みなど、広報活動に必要な情報を早期に把握し、事業所の対策本部に伝達する必要があります。

(1) 広報の内容

広報の内容は概ね次のとおりですが、これらの内容は状況の変化が無い場合でも、定期的に広報を実施して、住民不安の払拭に努める必要があります。

- ア 災害発生状況及び被害の拡大状況
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 住民の安全・安心に関する情報（危険地域の範囲、煙の影響、異臭の影響等）
- エ 周辺住民に対する必要な措置
- オ 避難の勧告及び指示並びに避難場所
- カ その他必要な事項

(2) 広報の伝達手段

災害時に住民が取り得る行動としては、建物内への退避や避難場所への避難がほとんどであり、実質的に広報が伝わらない状況下であることが多いと予想されますが、このような状況においても、伝えたい内容を明確に住民に伝えなければなりませんので、広報する場合には次に掲げる資機材を積極的に活用して実施します。

- ア 防災行政無線
- イ 携帯拡声器
- ウ 企業の広報車（発災企業、応援隣接企業）
- エ 報道機関

オ ホームページ

2 報道機関による広報

住民の安全と財産保護のため、速やかに住民に対して広報しなければならないような事故等が発生した場合、特定事業者は、報道機関に対し情報提供を行うとともに、各種メディアを通じて、積極的に広報を依頼します。

なお、新聞、テレビ等は速報性を有していますので、いずれも締切時間等を考慮するとともに、次の事項に留意します。

(1) 広報の時期

事故等が発生した場合には、できる限り早い段階で「速報」として発表し、事故等の経過とともに「中間情報」、「まとめ」と段階的に発表するようにしますが、社会的影響が小さいと判断される場合は、速報段階から「まとめ」とした内容とします。

発表の内容は、関係機関と連絡・連携を密にし、「いつ」、「どこで」、「だれが」、「なにを」、「どのようにして」、「どうなった」の六何の原則に基づく内容とするとともに、被害拡大の見込みなど「現在の災害事象に対して事業所としてどう判断しているか」、その判断により「付近住民に今、していただかなければならないこと（知らせなければならぬこと）は何か」など、目的とする広報内容について記載します。

なお、速報として発表した後、新しい情報の内容によっては速報段階から著しく訂正しなければならない場合もありますので、発表する場合には、何時の時点のものであるのか、発表文へ「〇〇時〇〇分現在」などと記載しておくようにします。

(2) 広報の一貫性

あいまいな表現、誤字や脱字、発表ごとに内容が二転三転してしまうような発表は、内容の信頼性そのものを失ってしまいますので、発表内容は常に一貫性を保つように配慮し、発表はできる限り同一の担当者が実施します。

第7節 応急救護要領

自衛防災組織等の活動は、防災資機材等により災害対応にあたる防災要員等のマンパワーを必要とする部分が大きく、防災要員等の受傷は自衛防災組織等の活動能力の低下を招きますので、活動時の安全管理が非常に重要ですが、万が一に負傷者等が発生した場合には、自衛防災組織等として、救急車が到着するまでの間、適切な応急救護を実施する必要があります。

1 止血法

一般に体内の血液の20%が急速に失われると出血性ショックという重篤な状態になり、30%を失えば生命に危険を及ぼすといわれています。したがって、出血量が多いほど止血手当を迅速に行う必要があります。

出血時の止血法としては、出血部位を直接圧迫する直接圧迫止血法が基本です。きれいなガーゼやハンカチ、タオルなどを重ねて傷口に当て、その上を手で圧迫します（図8-7-1）。大きな血管からの出血の場合で、片手で圧迫しても止血しないときは、両手で体重を乗せながら圧迫止血をします。

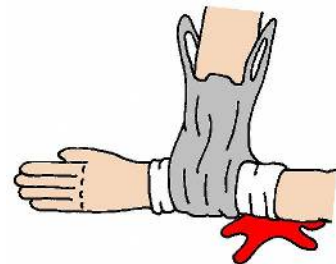


図8-7-1

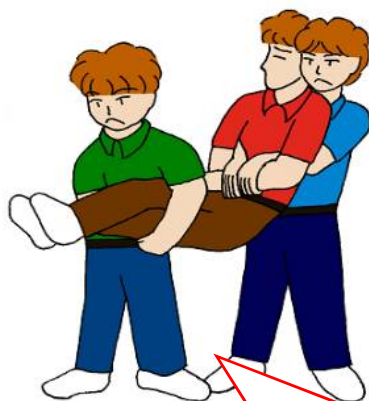
2 搬送法

担架等が使用できない場所で、事故現場から他の安全な場所へ緊急に移動させる搬送は、以下の方法により実施します。

(1) 2名で搬送する方法

ア 傷病者の前後を抱えて搬送する方法（図8-7-2）

イ 手を組んで搬送する方法（図8-7-3）



●傷病者の前後を抱えて、足側から搬送します。

図8-7-2



●両脇から傷病者を抱えて搬送します。

図8-7-3

【第8章 防災活動要領】

(2) 3名で搬送する方法 (図8-7-4)

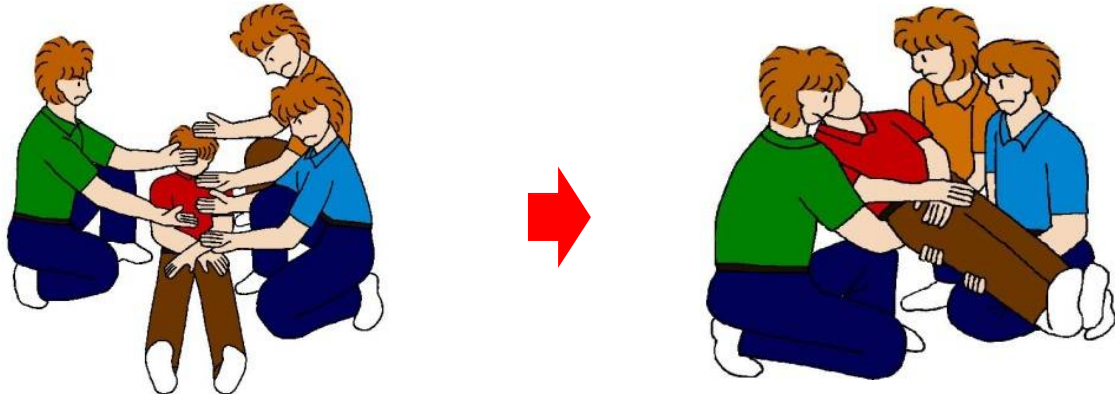


図8-7-4

3 CPR (心肺蘇生法)

心臓や呼吸が止まってしまった人を救うためには、そばに居合わせた人が救命処置をすることが大事です。以下の流れで胸骨圧迫、人工呼吸及びAEDの使用を行います。(図8-7-5)

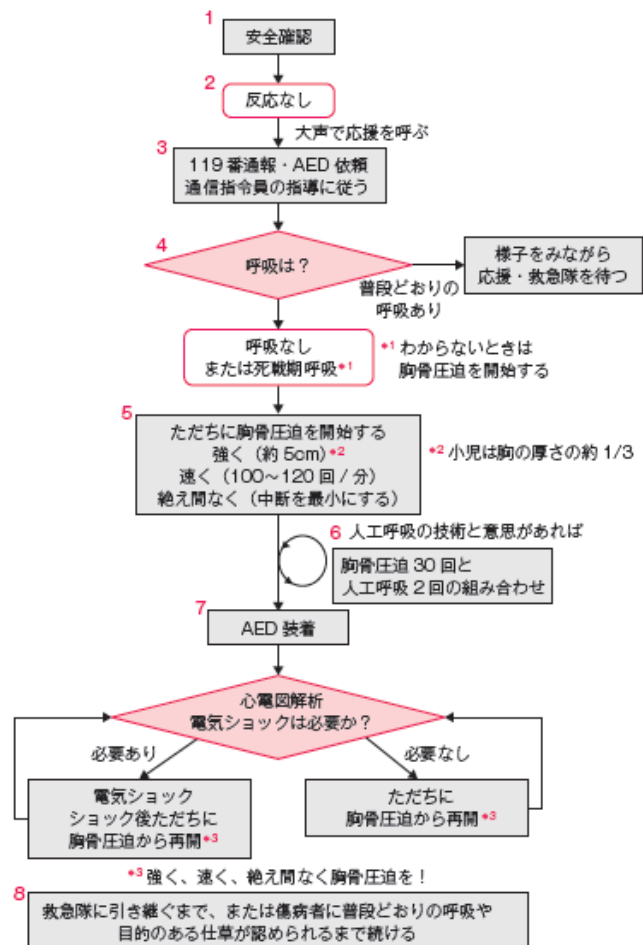


図8-7-5

第8節 海洋汚染事故対応要領

1 海洋汚染事故への対応

(1) 概説

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）は、特定事業所や栈橋などの施設から、原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、ガソリンなどの油及びベンゼンやキシレンなどの有害な物質の流出事故（以下「海洋汚染事故」という。）が発生した場合において、施設の管理者等に対して排出油等の防除のための応急措置を、また、施設の設置者等に対して防除措置を義務付けています。

自衛防災組織は、海洋汚染事故が発生した場合、現場の安全を第一優先としつつ、流出した汚染物質の性状、特に浮遊性、揮発性と溶解度について事前に把握しておく必要があります。



図8-8-1

キシレンで溶けたオイルフェンス

例えば図8-8-1は、流出した物質がキシレンであるとの認識がなく、単なる引火性の油と勘違いして、漫然とオイルフェンスを展開した結果、オイルフェンスが溶けてしまった事例です。

流出した劇物のキシレンの措置は、まずはガス検知を実施して種類と濃度を確認し、周囲に及ぼす影響を判断します。その後、ガスの蒸発を抑える必要がある場合には、高発泡で海面を覆うとともに、吸収性ポリマーやゲル化剤を風上から散布し固形化した後、ガスの発生がなくなったことを確認後、回収ネット等で回収することになります。

(2) 対応要領

応急措置等で使用する資機材としては、オイルフェンス、油回収船（補助船）、油吸着材、油処理剤などがあります。自衛防災組織が、安全で、効率的・効果的な防災活動を実施するためには、汚染物質の種類に応じた対応を取る必要があります。また、海洋汚染事故と施設内での流出・火災事故との相違点を十分認識しておくことが重要です。

ア 海洋汚染事故の特徴

- ・汚染物質は表層流、風力と潮汐によって急速に拡大すること、
- ・汚染海域は公共の水域であり、重層的被害であること
- ・被害は、海水取水口、干潟、港湾施設、漁場、沿岸住民などに及び、経済的、社会的、環境的なものへと



図8-8-2 漂着した重油

【第8章 防災活動要領】

拡大すること。

これらの特徴を踏まえて、事業所の地先のみならず周辺海域を含めた総合的な視点からの海洋汚染事故事前計画が必要になります。

イ 防除のための応急措置

自衛防災組織が対応に苦慮する、原油等の引火性の物質やベンゼン等の有害な物質による汚染防除のための応急措置現場における、安全を確保した基本的活動は、次のとおりです。

原油やベンゼンなどの汚染物質が大量に流出している海域に、防毒マスクやガス検知器を装備せずに作業船でオイルフェンスを展開する活動は無茶としか言えません。活動現場の状況確認が必要です。

拡散する可能性のある海域にオイルフェンスを待受展張して油回収スポットを設定し、また、漂着が見込まれる消波ブロック内への侵入を防ぐための措置を講じるなど、安全に防災活動を展開できる海域で、可能な限りの防災活動を実施することが重要です。



図8-8-3

オイルフェンス待受展張による油回収
スポットの設定



図8-8-4

ブルーシートと吸着材フェンスによる波
消ブロックの保護

ウ 防除のための中長期的に及ぶ措置

大規模な海洋汚染事故が発生した場合、その防災活動は中期長期に及ぶことを覚悟しなければなりません。重要なことは、公共の海域での防災活動であることから、海岸清掃手法や各種薬剤の使用、洗浄施設の順番など、防災活動の戦術について、官民・海陸に関わらず地域コンセンサスを得たうえで実施する必要があることです。

この枠組みとして、「関係者連絡調整会議」があり、防除措置義務がある施設の設置者は、汚染の現状及び実施している防災活動並びに今後実施する予定の防災活動や戦術について、地域のコンセンサスを得ながら、措置を進めることとなります。

自衛防災組織の活動範囲は、通常は特定事業所内に限定されますが、海洋汚染事故では、広範囲に及ぶことを考慮した柔軟な組織運営が求められます。

2 汚染物質別の対応概要

(1) 原油、重油、潤滑油などの場合

現場の安全を確保したうえで、応急措置として、油処理剤による分散処理若しくは、オイルフェンス展張による拡散防止が一般的です。

この油処理剤は、中和剤、沈降剤や凝縮剤など陸上で使用される油を処理するための薬剤の総称ではなく、海防法上の型式承認を受けた法定備付資材である「国家検定合格品」と表示された薬剤です。

油処理剤は、流出した直後の黒色の油膜に対して、散布器を使用して原液を散布することによって、油を微粒子化して親水膜で包み込み、その後紫外線や微生物によって酸化分解されます。このため微粒子化された油粒は、係留施設や消波ブロック等への付着度が低下します。

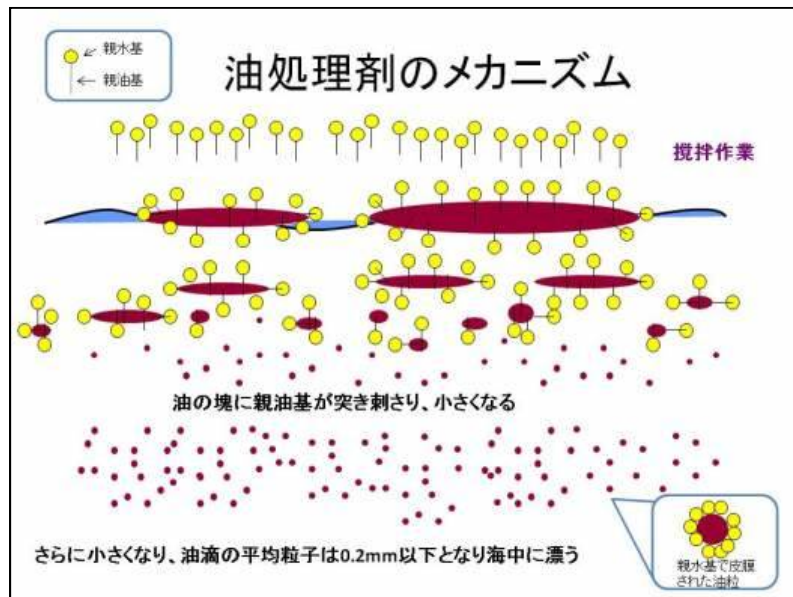


図 8-8-5 油処理剤のメカニズム

次に、オイルフェンス（法定B型）は、波高1m、風速10m/s、潮流0.5ノットのいずれかの条件で油を堰き止めることができなくなりますから、展張する場所、気象・海象条件を十分に考慮して、防除措置を実施してください。

更に、中長期的な防災活動が必要な場合には、

- ・油回収船や補助船方式による海上浮遊油の回収
- ・油処理剤による分散処理
- ・人海戦術、油剥離剤等による沿岸や港湾施設への漂着油の洗浄清掃などの地域社会を巻き込んだ防災活動となります。

(2) 軽油、灯油、ガソリンなどの場合

現場の安全を確保したうえで、揮発成分が揮発した後の油膜を油吸着材で製作したフェンス（以下「吸着材フェンス」という。）で吸着回収

【第8章 防災活動要領】

する措置などが一般的です。極薄油膜の回収活動には、ロール状、万国旗状、吹流し状の吸着材や吸着材フェンスを活用します。

誤った措置として、油吸着材のマット状の製品を銀色や虹色を呈している極薄油膜の海面に闇雲に投入しても、効果が無いどころか、回収できなかったマット状の吸着材が、新たな汚染源となる可能性があります。



図8-8-6 ロール状吸着材曳航による極薄油膜の回収



図8-8-7 マット状吸着材の誤った使用例



図8-8-8 万国旗状吸着材とオイルフェンス直線展張

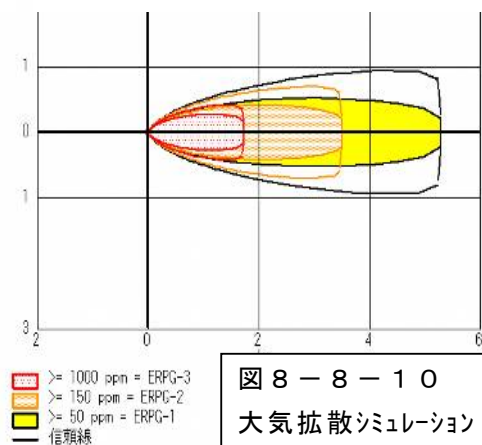


図8-8-9 吸着材フェンスと吹流し状吸着材による油膜の回収

(3) ベンゼン、キシレンなどの有害な物質の場合

大量の有害な物質が流出する事故が発生した直後の対応は影響範囲の掌握等の防災業務が集中するため混乱が懸念されることから、人命の安全に関するデータの集積は平時の重要な任務です。

自衛防災組織は、大気拡散のシミュレーションデータを準備して、地域住民の避難行動の目安や安全・危険領域の目安を事前に把握しておくことが肝要です。



【第8章 防災活動要領】

自衛防災組織の防災要員は、闇雲に現場に接近するのではなく、また、情報不足による畏怖心から接近を頑なに拒否するのでもなく、危険の度合い、危険範囲の目安を携えて可能な限りの防災活動を展開しなければなりません。

例えば、図8-8-10は、米国海洋大気庁（NOAA）及び米国環境保護庁（EPA）が開発した「化学物質拡散シミュレーションソフトウェア」（ALPHA）を日本語化した「ALPHA日本語版」（海上災害防止センター訳出）を用いて作図した、気温 20℃、風速 5 m/s においてベンゼン 10 トンが瞬時に流出した場合の大気拡散のシミュレーションデータです。

特に、曝露濃度の「閾（しきい）値」に注目して下さい。例えば、「ERPG-3 1,000ppm」とは、「60 分の曝露で致死若しくは恒久的な障害が生じない空気中の最大濃度」を意味します（米国産業衛生協会による設定）。自衛防災組織の防災要員がこの目安をもって、風下区域の危険度を測定するガス検知作業ができれば、ガス検知担当者の安全度は格段に向上します。

このような有害な物質の流出への対応手順は、海洋汚染事故に止まらず、陸上での漏洩事故等においても同様な対応が求められます。

特定事業所で扱っている有害な物質は、

- ・漏洩して直ちに揮発する液体、
- ・海面に長期間浮遊する液体
- ・海水に溶解する液体

などその性状と挙動は、千差万別です。流出後、直ちに溶解する有害液体物質は応急措置の執る暇がないと思われがちですが、漁業関係者の不安払拭を考慮すれば、直ちに、そして、ある程度の期間、海水のサンプリングを実施することを忘れてはなりません。沈降性の有害液体物質の場合、採泥によるサンプリングも必要です。

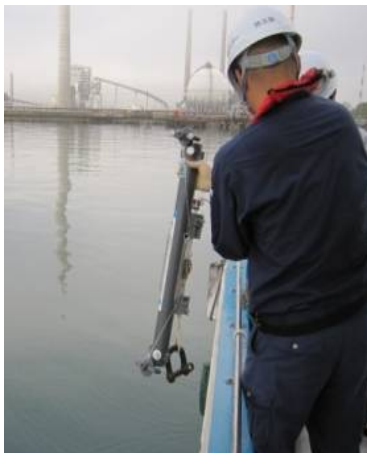


図8-8-11 採水作業

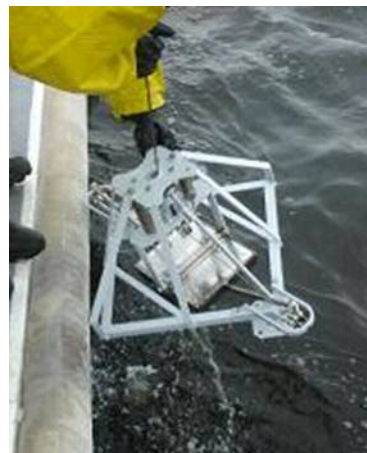


図8-8-12 採泥作業

第1節 図上訓練

1 目的

図上訓練は、火災や漏えい等の事故を想定し、どのような被害が生じ、それに対してどう対応するかを机上で演習するものです。防災要員自らが、防災規程や自衛防災組織内での役割分担等を確認するとともに、現有する車両や資機材等での応急対応についても実災害をイメージし検討するものです。

また、訓練を実施するなかで、施設の特性や危険物等のリスクアセスメントを行い、課題、修正点の顕在化、洗い出しにより、ハード、ソフト両面を整理、改善していくことができます。

2 準備

図上訓練は適切な災害想定で行うことが大切です。

基本的には、火災、爆発、漏えい、破損、暴走反応等の石油コンビナート等災害防止法に規定する異常現象を中心に想定していくことになります。

想定については、各事業所の施設・設備、危険物・高圧ガス等の貯蔵取扱い状況、都道府県の石油コンビナート防災アセスメント等を参考として具体的に作成する必要があります。

(想定例)

- ①発生日時 ○月○日（土） ○○時○○分
- ②気象条件 天候 晴れ 風向 北 風速 3.2m/s
- ③場 所 ○○工場の××タンク
- ④内 容 屋外タンク頂部から炎が見える。
- ⑤付加情報
 - ・ 通報は○○工場関係者
 - ・ 公設消防隊は 15 分後到着
 - ・ 負傷者情報不明

(補 足)

- ・ 発生日時は休日・夜間等を考慮する。
- ・ 気象条件は水利や構内道路から部署しやすい（しにくい）風向を選択する。過去の気象データ等の活用も行う。
- ・ ③④⑤については、事業所のリスクアセスメント、ヒヤリハット情報、軽微なトラブル、他都市の事件事例等を参考にし、実態に即した内容とする。
- ・ 自然災害に起因した異常現象の発生（地震後に火災など）とするなど、練度に応じて付加条件を厳しくする。

【第9章 災害想定訓練】

(準備品)

- ①事業所の平面図
- ②発生場所の平面図
- ③発生場所の水利図
- ④発生場所の写真
- ⑤他の火災等の写真や動画（災害イメージ共有用に参考として準備）
- ⑥付箋、筆記用具、ホワイトボード等

3 訓練

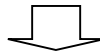
図上訓練は出動から始める。基本的な活動は以下の流れとなる。

車両乗車⇒出動⇒現場到着⇒活動⇒災害終息

それぞれの場面で必要な活動等を各隊員で意見を出し合い訓練を進める。

訓練時は平面図等を机上やホワイトボードに張り出し、全員が同じ情報を確認（共有）できる状態で実施する。

項目	活動隊の確認例
車両乗車	隊員の編成、隊員の体調、装備品の着装（確認）
出 動	出動経路、出動中の情報収集、隊員への活動方針指示
現場到着	災害実態の把握、災害対策本部への報告、隊員への活動指示
活 動	活動内容、安全管理、公設消防への情報提供
災害終息	隊員の安全確認、車両、資機材等の確認



車両乗車 ⇒ 当日の隊員編成（隊長、放水員、機関員）や隊員の装備品を確認（準備品①）

出 動 ⇒ 車庫からどの経路で出動するか確認する。（準備品②③）
出動中に収集した情報を元に隊員への活動指示を行う。

現場到着 ⇒ 災害の概要を確認し本部へ報告する。（準備品④⑤）
現場で確認した情報を基に隊員への活動指示を再度行う。

活 動 ⇒ 各隊員は自身の活動内容を隊長へ報告する。
隊長は災害情報を基に隊員の安全管理について指示する。
公設消防隊到着時の情報提供も考慮する。

災害終息 ⇒ 隊員の安全確認、車両、資機材の使用状況等を確認する。

【第9章 災害想定訓練】

4 改善

図上訓練の評価を行い、生じた不具合等は記録し検討を行う。検討結果を基にハード、ソフト両面の着眼点で改善策を講じる。

改善策については、再度図上訓練、現地での確認等を行い、適正かどうかの評価を行う。

第2節 泡消火の基本訓練

1 泡消火の基本

(1) 個人の装備

危険物火災は、危険物の物質性状を考慮して、災害に適した防護服や防火衣を着用し、呼吸保護用器具を着装する。また、住宅火災に比べ、一般に燃焼温度が高く、輻射熱や爆風により負傷するおそれが高いため、防火帽の顔面保護板（シールド）やしころにより、身体の露出部をなくして活動する。

(2) 放水時の位置

放水は、原則として、風上又は風横から、爆発、急激な燃焼拡大や風向等により、火面が急変することがあるので、必ず退路を確保する。

(3) 爆発危険への対処

輻射熱が強く、誘爆の危険がある場合は、放水砲等の活用や管そうを支持物に確実に固定し、隊員は堅固な工作物を盾にして放水する。

(4) 活動が長時間となる場合

危険物火災では、一挙制圧が困難なため、長時間の活動になる場合がある。

このような場合には、交替要員を確保するとともに、現場や活動の状況を引き継ぎ、活動方針と危険性並びに情報の共有を行う。

(5) 大量の泡放水をする場合

土のうやオイルフェンス等を使用し、汚染消火水の拡大防止措置を講じる。

(泡消火の原理)

油などの液体可燃物火災に対する消火原理は、泡と泡から排液した泡水溶液中の水による冷却効果に加え、燃焼している表面を泡によって被覆封鎖し、液体可燃物表面から発生する可燃性ガスと酸素との混合を阻止する窒息効果によるものである。

石油タンクやプラントなどの油火災が起きた場合に、水のみでは消火することが困難な火災に対し、火災拡大の防止と消火を行うために使用される。

発泡されることにより火災の燃焼物表面を覆い、冷却窒息効果により消火する。

2 放水時の原則

部署位置は、風上又は風横から接近し、視覚や聴覚を働かせるとともに、測定器を活用して危険物の滞留又は存在の有無を確認し、次の安全な場所に部署する。

(1) 高所放水車隊

高所放水車は、燃焼状況、輻射熱による影響度、泡消火薬剤の有効射

【第9章 災害想定訓練】

程、風向等を勘案し、状況に即応した判断により部署位置を決定する。

隊長は、指揮者の指定した位置に車両を部署させ、ノズルをできるだけ放射目標に接近させる。有効射程内に目標をとらえているかどうかは、風等の影響もあるため、泡放射開始後に確認する。

(2) 化学車隊

大型化学消防車は、泡混合液の圧力損失が水に比べて高いため、高所放水車等の部署位置から概ね 100m の範囲内で、原則として、後着隊の車両等の通過の妨害にならない位置に部署する。

高所放水車等への中継送水は、原則として、大型化学消防車から 75mm ホース 2 線とし、また、65mm ホースを使用する場合は 4 線とする。

(3) 泡原液搬送車隊

泡原液搬送車は、大型化学消防車に対し可能な限り直近に部署し、中継用ホース 1 線で送液する。

(4) ポンプ・タンク車隊

豊富な水量が確保できる水利に部署し、水利部署していない大型化学消防車へ中継送水を行う。

大型化学消防車への中継送水は、原則として、2 台のポンプ車又はタンク車からそれぞれ 65mm ホース 2 線、合計 4 線とする。

大型化学消防車以外の化学消防車への中継送水は、原則として、ポンプ車又はタンク車から 65mm ホース 2 線とする。

3 基本訓練

(1) 化学消防車や泡消火栓等を使用した放水訓練

化学消防車や泡消火栓からホース延長を行い想定火点へ放水を行う。ホース延長は、転戦に備え余裕ホースをとり、折れ、ねじれを作らないようにする。また、道路を横断することを考慮したホースブリッジ等の使用も行う。

(2) 援護注水訓練

援護注水隊員は消火隊員との距離を約 2 m 程度とり、噴霧放水（ノズル角度約 60 度）で消火隊員を包み込むように放水する。なお、プラント内等への進入想定では常に退路を確保させること。

(3) 気象条件、火災概況の変化に応じた部隊移動訓練

風向、火災の進展により活動を一時停止し、部署位置等を有効、安全な場所に移動し、活動を再開させる。

(4) 2 点、3 点セットを使用した訓練

実際に 2 点、3 点セットを用い、放水隊形を構築する。
隊員の練度を考慮し、風向や水利等の条件設定を加える

(5) 二次災害防止訓練

大量の泡の排水口への流入や海上、河川への流出を土のう等で防止する。

第3節 建物火災の想定訓練

1 消火活動の考え方

建物火災では、他の建物や施設への延焼防止を図り、その状況に応じて外部からの消火活動を行うとともに、可能な限り燃焼実体に対する効果的な放水活動を行います。

2 ホース延長要領

- (1) 直線状に延長することを原則とし、右折又は左折するときは急角度の曲げを避け、弧を描くようにホースを延長します。
- (2) 延長したホースは、送水前にV字折れやねじれ等を整理します。
- (3) ホースの引き摺りは避けるとともに、ホース結合部に衝撃を加えないよう留意してください。
- (4) 大規模木造建物等の火面が長い火災のときや、火災建物に倒壊のおそれがあるときは、できる限り火面に対してホースを直角に延長し、火災建物からの落下物や熱によるホース破損の防止に努めてください。
- (5) 火面と平行してホースを延長しなければならないときは、火災建物からの落下物や熱の影響を受けないよう、火災建物からできる限り離れた位置にホースを延長します。
- (6) 消防車両の放水口に結合したホースは、ホースの折れやねじれを防ぐため、十分な余裕ホースをとります。
- (7) 車道を横断して送水する必要があるときは、車道に対して直角に延長し、ホース保護のためにホースブリッジを使用します。その際、車道上を横断する部分には、結合部を位置させないよう留意してください。
- (8) 火災の状況変化等による転戦に備えて、ノズル付近に予備ホースを準備してください。

3 放水活動

- (1) しっかりとした足場を確保する。
- (2) 足場と火煙の状態によって、立ち姿勢や折膝姿勢を選択する。
- (3) ノズルやホースの保持体勢は、体重を前方におくとともに、腰を落としてノズルやホースを確実に保持する。
- (4) 放水の反動力に留意し、ノズルコックを徐々に開く。
- (5) 放水の原則は、燃焼実体に対し放水した水を的確に当てることである。
- (6) 火勢や燃焼状況によって、最も効率的で効果的な放水方法を選定する。
- (7) 放水効果を大きくするため、必要に応じて燃焼実体や建物等の局部破壊を併用して放水を行う。

4 想定訓練

- (1) 想定内容
耐火造3階建て建物（事務所棟）の2階から出火し延焼拡大中です。
- (2) 条件設定

【第9章 災害想定訓練】

- ア 出火時間帯は、夜間とします。
- イ 消防自動車2台の連携活動とします。
- ウ 水利部署から火点までの距離は、100m程度とします。
- エ 屋内階段は使用可能とします。
- オ 消防用設備の設置はないものとします。
- (3) 付加想定
必要に応じ他隊に3階へ警戒ノズルを配備させます。(無線指示のみ可)

5 訓練目標

- (1) ホース延長要領を修得します。
- (2) 迅速なノズル配備要領を修得します。
- (3) 資器材の活動要領を修得します。
- (4) 安全管理について修得します。

6 訓練実施隊

- (1) 先行隊：4人
- (2) 送水隊：4人

7 使用資器材

- (1) 消防自動車2台
- (2) 消防用ホース
 - ア 先行隊：65mmホース×1本、50mmホース×2本、ノズル2個、分岐管×1個
 - イ 送水隊：ホースカー1台、65mmホース5本
- (3) 空気呼吸器×1器
- (4) 投光器一式×1セット
- (5) 個人装備品（防火服）×必要数
- (6) 現示旗（火点表示）1本

第4節 タンク火災の想定訓練

1 基本的考え方

危険物の表面積に相当する部分が一挙に燃焼拡大するため、活動初期においては守勢が常ですが、消防力の増強に伴い攻勢に移行するのが一般的です。このため、これらを前提として考え、火災の推移を予測した上で、危険物の種類及び特性に応じた想定訓練を実施する必要があります。

また、災害や訓練を想定する場合、訓練を行う際に発生したと仮定する想定上の災害概要ですので、過去の災害事例や各都道府県により実施された防災アセスメントや石油コンビナート等防災計画などを参考に想定するとよいでしょう。

2 基本的な活動の想定ポイント

(1) 部隊配置

事業所内で保有する最も大規模な屋外貯蔵タンク火災を想定し効率的な部隊運用を心掛けます。

ア 中継態勢、連携態勢を主眼とした部隊配置とします。

イ 原則風上部署、やむを得ない場合は風横とし風向変化に配慮します。

(2) 消火活動（タンク火災共通）

ア タンク設置固定消火設備を使用します。

イ ボイルオーバーやスロップオーバー等を考慮します。

ウ 防油堤内の泡シールを考慮します。

エ 延長ホース等の確認が困難となるので、ノズル等を転戦する場合は別延長等を考慮します。

オ 耐熱服の着装や援護注水による遮熱について考慮します。

(3) 3点セットによる消火活動

ア 高所放水車は燃焼状況、放射熱の影響度、風向、風速等による射程を考慮した部署位置とします。

イ 化学消防車は大型高所放水車の部署位置を考慮し、後着車両等の通過、活動障害とならない部署位置とします。

ウ 泡原液搬送車は、できる限り化学消防車の直近に部署させます。

(4) 可搬式放水砲による消火活動

大型高所放水車の代替として次の要領で想定します。

ア 道路等の平坦な位置に据え付け、放水圧力による反動等を考慮し放水砲とホースは直線となるようにします。

イ 集水結合部の集水圧一定化のためホース本数、口径、ポンプ圧力の統一化を考慮します。

【第9章 災害想定訓練】

ウ 呼吸器、耐熱服を着用し援護注水により放射熱の受熱に注意し、手信号等の情報伝達手段を考慮します。

(5) 大容量泡放射砲による消火活動

基本的に3点セット及び可搬式放水砲の消火活動を準用しますが、概ね次の事項等について考慮します。

ア 防災管理者等と広域・共同防災組織等との連絡調整

イ 進入経路

ウ 部署位置

エ 到着時間

オ 泡放水開始予定時間

(6) 冷却活動

ア 炎上タンク

(ア) タンクの湾曲、座屈による危険物漏えいに伴う火災拡大を考慮します。

(イ) タンク下部から徐々に上部受熱部（反射流）を確認し注水します。

(ウ) 固定消火設備周囲の冷却を考慮します。

(エ) 爆発危険時は放水砲等を固定し隊員の安全管理を考慮します。

イ 隣接タンク

(ア) 放射熱による変色時は早期冷却により引火、爆発危険を排除します。

(イ) 散水設備等の活用を考慮します。

(ウ) 爆発危険時は放水砲等を固定し隊員の安全管理を考慮します。

(7) 泡消火薬剤

危険物の種別に適合した泡消火薬剤を選定します。

(8) タンク形状

タンク形状の違いによる火災特性を考慮します。

3 活動上の留意事項

次の事項に留意しましょう。

(1) 流出油の引火危険

(2) 爆発危険

(3) ボイルオーバー、スロップオーバー、ファイヤーボール

(4) 油の再燃危険

(5) 固定消火設備の作動状況

(6) 屋外貯蔵タンクへの受入れ停止等

4 想定訓練内容

事業所毎の特性を考慮する必要がありますが主な想定項目は次のとおりです。

【第9章 災害想定訓練】

- (1) 現場指揮等
 - ア 通報・関係機関連絡要領
 - イ 指揮系統要領
 - ウ 現場指揮本部設置要領
 - エ 情報収集、伝達、分析要領
 - オ 部隊運用、水利統制要領
 - カ 警戒区域設定要領
- (2) 活動等
 - ア タンク火災
 - (ア) 浮き屋根式屋外貯蔵タンク
 - a リム火災
 - b リング火災
 - c タンク内全面火災
 - (イ) 固定屋根式屋外貯蔵タンク・浮き蓋付きの屋外貯蔵タンク
 - a 底板、側板、配管損傷等による内容物漏えいに伴う部分火災
 - b 圧力増加等による固定屋根破壊に伴う全面火災
 - イ 防油堤火災
 - (ア) 中仕切1区画内火災
 - (イ) 防油堤全面火災
 - ウ タンク・防油堤同時火災
 - エ その他
 - (ア) 海域等流出対応要領
 - (イ) 補給要領
 - a 消火水・消火薬剤
 - b 油処理剤・オイルフェンス等
 - c 燃料その他必要な資器材

5 訓練目標

- (1) 明確な訓練目標であること。
- (2) 評価可能であること。
- (3) 達成可能であること。
- (4) 組織目標に合致すること。
- (5) 一定時間の中で確認できること。
- (6) タンク形状に応じた特性、消火方法及び諸現象が確認できること。

第5節 プラント火災の想定訓練

1 基本的考え方

特定事業所には石油等の可燃性液体、可燃性ガス及び毒物・劇物等の危険物質が大量に存在していることから、一旦災害が発生すると低所から高所、局所から広範囲と、極めて多角的かつ大規模な災害に発展、拡大することが一般的です。

このため、これらを前提として考え、それぞれの施設において貯蔵し取扱う物質の性状、処理方法及び操業形態等の実態に即した想定訓練を実施する必要があります。

また、災害や訓練を想定する場合、訓練を行う際に発生したと仮定する想定上の災害概要ですので、過去の災害事例や各都道府県により実施された防災アセスメントや石油コンビナート等防災計画などを参考に想定するとよいでしょう。

2 基本的な活動の想定ポイント

基本的にタンク火災の活動要領を準用しますが、プラント関係者等を早期に確保し、貯蔵し取り扱っている物質の品名、数量及び特性等並びに操業形態等の情報収集を行う必要があります。

(1) 部隊配置

- ア 現場指揮本部は活動全般が把握可能な風横に設置します。
- イ 部隊の集結場所を指定し、中継態勢を整えます。
- ウ 当該プラント火災に適応した資器材保有部隊を考慮します。
- エ 爆発、飛散、二次汚染、ファイヤーボール等の不測事態に応じた避難を考慮します。
- オ 気流等を考慮し放水死角を作らないようにします。

(2) 消火活動

- ア 複数の隊員による活動を原則とします。
- イ 風向、風速、工作物を考慮し、風上から順次風横へ可燃性ガス等の測定を実施し、警戒員を兼ね複数の配置とし随時測定をします。
- ウ 使用水利、活動隊等の活動場所を考慮し、火災・爆発・飛散・毒劇物の危険等に係る警戒区域を設定します。
- エ 消火薬剤確保までは延焼防止に主眼を置き、河川、下水等への油、消火水等の流入防止対策を実施し、集結後は一気に鎮火までの態勢を整えます。
- オ 放水砲、放水銃の配置は噴霧援護注水を受けながら静かに配置します。

(3) 活動統制

- ア 警戒区域内では照明器具、無線機等の火花を発するおそれのある器材の

【第9章 災害想定訓練】

使用を禁止します。

イ 所要の消火隊、冷却隊、中継隊、援護注水隊、資器材搬送隊等の部隊指定を行います。

ウ 火災警戒区域の設定、出入規制及び交通規制を行います。

3 活動上の留意事項

次の事項に留意しましょう。

- (1) 流出油の引火危険
- (2) 爆発危険
- (3) ボイルオーバー、スロップオーバー、ファイヤーボール
- (4) 油の再燃危険
- (5) 固定消火設備の作動状況
- (6) 発災施設への受入れ停止等
- (7) 耐熱服の完全着装
- (8) 水幕設備の使用

4 想定訓練内容

プラントは目的によりそれぞれ異なった構成となっていることから、事業所毎の施設特性に応じた想定訓練とする必要がありますが、主な想定項目は次のとおりです。

- (1) 現場指揮等
 - ア 通報・関係機関連絡要領
 - イ 指揮系統要領
 - ウ 現場指揮本部設置要領
 - エ 情報収集、伝達、分析要領
 - オ 部隊運用・水利統制要領
 - カ 警戒区域設定要領
 - キ 避難誘導要領
- (2) 活動等
 - ア 石油精製プラント・石油化学プラント
 - (ア) 耐熱服の完全着装又は水幕設備の使用
 - (イ) 毒性ガス等発生時等の呼吸器等保護具の使用
 - (ウ) 緊急遮断弁、インターロック等安全対策装置の作動状況確認
 - (エ) 発災施設自体の緊急停止
 - (オ) 人員確認及び人命検索
 - イ 可燃性ガス・毒性ガス
 - 低温貯蔵タンクの場合は次の項目について考慮します。
 - (ア) タンク火災

【第9章 災害想定訓練】

- (イ) 流出火災
- ウ 関連施設
 - (ウ) 移送・輸送設備からの漏えい及び火災
 - (エ) 補給要領
 - a 消火水
 - b 消火用泡原液
 - c 燃料その他必要な資器材
- エ 災害対応後の特性
 - 災害防除後の隊員、使用資器材の汚染等の対応について考慮します。

5 訓練目標

- (1) 明確な訓練目標であること。
- (2) 評価可能であること。
- (3) 達成可能であること。
- (4) 組織目標に合致すること。
- (5) 一定時間の中で確認できること。
- (6) プラントの特性、消火方法及び諸現象が確認できること。

第6節 高圧ガス火災の想定訓練

1 基本的考え方

火災、爆発又は中毒などの防災活動上重大な支障が生ずるおそれがあるため、迅速、適切に処置することが防災活動上最も重要となります。このため、ガス漏えい、ガス爆発等の災害は、人命救助、事故の拡大防止、二次災害の防止に重点を置き、関係機関との効率的な連携活動を想定した訓練を実施する必要があります。

また、災害や訓練を想定する場合、訓練を行う際に発生したと仮定する想定上の災害概要ですので、過去の災害事例や各都道府県により実施された防災アセスメントや石油コンビナート等防災計画などを参考に想定するとよいでしょう。

2 基本的な活動の想定ポイント

ガス火災全般を想定するのは困難であるため、漏えいした可燃性ガスに着火、炎上している場合の基本的な活動のポイントは次のとおりです。

(1) 部隊配置等

- ア 風上部署、やむを得ない場合は風横とし風向・風速の変化に配慮します。
- イ ガス、電気の遮断未確認時は、火花発生に留意し放水銃等を配置、噴霧等による援護注水によりガスの拡散防止を考慮します。
- ウ 耐熱服、呼吸器等を着用し援護注水による複数名活動を原則とします。
- エ ガスの遮断は範囲、所要時間、遮断方法等を考慮します。
- オ 電気の遮断は電路の遮断方法を考慮します。

(2) 注水部署

- ア 注水部署は爆発被害防止のため柱等を遮蔽物として利用します。
- イ 屋外の場合は建物の陰等でガスの滞留危険のない場所を選定します。

(3) 消火活動

- ア 燃焼中のガス等は不用意消火による二次災害誘発危険を考慮します。
- イ 燃焼中のガス等は漏えいを止め、残ガスの継続燃焼を考慮します。
- ウ 導管等からの高噴出圧力の場合は、小メッシュの金網等で被覆し噴霧注水する等、火柱を抑制し近接建物等への延焼防止を考慮します。
- エ 漏出から間もない場合は、ファイヤーボールの発生を考慮します。

(4) 活動統制

防災要員の行動は強く統制し、活用資器材や設備の配置及び操作等による火花の発生は厳禁とします。

- ア 初動対応

【第9章 災害想定訓練】

- (ア) 火花を発する器材の使用禁止
- (イ) 風向、風速の把握による風上（風横）から複数要員による可燃性ガス測定による安全確認
- (ウ) ガスの特性、流動等を考慮した危険範囲の推定
- (エ) ガスの滞留危険のある建物内、下水溝、マンホールの重点測定
- (オ) 一般火気の使用禁止措置
- (カ) 情報収集
- (キ) 警報設備等の確認
- イ バルブ遮断
- ウ 避難誘導
- エ 火災警戒区域の設定（原則半径 150m以上）、出入規制及び交通規制
- オ 爆発危険区域の設定（爆発下限界の 30%超区域）、立入禁止区域の設定

3 活動上の留意事項

次の事項に留意しましょう。

- (1) 爆発等二次災害の防止
- (2) 常に危険側に立った状況判断
- (3) 関係機関等と連携した組織活動
- (4) ノズル等の配置は原則風上（風横）とし遮蔽物利用を考慮
- (5) ノズル等の風下配置はやむ得ない場合に限り警戒区域外へ配置
- (6) 燃焼継続中のガス等の消火

4 想定訓練内容

事業所毎の特性を考慮する必要がありますが主な想定項目は次の通りです。

- (1) 現場指揮等
 - ア 通報・関係機関連絡要領
 - イ 指揮系統要領
 - ウ 現場指揮本部設置要領
 - エ 情報収集、伝達、分析要領
 - オ 部隊運用・水利統制要領
 - カ 警戒区域設定要領
- (2) 活動等
 - ア 漏えいの遮断、停止及び漏えい箇所の特定
 - イ 損傷部周辺及び周辺タンクの冷却
 - ウ ガス検知による漏えい範囲の推定若しくは確定
 - エ 警戒区域等立入禁止区域の設定
 - オ 火気使用制限等引火防止措置
 - カ 補給活動

【第9章 災害想定訓練】

- a 消火水
- b 燃料その他必要な資器材

キ 災害対応後の特性

災害防除後の隊員、使用資器材の汚染等の対応について考慮します。

5 訓練目標

- (1) 明確な訓練目標であること。
- (2) 評価可能であること。
- (3) 達成可能であること。
- (4) 組織目標に合致すること。
- (5) 一定時間の中で確認できること。
- (6) ガスの種類、性状、漏えい特性、消火方法及び諸現象が確認できると。

第7節 熱及び煙の体験訓練（事例紹介）

1 基本的な考え方

消防活動の要である「体験」に着目し、火災室内の火災性状等に関する知識を習得して、実火災対応に直結した安全能力及び活動技術の向上を図ることを目的とします。

防火衣（防火服上下、防火帽、長靴、防火手袋）及び空気呼吸器一式を装備した5名の小隊を編成し、安全管理を行う指導者の管理の下で訓練施設に進入して、建物火災現場と同様の熱、煙環境下で、環境測定放水・噴霧放水・スポット放水を行い、環境の変化を体験します。

2 基本的な体験訓練の想定

耐火建物等、高気密で小区画の火災による熱煙環境下での活動を想定して、訓練施設は海上コンテナ（間口2.4m、奥行き12.2m、開口高さ2.3m）を使い、コンテナ奥に設置した鉄製の専用炉で木製パレット4～6枚を燃焼させます。

3 体験訓練の目標

- (1) 熱及び煙環境下での活動体験と個人装備完全着装の意義の習得
- (2) 建物火災における放水種別の特性を踏まえた放水技術の習得
- (3) 進入姿勢及び合図の習得
- (4) 飲料水を携行させて、体調管理、水分補給の重要性と効果の習得

4 安全管理

本訓練は火災と同様の熱、煙を再現する実火災と直結したものであることから、安全が全てに優先させるよう実施計画及び行動には配慮し、次に掲げる事項に留意しなければなりません。

- (1) 率先して安全確保を実践し、隊員にも要求します。
- (2) 常に安全上の注意事項を喚起します。
- (3) 訓練責任者は、安全管理の任務を担当する者を指名し、安全上の注意事項の遵守状況を確認します。
- (4) 特に熱環境訓練の注意事項は、①上層で500～700℃、中層で250～300℃、下層で40～70℃になる。②腕時計、防火服のベルトは装着させない。③指示は口頭で行い、隊員は私語を厳禁し合図で伝える。等があります。
- (5) 安全管理者として、①放水説明と交代指示する指導者を施設内に配置し、②ノズル一口を担当し完全装備で待機する者、③機関運用担当者、④時間管理者、⑤熱伝対を管理する者を指定し配置します。

【第9章 災害想定訓練】

なお、④と⑤を兼務させる場合等があります。

5 体験訓練の様子

図9-7-1は、体験訓練施設及び安全管理員の配置図です。

写真9-7-2は、コンテナの入口側からの体験訓練の状況です。

【体験訓練概要】

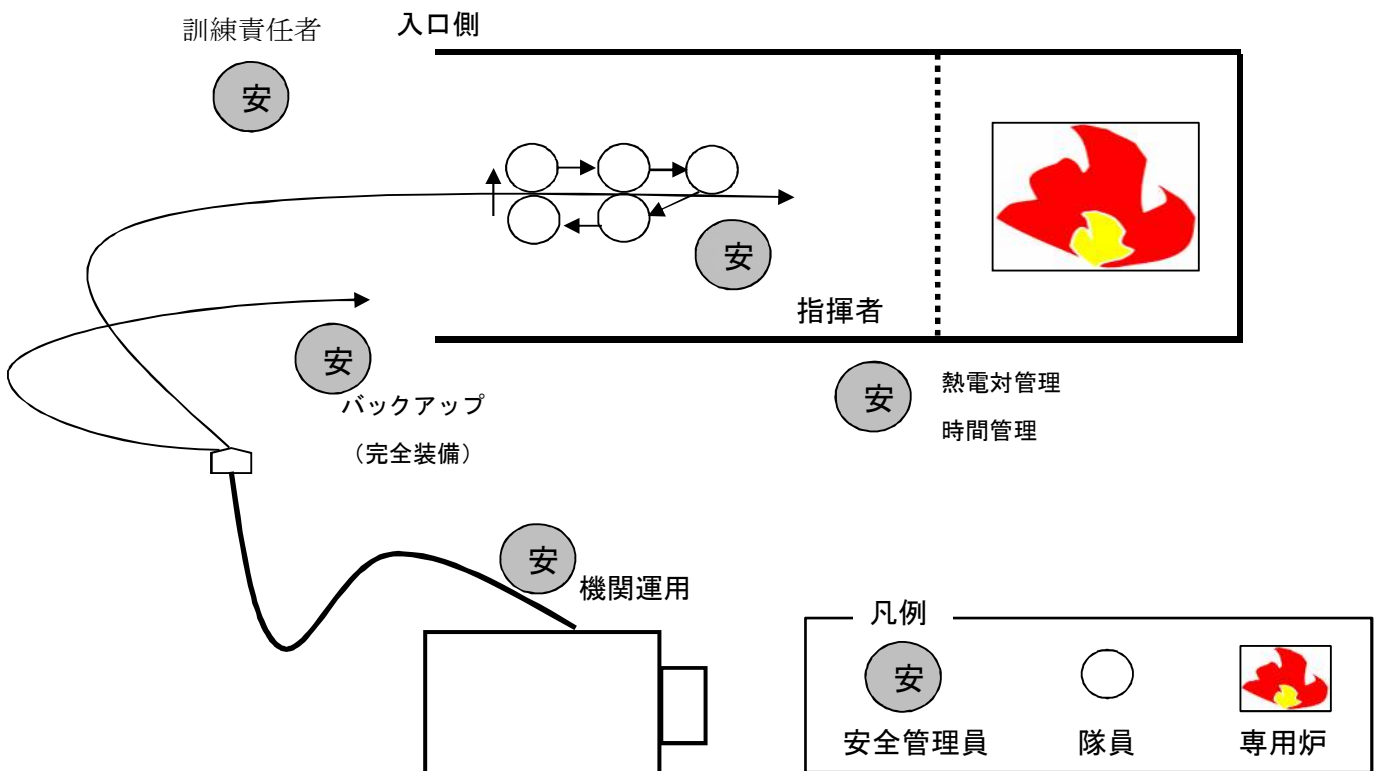


図9-7-1 体験訓練概要モデル図



写真 9－7－2 体験訓練の状況

第 1 節 火災

1 十勝沖地震に伴う全面火災等

原油タンク火災

- (1) 発生日時 平成 15 年 9 月 26 日 4 時 50 分
- (2) 鎮火日時 平成 15 年 9 月 26 日 12 時 09 分
- (3) 発生場所 北海道



写真 10-1-1 事業所全景



図 10-1-1 事業所配置図

(4) 事故施設の概要

施設区分 特定屋外タンク貯蔵所

貯蔵危険物 第 4 類 第一石油類 原油

容量 32,779k1 (出火時 26,874k1)

【第 10 章 災害事例の検証】

タンク直径／高さ 42,700／24,390（単位：mm）

タンク形式 浮き屋根式（鋼製シングルデッキ型）

（５） 事故概要

ア 平成 15 年 9 月 26 日 4 時 50 分頃、十勝沖を震源とする M8.0 の地震が発生し、当該事業所の原油タンクでリング火災が発生した。原油タンクの火災は発生から約 7 時間で鎮火した。

イ 被害状況

（ア） 人的被害 なし

（イ） 物的被害 原油タンク 1 基焼損及び関連設備焼損

（６） 事故原因

液面のスロッシングにより、浮き屋根が大きく揺動したため、タンク内部の原油が浮き屋根上に溢流し、可燃性蒸気が浮き屋根上に滞留した。また、スロッシング時に原油が外にあふれ防油堤内に滞留したものと考えられる。

着火源については、浮き屋根の揺動により、浮き屋根がタンク上部の付属施設と衝突した時、あるいは測定小屋が浮き屋根上に落下した時の衝撃火花により着火したものと推定される。



写真 10-1-2 原油タンク火災

【第 10 章 災害事例の検証】

ナフサタンク火災

- (1) 発生日時 平成 15 年 9 月 28 日 10 時 45 分
- (2) 鎮火日時 平成 15 年 9 月 30 日 6 時 55 分
- (3) 発生場所 北海道
- (4) 事故施設の概要
 - 施設区分 特定屋外タンク貯蔵所
 - 貯蔵危険物 第 4 類 第一石油類 ナフサ
 - 容量 32,779kl (出火時 26,874kl)
 - タンク直径／高さ 42,700／24,390 (単位：mm)
 - タンク形式 浮き屋根式 (鋼製シングルデッキ型)

(5) 事故概要

ア 平成 15 年 9 月 26 日 4 時 50 分頃、十勝沖を震源とする M8.0 の地震が発生し、当該事業所のナフサタンクの浮き屋根が沈降した。

ナフサタンクの浮き屋根は、地震の翌日には完全に油中に沈没したことから、ナフサの揮発防止のため、消火用の泡により液面を密封していたところ、28 日になって当該ナフサタンクで全面火災が発生した。

イ 被害状況

- (ア) 人的被害 なし
- (イ) 物的被害 ナフサタンク 1 基焼損及び関連設備焼損

(6) 事故原因

ナフサタンクの浮き屋根は、火災の前日には完全に油中に沈没しており、ナフサの揮発防止のため、消火用の泡により液面を密封していたが、火災が発生した 28 日は風速が強く、泡が風に押されてタンク南側に片寄ってしまい、液面の一部は大気中に露出していた。このため、揮発したナフサは風に流されるとともに空気で希釈されるため、ある部分では燃焼範囲 (1.5vol%～7.6vol%) になっていた可能性がある。

さらに、泡が時間の経過とともに消え、水に戻るときに生じる水滴がナフサ中を沈降することによりナフサが帯電 (沈降帯電) し、発生した電荷が液面上に取り残されている泡に蓄積、この泡とタンク側板、あるいは、タンク側板と接触している泡との間で放電し、燃焼範囲に入っていたナフサの可燃性蒸気に引火したものと推定されている。

【第 10 章 災害事例の検証】



写真 10-1-3 ナフサタンク火災

(7) 事故に至る背景及び問題点等

ア やや長周期の地震動により、当該地域において事故発生以前に想定されていた以上のスロッシング現象が生じたこと。その結果、浮き屋根が大きく揺動して損傷、沈下等が発生したこと。

イ 泡消火薬剤が不足し、在日米軍を含め、全国から集めたため、消火活動に長時間を要したこと。

(8) 事故の対応及び経過等

ア 地震発生から火災発生に至るまでの経緯

(ア) 9月26日4時50分頃、十勝沖を震源とする M8.0 の地震が発生し、ほぼ同時に事業所内の原油タンク（30006 タンク）でリング火災が発生し、12時9分に鎮火した。

また、地震の影響により、ナフサタンク（30063 タンク）の浮き屋根が損傷を受け、浮き屋根上にナフサが漏えいした。

(イ) 27日、浮き屋根上へのナフサ漏えいが徐々に拡大し、ナフサタンクの浮き屋根が完全に油中に沈没した。ナフサの揮発を防止するため、消火用の泡により液面を密封した。

(ウ) 28日、風により液面を密封していた泡が片寄り、ナフサの一部が大気中に露出し、全面火災が発生した。

(9) 火災発生後の対応の概略

【9月28日】

ア 10時46分、事業所から管轄消防本部へ119番通報がなされた。

イ 10時51分、火災タンクの固定泡消火設備による泡放射を開始した。(11

【第 10 章 災害事例の検証】

時 40 分まで実施)

ウ 10 時 59 分、管轄消防隊が現場に到着、タンクに設置された固定泡消火設備を使って消火活動を行うとともに、火災タンク及び隣接タンクの側板の冷却放水を開始した。

エ 11 時 30 分、タンク内の残存ナフサ（液面高さ 18.7m）を他のタンクへ移送するための作業を開始した。（29 日 0 時 28 分まで実施）

オ 隣接タンク 3 基の泡シールを実施

カ 12 時 15 分、3 点セット（大型高所放水車、大型化学消防車、泡原液搬送車）が 4 セット集結し、主として風上側から消火活動を行った。

（ア） 隣接タンクまでの距離が短かったため、発生当初は隣接タンクへの延焼防止に主眼が置かれた。

（イ） 2 日前に同事業所内で発生した原油タンク火災において、備蓄していた泡消火薬剤を大量に使用していたため、泡及び消火用水が不足していた。そのため、消火用水は主に海水を取り入れて使用した。

（ウ） 公設消防が所有する泡消火薬剤の大部分は、たん白泡消火薬剤に比べて消火性能が劣る合成界面活性剤泡消火薬剤であったこと、タンク高さが 24.4m と高く、強風で泡消火薬剤がタンク内に届かなかったこともあって、当初はほとんど消火効果が得られなかった。

そのため、北海道内及び本州の各消防本部から協力を得ながら、応援消防隊の要請、消火薬剤の緊急搬送を進め、断続的に 3 点セットによる消火活動がなされ、隣接タンクの冷却が行われた。

キ 12 時 38 分、風により大量の黒煙が市街地に向かい、市民から苦情が出たことから、市が住民に対して広報を実施した。

ク 18 時 28 分、隣接タンク 3 基の油シフトを開始

ケ 18 時 30 分、オイルフェンスの展張完了

【9 月 29 日】

ア 朝になって風がやや収まり、また、応援消防隊及び泡消火薬剤（主として水成膜泡消火薬剤）が到着して消防活動の体制が整ったため、本格的な消火活動が開始された。しかし、泡放射の効果が見られず、再び泡消火薬

【第 10 章 災害事例の検証】

剤が不足し始めたため、水放水に切り替えられた。その後は、追加の泡消火薬剤の到着に併せて、断続的に泡放射による消火活動が行われた。

イ 13 時 20 分、大型高所放水車による火災タンクへの冷却活動を止め、消火活動に集中していたところ、タンクの急激な座屈が始まった。これは、タンク側板部が高温になり、タンク上部の荷重を支えられなくなったために起こったもので、この結果、周囲への放射熱が急激に増し、消火作業中の消防隊員は一時退避した。

その後、火勢が収まり、また、側板の座屈によってタンク高さが低くなったため、泡消火薬剤が容易にタンク内に入るようになった。その結果、消火活動は進展し、火勢がだんだん弱まってきた。

ウ 14 時 39 分及び 15 時 05 分、隣接タンク 2 基に対し、泡シールを開始

エ 16 時 23 分、輻射熱により、発災タンク西側の芝生から火災が発生（ホースハンドノズル及び粉末消火器により 17 時 32 分に消火完了）

オ 20 時 00 分、火勢が収まった。

【9 月 30 日】

ア 2 時 10 分、小康状態が続いていたが、部隊再編成のため泡放射を一時停止していたところ、急激に炎上した。（3 時 50 分、火勢をほぼ制圧）

イ 5 時 10 分、熱画像装置によりタンク側板の温度測定を実施、温度が低下していることを確認し、鎮圧を宣言した。

ウ 6 時 40 分、バスケット付き大型高所放水車でタンク内全面が泡で覆われていることを確認し、6 時 55 分鎮火を宣言した。

エ 8 時 25 分、災害現場指揮本部を解散した。

2 エチレンプラント火災事故

(1) 発生日時 平成 19 年 12 月 21 日 11 時 20 分頃

(2) 鎮火日時 平成 19 年 12 月 21 日 23 時 11 分

(3) 発生場所 茨城県

(4) 事故施設の概要

製造所の別 危険物製造所、高圧ガス施設

施設名称 エチレンプラント

施設概要 ナフサや灯油等を熱分解、分離精製し、エチレン等の石油化学製品の間接原料を生産する施設。

(5) 事故概要

ア エチレンプラントの分解炉のデコーキング（製造過程で、分解炉の反応管内壁に付着した炭素分を、スチーム及び空気を用いて燃焼除去する作業）の終了後、分解炉出口配管に供給するクエンチオイルを遮断するため、配管に挿入していた仕切板の抜取り作業を実施していたところ、何らかの原因で AOV（クエンチオイル元弁）が開となってクエンチオイルが漏えいし、発火した。

イ 被害状況

(ア) 人的被害 死者 4 名（協力会社社員）

(イ) 物的被害 分解炉 1 基全焼、分解炉 2 基一部焼損

(6) 事故原因

ア クエンチオイルの漏えい原因

クエンチオイルは分解ガスを冷却するためのものであり、デコーキング時は、AOV を閉鎖するとともに、AOV の二次側に仕切板を挿入することにより供給を停止する。この仕切板は重量が約 80kg あるため、足場パイプ等によりチェンブロックを吊り下げて作業を行う。

工事安全指示書では、デコーキング時、AOV に施錠することが記載されているが、本件のデコーキング時には施錠がされず、また、AOV の駆動源である空気元弁も開放されていた。このような状況下で、デコーキング終了後、仕切板を抜き取るために作業員がチェンブロックのハンドチェーンを引いたところ、チェーンが AOV の操作スイッチに接触して開放し、クエンチオイルが漏えいしたものと推定されている。

イ 発火原因

【第 10 章 災害事例の検証】

デコーキングは 10 階で実施されていたが、そのとき 8 階では断熱工事が実施されていたことから、8 階において高温となる配管の被覆が十分でなかった箇所があったと考えられ、また、10 階で漏えいしたクエンチオイルが 8 階まで到達することも推測されている。

このことから、10 階で漏えいしたクエンチオイルが 8 階の高温となっていた配管被覆が十分でなかった箇所に触れ、発火した可能性が高いと推定されている。

(7) 事故に至る背景及び問題点等

ア クエンチオイルの漏えいに関すること

(ア) AOV の操作スイッチが誤って開となったこと。

操作スイッチは、他の炉では、ボックス内に収納されているが、発災炉では、設置位置床面から約 2m と高く、作業者等との接触が考えられないことから、ボックス内に収納されていなかった。

(イ) AOV の操作スイッチを操作する前後には、基本操作として、その都度 AOV の駆動源である空気元弁を開閉しなければならないことを、作業従事者に対して教育により徹底していたにも拘わらず、空気元弁の閉止が実施されなかったこと。

- a AOV 駆動用空気元弁の操作が基準類に明記されていなかった。
- b 発災炉の AOV 駆動用空気元弁は、他の炉とは異なり、AOV の操作スイッチから離れた場所に設置され、一連の操作となりにくい環境となっていた。

(ウ) 万が一 AOV の操作スイッチが動作した場合でもクエンチオイルの漏えいを回避するため、AOV 施錠（AOV をチェーンで固定すること）を工事の安全措置として取り決めていたにも拘わらず、AOV 施錠が実施されなかったこと。

- a グループ内の意思伝達の仕組みが機能せず、AOV 施錠の指示が AOV の運転担当に伝達されず、運転担当が用いる作業確認リストに AOV 施錠の記載が欠落していた。
- b デコーキング実施前にグループの工事立会者が AOV 施錠を確認すべきであったが、工事立会者が所持していた書類に AOV 施錠の記載がなく、確認されないまま工事が開始された。
- c 発災炉と他の炉では設備仕様が異なることから、デコーキングに

【第 10 章 災害事例の検証】

関する作業手順も異なっていた。

イ 組織及び人に関すること。

(ア) 不安全を不安全と認識していなかった。

(イ) 必要と認識していた又は決定されていた安全に関わる操作を基準化していなかった。

(ウ) 個人の安全意識に頼り過ぎていた。

ウ 人的被害の拡大要因に関すること。

(ア) 仕切板の入替作業と階下の断熱工事を同時並行で実施していた。

(イ) 災害の緊急性を想定できず、適切な避難誘導ができなかった。



写真 10-1-4 発災事業所全景



写真 10-1-5 延焼状況

第 2 節 爆発

1 東日本大震災に伴う L P G ガスタンクの爆発火災

- (1) 発生日時 平成 23 年 3 月 11 日 15 時 47 分頃
- (2) 鎮火日時 平成 23 年 3 月 21 日 10 時 10 分
- (3) 発生場所 千葉県
- (4) 事故施設の概要
 - 施設名称 液化石油ガス（L P G）出荷装置及び貯槽設備
 - 施設区分 高圧ガス施設
 - 施設概要 プロパン、プロピレン、ブタン及びブチレン等の L P G を貯蔵し、ボンベへの充填等を行う施設

(5) 事故概要

ア 東日本大震災を契機として、事業所内に設置されている LPG 出荷装置及び貯槽設備において火災及び爆発が発生したもの。

近隣住民 36,000 世帯 85,000 人に一時避難勧告（14 時間）が出され、1,142 名が避難した。

イ 被害状況

(ア) 人的被害

負傷者 6 名（重症 1 名、軽症 5 名）

(イ) 物的被害

- a 発災箇所に設置してある全 L P G タンク（17 基）及び周辺配管・道路の損傷
- b 隣接するアスファルトタンクの側板が損傷し、アスファルトが漏えい（平成 23 年 5 月 10 日回収完了）
- c 爆発による飛散物及び爆風等の影響により、隣接する事業所構内で火災が発生し、近隣の車両、船舶及び建屋のガラス等を損傷
- d 近隣住宅等 118 軒で、爆風による窓ガラス、シャッター及びスレート等の破損及び保温材等の軽量飛散物による車両の汚損

【第 10 章 災害事例の検証】



図 10-2-1 部隊配置

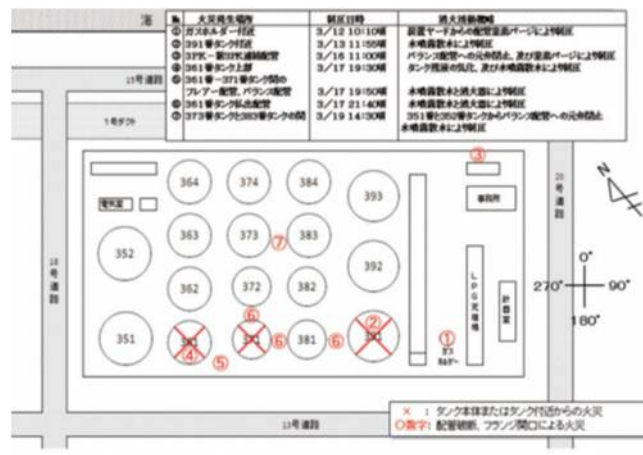


図 10-2-2 タンク周辺図



写真 10-2-1 364 番タンク 15 時 20 分頃の状況



写真 10-2-2 364 番タンク 火災発生 15 時 46 分頃の状況

(6) 事故原因

地震により L P G タンク及び配管が揺れ動いたこと及び地震により L P G タンクの筋交いが破断して倒壊したことにより、配管が破断して L P G が漏えいし、何らかの着火源によって引火したものと推定される。

また、火災の発生後、倒壊したタンクに隣接するタンクは冷却散水されていたが、継続していた火災の火炎が強くなり、表面温度の上昇によりタンク球殻の強度が低下して内圧上昇によって開口、火災発生から約 77 分後に第 1 回目のタンク爆発が発生した。このタンク爆発により、火災がさらに拡大し、他のタンクも延焼、爆発した。

(7) 事故に至る背景及び問題点等

ア L P G タンクの倒壊に関すること。

(ア) 倒壊した L P G タンクは耐震基準を満たしていたが、開放検査のための措置として、重量が L P G の約 2 倍である水が注入され、満水状態で 12 日間置かれていた。

(イ) L P G タンク内を満水にしている間に地震が発生した場合の潜在リスクに係る認識が不十分であった。

イ L P G の漏えい継続に関すること。

破断した配管の緊急遮断弁を開状態で固定していた。

ウ その他

(ア) ガス漏えいを防災センターや隣接事業所等に通報するスイッチや、タンクへの受入バルブを単独で閉止するスイッチが、通常無人となる計器室にあり、発災当日は大量のガス漏えいのため、当該計器室

【第 10 章 災害事例の検証】

に近づけなかった。

- (イ) 火災発生時に消火水源の必要圧力を確保するため、海水ポンプを追加起動することとなっていたが、その対応が 1 時間以上遅れた。

2 アクリル酸製造施設の爆発火災

- (1) 発生日時 平成 24 年 9 月 29 時 14 時 30 分
(2) 鎮火日時 平成 24 年 9 月 30 日 15 時 30 分
(3) 発生場所 兵庫県

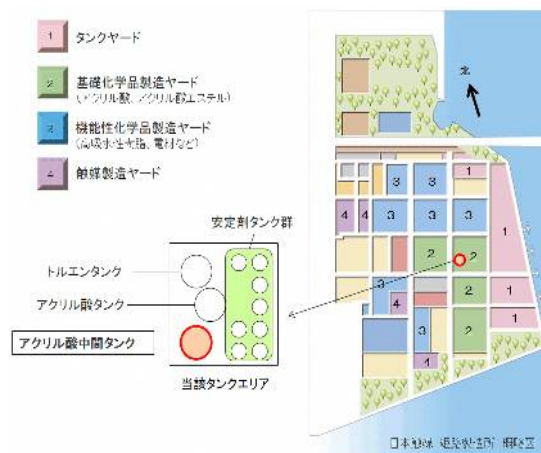


図 10-2-3 事業所配置図

- (4) 事故施設の概要
施設名称 アクリル酸製造施設
施設区分 危険物製造所
施設概要 プロピレンと空気中の酸素との気相酸化反応により、アクリル酸ガスを生成させて水溶液として捕集し、当該水溶液から不純物を分離して粗アクリル酸を得た後、精製塔において微量に含まれる不純物を更に分離し、高純度アクリル酸を得る施設
- (5) 事故概要
ア 高純度アクリル酸精製塔のボトム液を一時貯蔵する中間タンク (V-3138) が爆発、炎上し、隣接しているアクリル酸タンク及びトルエンタンク、爆発警戒中の消防車両等に延焼したもの。
イ 被害状況
(ア) 人的被害
a 死者 1 名 (消防吏員)
b 負傷者 36 名 (消防吏員 24 名、警察官 2 名、従業員 10 名)

【第 10 章 災害事例の検証】

(イ) 物的被害

アクリル酸中間タンク大破、周辺設備、ラック及び配管等の損傷、消防車両の焼損等

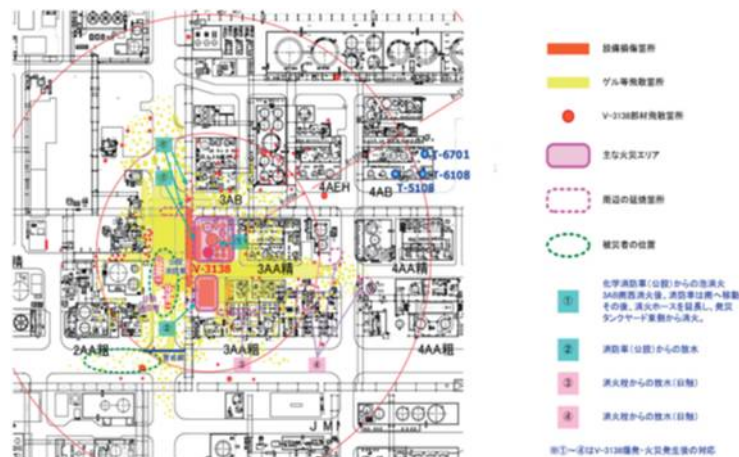




写真 10-2-4 焼損した消防車

(6) 事故原因

アクリル酸製造施設内の高純度アクリル酸精製塔のボトム液を一時貯蔵する中間タンクにおいて、タンクの貯蔵液量を増加したにも拘わらず、貯蔵液の天板リサイクルを実施しなかったために冷却不足となり、アクリル酸二量体生成反応が加速され、温度上昇を生じた結果、アクリル酸の重合反応が進行して更に温度が上昇したため、中間タンクが爆発し、炎上したものの。

(7) 事故に至る背景及び問題点等

ア タンク流入液が過剰に加熱されていたこと。

(ア) 設備の設計及び建設段階において、T-108 系ボトム液の液中には安定剤が多く含まれていたため、V-3138 貯蔵液の冷却不足によるトラブル発生の懸念は低いと認識されていた。

また、T-5108 ボトム液移送配管に採用された蒸気ジャケットには、減圧弁と温調トラップが採用されたが、V-3138 コイルの冷却能力の確認はなされておらず、タンク上部の液の冷却不足を招く要因、リスクについては未検討であった。

(イ) 設備の試運転段階において、蒸気ジャケット配管出口における T-5108 ボトム液の温度は定量的に把握されていなかった。

(ウ) 設備の商業運転開始後において、T-5108 ボトム液の蒸気ジャケット配管出口における温度は、製造部門内で広く認識されてはおらず、T-5108 ボトム温度と同程度と認識されていた。

イ 天板リサイクルが実施されなかったこと。

【第 10 章 災害事例の検証】

- (ア) 天板リサイクルの必要性について、運転員の認識が薄れていた。
 - (イ) 天板リサイクルに係る現場表示が、作業者にとって分かりにくかった可能性がある。
 - (ウ) V-3138 液溜めに付随するリスクについて未検討であった。
 - (エ) V-3138 液溜め作業は、「V-3138 基本管理方法」に定められた内容に沿って実施されるべきであったが、この内容がマニュアルに反映されていなかったため、運転員への周知ができなかった。
- ウ タンク管理温度の設定及びタンク温度の検知に不備があったこと。
- (ア) V-3138 の通常の貯蔵液量は少なく、また、タンク内のコイルにより液が冷却され、液中には安定剤が多く含まれていたといった理由から、V-3138 の定量的な温度管理の必要性は、主要工程に比べて相対的に低く認識されていた。
 - (イ) アクリル酸の二量体（DDA）の生成には安定剤や雰囲気は影響せず、温度の影響が大きいが、DDA 生成に伴う危険性情報が広く共有化されていなかった。
 - (ウ) 温度計の設置の要否や利用形態は、温度管理の必要性や温度監視周期の長短、法的要求等を踏まえて設定されるが、これらを総合的に反映した温度監視手段についての所内統一的な基準がなかった。
 - (エ) 平成 6 年 4 月、他のアクリル酸中間タンクにおいて重合トラブルが発生した際、そのタンク以外の類似タンクにも温度常時監視外部冷却熱交換器設置等の対策が実施され、V-3138 についても温度計が設置されていないことが確認されたが、事故対策の水平展開の実施対象外とされた。
- また、一連の事故原因、対策の検討は、その部署内で完結しており、技術系の他部門が参画した形で幅広く類似事故を防止するための仕組みが整っていなかった。
- エ 正常温度域及び温度上限以下への制御、異常進行の回避ができなかったこと。
- (ア) アクリル酸の安全対策全般について、設備停止等の処置では抑制できない異常事態を想定した判断基準や対応手段が未確立であった。
 - (イ) V-3138 について、温度監視の不備により、異常を検知できなかった。また、異常事態への判断基準、対応手段が確立されておらず、これに対処するための設備もなかった。
- オ 危機的状況を回避できなかったこと。

【第 10 章 災害事例の検証】

- (ア) 危険物や高圧ガスの漏えい、火災等の異常現象に対する初期対応手順を事業所要領として整備を進めているが、暴走反応については作成されていなかった。
- (イ) 事業所規程として、自衛防災マニュアルが整備されているが、自衛防災組織における役割分担とその定義には、公設消防への情報提供等の連絡体制の面において不明確な点があった。
また、各プラントの異常判断基準及び対応方法を一元集約したマニュアルは確立されていなかった。
- (ウ) V-3138 からアクリル酸蒸気が放出されている状況下において、タンク内部へ水や安定剤を投入する等の追加処置を行うことができず、放水以外に異常事態の進行を抑制する手段がなかった。

第 3 節 流出

1 重油の海上流出事故

- (1) 発生日時 昭和 49 年 12 月 18 日 20 時 40 分頃
- (2) 処理完了 昭和 49 年 12 月 19 日 0 時 30 分
- (3) 発生場所 岡山県



写真 10-3-1 事業所全体図

(4) 事故タンクの概要

施設区分 特定屋外タンク貯蔵所

貯蔵危険物 第 4 類 第三石油類 重油

容量 48,000kl (事故時 37,300kl)

タンク直径／高さ 52,302／23,670 (単位: mm)

タンク形式 固定屋根式 (縦置円筒型ドームルーフ)

(5) 事故概要

ア 重油タンク (T-270) の底部円周部が破断して重油が漏えいしたものの。

さらに、タンク直立階段の倒壊によって防油堤が損壊したため、防油堤内から漏えいした重油が排水溝を経て瀬戸内海に流出、拡散した。

各種補償、漏えいした重油の回収費用等を含めた損害額は約 500 億円にも及ぶとされ、この事故を契機として石油コンビナート等災害防止法の制定及び消防法の大幅な改正に繋がっている。

イ 被害状況

(ア) 人的被害 なし

(イ) 物的被害

【第 10 章 災害事例の検証】

- a 重油 42,888kl（15℃換算、隣接タンクから配管を通じて漏えいした分を含む。）の漏えい
- b タンク等破損
- c 海上漏えい（7,500～9,500kl）による瀬戸内海の広範囲汚染

（6） 事故原因

事故の直接原因は、タンク底部の溶接部が破断したことによるが、溶接部の破断に繋がった要因としては、溶接部の欠陥、タンク基礎の不等沈下及び支持力低下等の様々な因子が重なったと推定されている。

（7） 事故に至る背景及び問題点等

- ア タンク底板部が基礎の不等沈下、油による荷重、油の温度による熱応力、溶接初期における底板の変形及び油の温度変化の履歴等により影響を受けていた。
- イ 底板溶接部のうち、三枚重ね溶接部分にタンク基礎に向かって下に凸形の変形が生じ、この変形部分に溶接初期における欠陥が存在していたとすれば、その箇所より油の漏えいが発生したと考えられる。
- ウ 直立階段の基礎工事によって軟弱化していた階段付近のタンクの基礎地盤が、上記の油の漏えいにより、一層その支持力を弱められる結果となった。
- エ この影響により側板とアニュラ板との溶接部に沿って、底板部に異常なひずみを生じ、曲げ塑性変形が起こったことも考えられ、そこに亀裂が生じ、油の漏えいが見られ始めた。



写真 10-3-2 重油タンク

【第 10 章 災害事例の検証】

2 防油堤内に留まった流出事故①

東日本大震災に伴うガソリン及び重油流出事故

- (1) 発生日時 平成 23 年 3 月 11 日 16 時 00 分頃(推定)
- (2) 覚知日時 平成 23 年 3 月 16 日 13 時 32 分
- (3) 火災警戒区域の設定日 同日 14 時 00 分 (3 月 25 日 15 時 30 分解除)
- (4) 処理完了日 平成 23 年 3 月 25 日
- (5) 発生場所 宮城県



写真 10-3-3 事業所周辺

(6) 事故タンクの概要

ア ガソリンタンク

施設の区分 特定屋外タンク貯蔵所

貯蔵危険物 第4類 第一石油類 ガソリン

容量 4,950kl

タンク直径/高さ 23,400/11,669 (単位: mm)

タンク形式 浮き蓋付きの屋外貯蔵タンク (コーンルーフ型)

イ 重油タンク

施設の区分 特定屋外タンク貯蔵所

貯蔵危険物 第4類 第三石油類 重油

容量 3,100kl

タンク直径/高さ 20,000/15,000 (単位: mm)

タンク形式 浮き蓋付きの屋外貯蔵タンク (コーンルーフ型)

(7) 事故概要

津波により屋外タンク貯蔵所の付属配管 2 箇所のベントノズルが破断し、ガソリン約 1,200kl・重油約 1,400kl が防油堤内に流出したものの。

【第 10 章 災害事例の検証】

(8) 対応状況

A製油所火災による避難指示が解除された翌日の3月16日14時00分、付近の道路が啓開され事業所の職員と共に施設に立ち入ったところ、防油堤内が一面油のプールとなっており、堤内中央部を見ると配管から噴水のようにガソリンが吹き出ている状況となっていた。

事業所の職員は、同日の13時30分頃に立ち入り、13時32分にその状況を119番で当局に通報している。第1報ではベントノズルから灯油が吹き出ているとの情報であった。

所轄消防本部の警防本部では、この危険物流出対応が最優先の課題となり、どのようにして原因となったタンクの元弁を安全に閉鎖できるか検討を重ね、結果、防油堤内を泡でパージし可燃性蒸気を抑制しつつ、タンク直近の元弁を閉鎖するという作戦が決定された。その後、広大な防油堤の全面に泡を張るための泡原液の量や資機材調達、それにかかる時間等を朝方まで計算・準備し、再度現場へ向かった。

9時から可燃性蒸気を抑えるために消防隊による泡パージが開始され、14時20分に漏えいしているタンクの元弁を全て閉鎖し流出は抑えられた。流出は抑えられたものの、防油堤内に流出している約2,600klの流出油をいかに回収するかということが、次の大きな課題となった。

事業所側では、資機材調達に1週間、全量回収まで1ヶ月間を要すると見込んでいたことから、当局は更なる流出に備えて、堤内の油の量を手作りスケールで朝夕の2回測定することとし、その日から連日職員が状況を確認した。

回収が終了したのは、3月25日15時30分であった。



写真10-3-4 ベントから噴出するガソリン(高さ約2m)



写真 10-3-5 消防隊による泡パージ



写真 10-3-6 定点観測用手作りスケール

3 防油堤内に留まった流出事故②

加熱コイルの腐食開孔による原油流出事故

- (1) 発生日時 平成 25 年 11 月 7 日 (木) 13 時 15 分頃
- (2) 覚知日時 平成 25 年 11 月 7 日 (木) 13 時 54 分
- (3) 発生場所 大阪府
- (4) 事故タンク概要
 - 製造所等の別 特定屋外タンク貯蔵所
 - 貯蔵危険物 第 4 類 第一石油類 原油
 - 容量 47,590kl
 - タンク直径/高さ 55,200/21,915 (単位: mm)

【第 10 章 災害事例の検証】

タンク形式 浮き屋根式（鋼製シングルデッキ型）

（５） 事故概要

摩擦要因と腐食要因の総合作用により発生した、屋外貯蔵タンクの加熱コイルの開孔部から原油が約 22 キロリットル（防油堤内約 5k1、油水分離装置約 17k1（排水ピット経由））漏えいした。

（６） 事故の経過等

ア 平成 25 年 11 月 6 日（水）

22 時 00 分頃通常作業により、加熱コイル用蒸気入り口弁を閉止して蒸気の通気を停止。水分を加熱コイルから排出するために、蒸気入口配管のドレン弁及び出口蒸気トラップのバイパสดレン弁を「閉」から「開」へ操作。

イ 平成 25 年 11 月 7 日（木）

13 時 15 分頃タンクパトロール中の作業員が漏えいを発見

13 時 40 分頃ドレン弁の閉止により漏えいを停止

（７） 点検結果

ア 損傷部の位置と特徴

タンク内部を確認した結果、加熱コイルに 6 ヲ所の開孔を認めた。また、開孔に至らない局所的な減肉も多数見られた。これらの損傷は、何れも原油側（コイルの外表面）から生じており、蒸気側（コイルの内表面）には見られなかった。また、開孔及び減肉は、スラッジ堆積下で著しく、加熱コイルのサポート近傍に集中していた。

イ スラッジ堆積範囲

タンクを開放したところ、底部に堆積したスラッジの量が前回開放時に比べ多かったことから、前回開放時の堆積量との比較を行った。

（８） タンクの点検経歴

直近 2 回（平成 10 年、21 年）の開放点検では、加熱コイルの原油側（コイル外表面）に著しい減肉は認められていなかった。

（９） 事故原因の推定

ア 摩耗環境の評価

損傷部の観察から、加熱コイルとサポートの間で摩耗が生じたものと思われたため、摩耗環境の評価（加熱コイルの伸縮移動量計算）を行った。加熱コイルの熱伸び量を推算したところ、加熱コイルの熱伸び方向と熱伸び量は、サポートと損傷の位置関係と概ね良く一致していた。

イ 腐食環境の評価

原油タンク底部にはドレン水が滞留する他、スラッジが堆積している。

【第 10 章 災害事例の検証】

加熱コイルは、スラッジ中に分散しているドレン水と接触する状況であったと推察される。

開孔部の観察結果では、原油側からの腐食が見られたため、ドレン水とスラッジの分析を行うとともに、鋼板腐食の温度影響を確認した。

(10) 損傷原因の推定

前述の摩耗、腐食環境両面の評価結果より、今回の損傷は、摩耗と腐食の相乗作用により比較的短期間での開孔に至ったものであると推定される。

(11) 再発防止対策

ア 設備面の対応

サポートシューを増設し加熱コイルとサポートが直接接触しない構造とした。

イ 管理面の対応

(ア) スラッジの異常堆積防止

ミキサー首振り機構に不具合が生じた場合は、速やかに調整を行い首振り機能の回復を図る。

(イ) 加熱コイルの点検方法

間欠使用による熱伸縮が多い場合は、ジャッキアップによるサポート接触部検査を検討する。

(ウ) 損傷時の早期発見と漏えい防止

加熱コイル不使用時は、加熱コイルの蒸気ドレン出口弁とバイパスドレン弁を閉止管理することとし、運転手順書に規定した。

また、防油堤内に蒸気ドレン排出用の側溝（U字溝）を設けて速やかに油膜検知器で発見できる構造とした。

(12) その他

今回の事故は公設及び自衛防災隊の警戒活動のみであったが、流出原油の可燃性蒸気の蒸発防止と災害防止のため防油堤内を泡パージする必要があった。

【第 10 章 災害事例の検証】



写真 10-3-7 被害状況



写真 10-3-8 改善状況

第 4 節 浮き屋根の沈降

1 浮き屋根の沈降により原油が大気に露出し、近隣住人の健康被害及び環境への影響が懸念された事故

- (1) 覚知年月日 平成 24 年 11 月 7 日 14 時 45 分
- (2) 発生場所 沖縄県



写真 10-4-1 発災事業所の全景

(3) 事故タンクの概要

製造所等の別

貯蔵危険物 第 4 類 第一石油類 原油

容量 99,600 (発災当時の在庫量は約 51,500) kl

タンク直径／高さ 84,700／19,500 (単位：mm)

タンク形式 浮き屋根式 (鋼製シングルデッキ型)

(4) 事故概要

ア 原油タンクの浮き屋根が沈降し、これに伴いルーフドレンから防油堤内に原油約 4.5kl が漏えいしたものの。

イ 被害状況

防油堤内に漏えいした原油は回収され、事業所外への漏えいはなかった。また、死傷者等の発生もなかったが、原油が大気に露出したことで、ベンゼン等の石油ガスが大気中に拡散し、事故発生の 11 月 7 日から 12 月 12 日までの間に、周辺住民等から事業所に対して約 400 件の悪臭苦情と問い合わせが寄せられた。このことから、周辺地域においてガス検知器等を活用した臭気点検が実施されたほか、住民等を対象とした特定化学物質特殊健康診断が 2 回実施され、約 900 名が受診した。

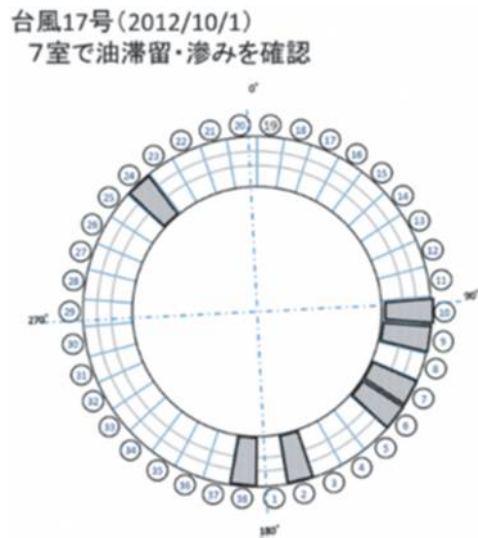


図 10-4-1 浮室（ポンツーン）下板の損傷分布

(5) 事故原因

当該浮き屋根は、次のような推移により沈没したものと推定されている。

ア 台風（平成 24 年 8 月 27 日、9 月 16 日、9 月 29 日）による強風の影響（風圧）で、浮き屋根のポンツーン下板の構造的に弱い部位に小さな疲労き裂が発生、増加した。

イ 当該き裂部から、ゆっくりとポンツーン内に油が浸入し、浮力損失により浮き屋根が傾斜した。

ウ 平成 24 年 11 月 4 日には、事業所近隣の気象庁観測所で過去最大となる 10 分間降水量 23.5mm を記録したが、この降雨による浮き屋根上への滞水で、浮き屋根が更に傾斜し、沈下した。

エ 浮力を消失したポンツーン及びデッキが沈み込む反動でポンツーンに過大な応力が生じ、亀裂が発生した。

オ ポンツーン内の油が仕切り板の上端まで至り、隣室に越流し、浸油ポンツーンがだんだん増加した。

カ 浮き屋根全体の浮力を確保できなくなり、最終的に沈没に至った。

(6) 事故に至る背景及び問題点等

ア 浮き屋根の構造等に関すること。

(ア) 当該タンクの浮き屋根の円周方向補強材はトラス構造を採用しているが、仕切り板とトラス間には隙間（弱点 1）があり、トラスとポンツーン下板が断続溶接（弱点 2）となっていたこと。

(イ) 過去の浮き屋根への当て板補修により、浮き屋根重量が増加し、

【第 10 章 災害事例の検証】

浮き屋根の喫水線位置が上がっていたこと。

- (ウ) 仕切り板とポンツーン下板及びリム板は連続溶接であったが、仕切り板とポンツーン上板は断続溶接であったため、ポンツーン室内に滞油した喫水線が仕切り板の上端を越えると、油が隣のポンツーン室に越流する状況となっていた。

イ 平成 24 年 8 月 28 日にポンツーン 1 室の滞油が確認された後、9 月 19 日には計 4 室、10 月 1 日には計 7 室の滞油が確認されていたが、補修が行われなかった。

(7) 消防機関等の活動状況

事故発生を受け、事業所の自衛防災組織及び所轄消防本部から、大型高所放水車、泡原液搬送車、大型化学消防車、ポンプ車、指揮車が出動。

また、当該特別防災区域に配備されている大容量泡放射システムを配置し、事業所の事務所内に指揮本部を設置した。



写真 10-4-2 浮き屋根が完全に沈んだ状態



写真 10-4-3 大容量泡放射システムの配置状況

第 5 節 内部浮き蓋の異常

1 浮き蓋の沈降

- (1) 覚知年月日 平成 18 年 8 月 8 日
- (2) 発生場所 北海道
- (3) 事故タンクの概要
 - 施設区分 特定屋外タンク貯蔵所
 - 貯蔵危険物 第四類 第一石油類 ナフサ
 - 容量 23,437kl
 - タンク直径／高さ 40,700／19,515 (単位：mm)
 - タンク形式 浮き蓋付きの屋外貯蔵タンク (パン型バルクヘッド付鋼製バルクヘッド型)
- (4) 事故概要
 - 内部浮き蓋が沈没したもの。
- (5) 事故原因
 - 通常運転中、内部浮き蓋上に油が繰り返し噴き上げて滞留したことにより、内部浮き蓋が浮力を失って沈没したものと推定される。
- (6) 事故に至る背景及び問題点等
 - ア 通常は受入れを行っていないガス化しやすい分解ナフサを受け入れていたこと。
 - イ 外周デッキシール部の劣化で、側板との密着性が低下し、浮き蓋の下に滞留したガスが噴き上げやすい状況となっていたと推定されること。
 - ウ 内部浮き蓋が浮き室を持たない構造であったこと。
- (7) 事故対応及び経過等
 - ア 発見までの経緯
 - (ア) 8 月 8 日の朝、事業所近隣住民から事業所周辺でガス臭がするとの通報を受けた消防本部が事業所に対して状況を調査するように要請した。
消防本部は事業所から「異常なし」との報告を受けた。
 - (イ) 同日の夕方、事業所の定期パトロール中に臭気を感知し、タンク上部ハッチから検尺測定した結果、内部浮き蓋の沈没を確認したことから、管轄消防本部に通報した。
 - イ 在槽油回収方法
 - (ア) 在槽油回収に伴う前処理
 - a 可燃性ガスと酸素との爆発混合気形成を回避するため、タンク内気相部へ窒素ガスを導入した。(窒素ガス導入量は在槽油回収完了ま

【第 10 章 災害事例の検証】

で $700 \sim 1,300 \text{ m}^3/\text{h}$)

導入はサンプリング用マンホール及び出入り用屋根マンホールから耐圧ホースを用いて実施し、帯電防止のため、ホース接続部を被覆及び結束した。

- b 窒素ガスによるシール効果向上のため、タンク側板のサイドベント（計 28 箇所）をベニヤ板と防災シートで、トップベントを防災シートでシールした。

ベニヤ板は当初厚さ 6mm を使用したが、雨水等により変形し、気密性の低下が懸念されたため厚さ 12mm に変更したところ、その後の板の変形はなくなり、シール性が向上した。

また、臭気対策としてトップベント部に消臭剤を噴霧した。

- c タンク内気相部の目標酸素濃度は、窒素導入によりナフサ蒸気濃度に関わらず着火危険性を回避できる限界酸素濃度（11.6%）より更に低い 10%以下とした。

連続式ガス吸引器を使用して、1 時間ごとに酸素濃度等の測定（固定屋根から 3m、液面上から 1m の位置）した結果、在槽油回収期間のタンク内気相部の酸素濃度の実績値は、窒素ガス導入直後 3~7%、その後は 1~3%で推移した。

(イ) 在槽油回収作業

- a 危険物を早急に排除するため、在槽油の大半（11,500kl）をタンカー（4,500kl×2 隻）及び原油タンク（2,500kl、既設配管にて）へ回収した。
- b 残った在槽油（2,844kl）の回収については、タンク下部の水切りラインより回収することが検討されたが、浮き蓋デッキプレート上に油が残存したまま浮き蓋下部の油回収を行うことで、油の荷重により浮き蓋が座屈する可能性が考えられたため、タンク側板にホットタップ工法を利用して開孔し、浮き蓋上部から在槽油を回収することとした。ホットタップ工法では、安全に開孔を実施するために、タンク内へ海水を導入して油層を押し上げ、施工部を海水層とした上で開孔することとした。
- c 海水の導入にあたり、事前に実験を実施し、油と海水を混合しても即時に分離することを確認した。
- d 海水の初期の導入については、エマルジョン生成防止のために低速（50kl/h）とした。導入後は検尺を実施して浮き蓋の高さに変化がなく、浮き蓋の浮上がないことを確認した。その後、浮き蓋の構造上の高さよりも 100mm 下まで海水を 100kl/h で導入した。海水

【第 10 章 災害事例の検証】

導入後は浮き蓋の高さに変化がないことを確認した。

- e 海水が浮き蓋を通過する際、流速を 50kl/h として、サンプリングロから 100mm 上となるまで海水を導入した。導入後に浮き蓋の高さを確認したところ、浮き蓋の浮上が確認された。
- f 浮き蓋を再着底させるため、海水を底部水切りラインより排水系へ排出した。排出に際しては、浮き蓋の再着底時の衝撃等を考慮し、海水の排出速度を 100kl/h で管理し、かつ、2 時間ごとに検尺を実施して浮き蓋の高さを確認した。

最終的に浮き蓋の位置が構造物高さと同等の高さであることを確認した。

- g 浮き蓋の再浮上を防止するため、タンク屋根マンホール 2 箇所からホースを用いて海水 460kl（浮き蓋の再浮上防止に必要な量）を導入し、その後、タンク検尺により浮き蓋の着底を確認した。

ホースはタンク内部には帯電用ラバーホース、地上の消火栓からタンク上部までは消火用のホースを設置し、屋根マンホールの上蓋にはホースガイド及びアースを設置した。

また、タンク内でのホースの振れが懸念されたことから、事前に実験にて問題のないことを確認するとともに、帯電防止用ラバーホースの引張り強度が規定されていなかったことから、補強用ロープを沿わせて使用した。

ウ 回収作業時の安全対策

- (ア) 作業員は非帯電性の作業服、作業靴を着用した。
- (イ) 屋根上の作業においては、防毒マスク、マンホール等の開口部近の作業においては、酸欠及びガス吸引防止対策としてエアラインマスク着用とした。
- (ウ) 屋根からの落下防止対策として、フルボディハーネスを着用した。
- (エ) 工具による火花発生防止対策としてノンスパーク工具を使用し、併せて屋根マンホール開放時には、ボルト及びナットへの散水を行った。
- (オ) 作業員が携帯しているものが落下することのないように、ポケットの閉止及びロープを使用した工具類の落下防止対策を行った。



写真 10-5-1 浮き蓋の破損状況

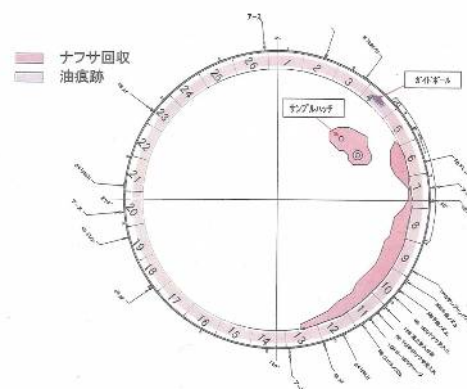


図 10-5-1 浮き蓋の破損状況

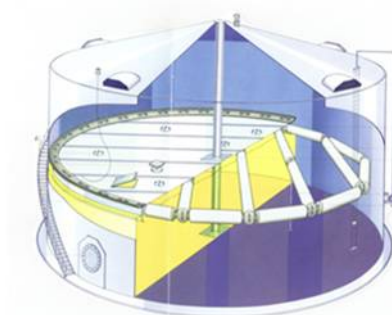


図 10-5-2 内部浮き屋根タンク構造図

第 6 節 その他

1 硫化水素ガス漏えい事故

(1) 発生場所 神奈川県

(2) 発生日時 平成 7 年 5 月 30 日 9 時 40 分

(3) 処置完了日時 平成 7 年 5 月 30 日 9 時 57 分

(4) 事故施設概要

施設区分 危険物製造所

施設名称 硫黄回収装置

施設概要 石油の精製過程で生成する硫化水素から、硫黄を製造する装置である。

(5) 事故概要

ア 硫黄回収装置は、運転を停止し、定期整備工事中であった。

イ 被害状況

(ア) 人的被害

a 死者 3 名 (3 日後死亡)

b 負傷者 27 名

(イ) 物的被害

硫化水素 74 m³流出した。

(6) 原因

交換工事を行ったブロックバルブの上流側にある空気駆動式圧力逃し弁は、通常は閉態で管理されており、配管系の圧力が何らかの原因で上昇したときに開となり、圧力の低減を目的として設置されたものであり、本来、配管を閉止することを目的として設置されたものでない。

しかし、ブロックバルブ交換工事作業者は、この圧力逃し弁が閉じていることをもって、硫化水素ガス配管の完全な閉止が行われていると思いこんでいるところ、並行して行われていた空気配管工事の影響で、突如、空気駆動式逃し弁は全開となり、この部分から硫化水素ガスが噴出した。

(7) 事故に至る背景及び問題点

ア 使用中である硫化水素配管系の、ブロウ・ダウン配管系に接続する空気駆動式圧力逃し弁は全閉であった。

【第 10 章 災害事例の検証】

- そして、空気駆動逃し弁を含む硫化水素配管系には所定の「危険表示」が施されていたにもかかわらずブロックバルブの取外し工事を行った。
- イ バルブの取外しや配管の切離しを伴う工事を行う場合には、設置目的の異なる圧力逃し弁が閉状態にあることをもって事が足りとするのではなく、更に上流に位置するブロックバルブを確実に閉止し、硫化水素の遮断を行う必要があった。
- ウ 本工事と並行して、軽装及び圧力逃し駆動用の空気配管の補修工事を行われたが、工事内容について連絡がなかった。
- エ 風上側でも、海岸に面しているため風が廻っており、硫化水素での多くの負傷者が発生している。この事故以降、構内の主要箇所には吹き流しを設置した。
- オ 消防機関に対する通報において漏えいガスの情報が入ってこないため、先着の救急隊員が硫化水素ガスを吸い負傷した。

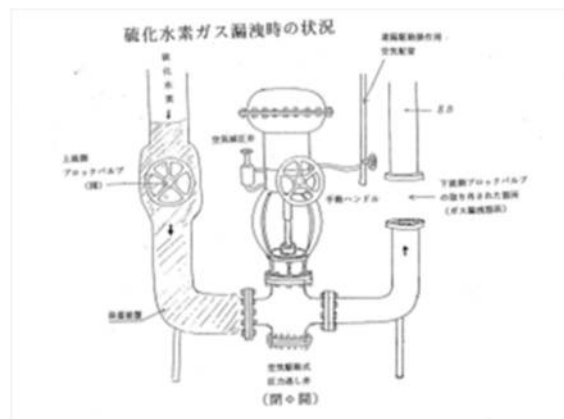


図 10-6-1 硫化水素漏えい配管



図 10-6-2 硫化水素ガス拡散図

参考文献

- 1 基本的消防戦術
研修館 富樫金三郎
- 2 兵庫県石油コンビナート等防災計画
兵庫県石油コンビナート等防災本部
- 3 警防活動時等における安全管理マニュアル
消防庁
- 4 自衛防災組織等の防災活動の手引き
消防庁 特殊災害室
- 5 小隊活動基準・石油コンビナート等災害防御対策要綱
神戸市消防局
- 6 小隊活動基準
神戸市消防局
- 7 消防活動における安全管理に係る検討会報告書
総務省消防庁
- 8 消防教科書「火災防ぎよ」
一般財団法人 全国消防協会
- 9 高圧ガスハンドブック
(一社) 日本産業・医療ガス協会
- 10 中級高圧ガス保安技術第 10 次改訂版
高圧ガス保安協会
- 11 平成 27 年度高圧法国研修：高圧ガス事故の基礎知識
高圧ガス保安協会参与・東京工業大学名誉教授 小林 英男
- 12 高圧ガス事故の統計と解析
高圧ガス保安協会
- 13 平成 28 年度行政機関向け高圧ガス保安法令等勉強会：高圧ガスの性質と取扱い
高圧ガス保安協会
- 14 高圧ガス保安対策事業（事故調査解析）高圧ガス事故の類型化調査報告書
高圧ガス保安協会
- 15 中毒百科 事例・病態・治療
内藤裕史
- 16 化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル
第1回消防・救助技術の高度化等検討会
- 17 NBC災害活動マニュアル
北九州市消防局
- 18 石油製品のできるまで
石油連盟

- 19 消防教科書「消防機械器具概論」
一般財団法人 全国消防協会
- 20 消防教科書「救助」
一般財団法人 全国消防協会
- 21 石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル
石油コンビナート等防災体制検討会 総務省消防庁特殊災害室
- 22 危険物施設の震災等対策ガイドライン
消防庁
- 23 三重県石油コンビナート等防災計画
三重県石油コンビナート等防災本部
- 24 自衛防災組織等のための防災活動の手引き【屋外タンク編】
消防庁特殊災害室
- 25 防災要員教育訓練指針
石油コンビナート等防災体制検討委員会 消防庁特殊災害室
- 26 応急手当講習テキスト
一般財団法人 救急振興財団
- 27 J R C 蘇生ガイドライン 2015
一般社団法人 日本蘇生協議会
- 28 消防教科書 特殊災害
一般財団法人 全国消防協会
- 29 Safety & Tomorrow No.142、143、157、164、165
危険物保安技術協会

